

たちかわの福祉

令和8（2026）年度版



立 川 市

本書の利用に当たって

- この冊子は、高齢者、心身障害者、児童などを対象とした福祉事業、生活保護、保健、医療、国民健康保険、国民年金などの多種多様な社会福祉関係の窓口、施設、制度などを明らかにしたものです。
- 立川市の社会福祉事業などを中心として、併せて法外援護活動などを行っている立川市社会福祉協議会などの事業も掲載しました。
- なお、手当などの額については個別に表記のない物については、令和8（2026）年4月時点のものであり、今後変更になる場合もありますので、それぞれの担当窓口でお確かめください。
- 各項目内の電話番号で4桁のものは内線番号です。

凡 例

それぞれの表下端の略称は、次のような内容を意味しています。

単		継		国		都		市負	
---	--	---	--	---	--	---	--	----	--

単…国・都の補助金なしで市が行っている事業

継…国・都の補助基準を超えて市が行っている事業

国…国庫補助事業

都…都補助事業

市負…国・都の補助事業で、かつ市の負担額のある事業

○…該当項目を示します。

※なお、表示のない事業については、財源内訳を示すのはなじまない事業です。

目次

I 高齢者の福祉

1. 介護保険

① 介護保険料	
●介護保険料の算定	1
●介護保険料の納付	3
●介護保険料の口座振替	4
●介護保険料の減免	4
② 要介護認定	
●新規申請、更新申請、変更申請	4
●認定調査、主治医意見書	4
●認定審査会	5
●認定結果と利用限度額	5
③ 介護保険サービス	
●立川市介護支援専門員研修会	5
●介護保険で利用できるサービス	6
●介護保険負担割合証	7
●高額介護（介護予防）サービス費	7
●高額医療合算介護（介護予防）サービス費	8
●高額介護サービス費の資金貸付	8
●介護保険サービス等利用費用負担軽減	8
●特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	9
●福祉用具購入	10
●住宅改修	10

2. 介護予防

●介護予防・日常生活支援総合事業	10
●認知症予防教室	11
●地域体操クラブ	11
●健康体操応援リーダー等派遣事業	11
●地域リハビリテーション活動支援事業	11

3. 地域包括支援センター

●地域包括支援センター事業	12
●立川市居宅介護支援事業者等連絡会	13
●立川市介護サービス事業者連絡会	13
●地域支え合いネットワーク事業	13
●認知症地域支援推進員配置事業	14
●認知症初期集中支援チーム事業	14
●認知症アウトリーチチーム事業	14
●在宅医療・介護相談窓口設置事業	14

4. その他の在宅生活支援

① 日常生活の援助	
●認知症支援事業	15
●認知症支援コーディネーター事業	15
●認知症カフェにおける講師謝礼金補助金交付事業	15
●家族介護慰労金支給事業	15
●高齢者自立支援日常生活用具給付事業	16
●福祉用具相談	16

●高齢者救急通報システム事業.....	16
●高齢者あんしん見守り支援事業.....	16
●自動通話録音機の無料貸出.....	17
●高齢者火災予防機器給付助成事業.....	17
●高齢者車いす貸与事業.....	17
●高齢者等寝具乾燥消毒事業.....	18
●高齢者おむつ給付助成事業.....	18
●高齢者等位置情報確認サービス事業.....	18
●高齢者等見守りシール事業.....	19
●高齢者等配食サービス事業.....	19
●在宅高齢者訪問理美容サービス事業.....	19
●高齢者等入浴券支給事業.....	19
●生活支援体制整備事業.....	20
●地域活動支援事業補助金交付事業.....	20
●高齢者虐待防止・対応（権利擁護事業）.....	21
② 住宅のために	
●高齢者世帯等家具転倒防止器具取付事業.....	21
●住宅改修支援事業.....	21
●高齢者住宅改修アドバイザー事業.....	22
●高齢者自立支援住宅改修給付事業.....	22
●高齢者集合住宅（シルバーピア）事業.....	23
●たちかわ入居支援福祉制度.....	23
●居住支援事業.....	24
③ 施設利用	
●生活支援ショートステイ事業.....	24
●養護老人ホームの入所.....	24
●高齢者施設入浴サービス事業.....	25
5. 元気な高齢者などへの施策	
●シルバー人材センター.....	25
●グループ旅行高齢者支援事業.....	25
●補聴器購入費助成事業.....	26
●老人クラブ.....	26
●福祉会館の施設案内.....	26
●シルバー大学への入学案内.....	27
●敬老金の支給.....	27
●高齢者のつどい事業.....	27
●高齢者訪問事業.....	27
●寿教室.....	27

Ⅱ 障害者の福祉

1. 手帳

●障害者手帳の交付.....	31
●身体障害者手帳の交付申請手続.....	31
●愛の手帳の交付申請手続.....	32
●精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続.....	32

2. 手当

●重度心身障害者手当.....	33
●心身障害者手当.....	33
●心身障害者福祉手当.....	33
●障害児福祉手当.....	34
●特別障害者手当.....	34
●難病手当.....	34

3. 共済制度

●心身障害者扶養共済制度	36
--------------	----

4. 障害者総合支援法

●障害者総合支援法等に基づく福祉サービス	37
●障害福祉サービス利用の手続き	40
●障害福祉サービス利用者負担の仕組み	41
●審査請求・権利擁護	43
●相談支援事業	43
●意思疎通支援事業	44
●移動支援事業	44
●地域活動支援センター	44
●重度障害者大学等修学支援事業	45
●基幹相談支援センター	45

5. 精神保健福祉

●自立支援医療（精神通院）制度	47
●小児精神障害者入院医療費助成制度	47
●精神保健専門相談事業	48

6. 医療

●心身障害者医療費の助成	49
●自立支援医療（更生医療）の給付	50
●東京都の医療費助成などの窓口業務	50
●難病医療費助成制度	51
●B型・C型ウイルス肝炎治療 医療費助成制度	52
●東京都の肝がん・重度肝硬変医療費助成制度(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)	53

7. 在宅生活支援

① 日常生活の支援

●補装具費の支給	54
●障害者（児）日常生活用具の給付	55
●障害者（児）補装具費に要する利用者負担金の助成及び軽減	56
●身体障害者福祉電話使用料の助成	56
●居宅心身障害者（児）おむつ貸与等助成	56
●身体障害者入浴サービス事業	57
●重度身体障害者巡回入浴サービス事業	57

② ヘルパー・介護人等派遣

●重度身体障害者等救急通報システム事業	57
●重度脳性麻ひ者等介護人派遣事業	58

③ 交通手段の確保

●タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成事業	58
●心身障害者自動車運転免許取得費の助成	59
●重度身体障害者自動車改造費の助成	59
●心身障害者（児）用自動車運行事業（リフト付自動車の運行）	60
●有料道路における障害者割引制度	61
●都営交通無料乗車券の交付	62
●東京都精神障害者都営交通乗車証の交付	63
●民営バス介護人用割引証の交付	63
●タクシー料金の割引	63
●くるりんバス（立川市民バス）の運賃割引	64

④ 減免

●NHK放送受信料の減免	65
●軽自動車税の減免	66

●市営駐輪場の定期利用の減免.....	67
●市営駐車場の一時利用の減免.....	67
⑤ 住宅のために	
●たちかわ入居支援福祉制度.....	68
⑥ 施設利用	
●在宅心身障害者（児）等緊急一時保護事業.....	68
●心身障害者（児）認定短期入所事業.....	69
●グループホーム等の家賃助成.....	69
8. 園・学級	
●心身障害児通園施設「立川市ドリーム学園」.....	70
●特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室.....	71
●特別支援教育費の援助（就学奨励）.....	71
9. 施設・諸学校	
●知的障害児施設等への入所の相談.....	72
●障害のある児童・生徒の就学.....	72
10. 心身障害者相談員	
●身体障害者相談事業.....	73
●知的障害者相談事業.....	73
11. その他の施策	
●心身障害者保養施設利用事業.....	74
●心身障害者休養ホーム事業.....	74
●ふれあいの広場.....	75
●障害者スポーツ大会.....	75
●ハンディ水泳教室.....	75
●交通災害共済会費助成事業.....	75
●青春学級.....	76
●図書館サービス事業.....	76
●手話通訳者の養成事業.....	77
●視覚障害者向けの広報活動.....	77
●障害者職業訓練事業.....	77
●心身障害者（児）の相談・判定.....	78
●障害者の就労相談.....	78
●障害者就労支援センター「はたらこ」.....	78
●障害者虐待防止センター.....	79
●障害を理由とする差別に関する相談.....	79
●中等度難聴児補聴器購入費用助成事業.....	80
●計画相談支援・障害児相談支援.....	81
●地域生活支援拠点等事業.....	82
●ストマ用具の保管.....	82
●自家発電装置費等の助成.....	82
●在宅レスパイト・就労等支援事業.....	83

Ⅲ ひとり親家庭・女性の福祉

1. ひとり親家庭・女性の福祉

●ひとり親家庭等医療費の助成（ 親 医療証）.....	87
●ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣.....	87
●養育費確保支援事業.....	87
●入院助産.....	88
●母子・父子自立支援、女性相談.....	88

●東京都母子及び父子・女性福祉資金の貸付	88
●母子生活支援施設	89
●母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	89

IV 児童の福祉

1. 児童の福祉

●児童手当	93
●児童育成手当（育成手当・障害手当）	94
●児童扶養手当	95
●特別児童扶養手当	95
●乳幼児医療費の助成（ <u>乳</u> 医療証）	96
●義務教育就学児医療費の助成（ <u>子</u> 医療証）	96
●高校生等医療費の助成（ <u>青</u> 医療証）	96
●東京都の医療費助成などの窓口業務	96
●未熟児等養育医療費助成	97
●自立支援（育成）医療費助成	97
●教育費の援助（就学援助）	97

2. 私立幼稚園

●私立幼稚園	98
●私立幼稚園園児補助金	98

3. 児童館

●児童館事業	99
--------------	----

4. 学童保育所

●学童保育事業	100
---------------	-----

5. 保育施設

●保育園等	102
-------------	-----

6. 子ども家庭支援

●子育て支援啓発事業	105
●子ども家庭総合相談事業	105
●児童虐待対応	106
●子どもショートステイ事業	106
●子育てひろば	107
●ファミリー・サポート・センター	107
●育児支援ヘルパー事業	108
●養育支援訪問事業	108
●ファミリーフレンド事業	108
●子ども総合相談受付	109

7. 教育相談・就学相談・発達相談

●教育相談	110
●就学相談・転学相談	110
●総合発達相談事業	110
●発達支援啓発事業	110

8. その他の施策

●認証保育所等利用者負担軽減補助	111
------------------------	-----

●認証保育所	111
●一時預かり・定期利用保育事業	112
●病児保育室	113
●ベビーシッター利用支援事業	114
●こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	114
●児童養護施設等への入所・相談	115
●子どもの学習支援事業	115

V 生活保護

1. 生活保護

●生活保護	119
●保護施設	119
●法外援護	119

VI 保健・医療

1. 保健・医療

●母子健康手帳の交付	123
●ベビくる面談（旧妊婦サポート面接）（初回・妊娠8か月）	123
●母子栄養食品の支給	123
●妊産婦・乳幼児保健指導	123
●妊婦健康診査	123
●妊婦精密健康診査	124
●パパママ学級	124
●先天性代謝異常等検査申込書の交付	124
●新生児等聴覚検査	124
●産後ケア事業	125
●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	125
●妊婦等包括支援事業	125
●乳幼児健康診査	126
●3～4か月児・1歳6か月児・3歳児精密健康診査	126
●産婦（産後）健康診査	126
●乳幼児経過観察健康診査	127
●乳幼児発達健康診査	127
●子ども等定期予防接種	127
●風しん対策事業	127
●子どもインフルエンザ予防接種	128
●妊婦インフルエンザ任意予防接種	128
●子宮頸がん予防ワクチン男性任意予防接種	128
●3歳児経過観察健康診査（心理）	129
●すこやか相談	129
●家族心理相談	129
●バースデーサポート	129
●多胎児家庭支援（移動経費補助）	129
●離乳食準備教室（らくらくゴックン）	130
●離乳食後期教室（カミカミ教室）	130
●親と子の健康相談	130
●幼児歯科相談	131
●妊婦歯科健康診査	131
●歯科健康教室（キラキラ☆歯育て）	131
●特定不妊治療医療費助成	131
●歯と口の健康週間	132
●39歳以下の健康診査	132
●40歳以上の健康診査（一般健康診査）	132
●骨密度測定	133

●胃がん・大腸がん・肺がん検診	133
●子宮頸がん・乳がん検診	133
●胃がんリスク検査	134
●成人歯科健康診査	135
●緑内障検診	135
●高齢者インフルエンザ予防接種	135
●新型コロナウイルス感染症ワクチン予防接種	135
●带状疱疹ワクチン定期予防接種	136
●带状疱疹ワクチン任意予防接種（令和7年度終了）	136
●高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種	137
●健康教育	137
●いのち支える自殺総合対策事業	138
●健康相談	138
●ラフ＆タフ体操教室	138
●アピアランスケアの助成	139
●地区健康活動推進事業	139
●熱中症対策事業	139
●医科休日急患診療	139
●歯科休日応急診療	140
●医療機関案内テレホンサービス	140
●潜在看護師再教育・就職支援事業	140
●看護師養成事業（看護専門学校）	140
●感染症の発生した患家等の消毒	140
●骨髄移植ドナー支援	141
●立川市・立川病院 こども救急室	141
●健康ポイント事業	141
●特定健康診査・後期高齢者健康診査	142

VII 保険・年金

1. 国民健康保険（制度の概要、加入・脱退の届出、給付事業など）

●制度の概要（国保）	145
●加入・脱退等の届出（国保）	146
●療養の給付（国保）	147
●高齢受給者証（マイナンバーカード未発行の方など）	147
●療養費（国保）	148
●高額療養費（国保）	149
●高額療養費貸付制度（国保）	151
●結核・精神医療給付金（国保）	151
●出産育児一時金	151
●出産育児一時金貸付制度	152
●葬祭費（国保）	152
●交通事故などによる傷病（国保）	152
●入院時食事療養費（国保）	153
●高額医療・高額介護合算療養費（国保）	154
●一部負担金の徴収猶予・減免（国保）	154

2. 国民健康保険の保険料

●保険料の算定（国保）	155
●保険料の軽減・減免制度（国保）	156
●保険料の納付（国保）	157

3. 後期高齢者医療（制度の概要、届出、給付事業など）

●制度の概要・加入の手続き（後期高齢者医療）	158
●療養の給付（後期高齢者医療）	158
●療養費（後期高齢者医療）	159

●高額療養費（後期高齢者医療）	160
●葬祭費（後期高齢者医療）	161
●交通事故などによる傷病（後期高齢者医療）	161
●入院時食事療養費（後期高齢者医療）	161
●高額医療・高額介護合算療養費（後期高齢者医療）	162
●一部負担金の徴収猶予・減免（後期高齢者医療）	162
4. 後期高齢者医療の保険料	
●保険料の算定（後期高齢者医療）	163
●保険料の軽減（後期高齢者医療）	164
●保険料の納付（後期高齢者医療）	165
5. 保健事業	
●特定保健指導（国保のみ）	166
●人間ドック・脳ドック受診利用補助	166
6. 国民年金（制度の概要と保険料）	
●国民年金制度	168
●国民年金保険料	168
●保険料の申請免除	168
●納付猶予・学生納付特例	169
●法定免除	169
●産前産後免除	169
7. 受けられる年金の種類	
●老齢基礎年金	170
●障害基礎年金	170
●特別障害給付金	170
●遺族基礎年金	171
●寡婦年金	171
●死亡一時金	171
●未支給年金	171

VIII その他の福祉

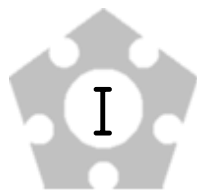
1. その他の福祉	
●民生委員・児童委員	175
●保護司	176
●旧軍人・戦没者遺族等援護（国制度）	176
●日赤への協力	176
●福祉のまちづくりの推進	177
●地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）配置事業	177
●重層的支援体制整備事業	178
●福祉有償運送	178
●総合的な見守りシステム事業	179
●社会を明るくする運動	179
●市民農園	179
●原子爆弾被爆者見舞金	180
●原子爆弾被爆者援護事務	180
●中国残留邦人支援事業	180
●火葬事業	181
●葬儀事業（指定管理者事業）	182
2. 社会福祉協議会の事業	
●社会福祉協議会の主な事業	183
●総合福祉センターの施設貸し出し・利用案内	185

① 専門相談事業	
●アルコール相談	186
●精神障害者の家族相談	186
② 募金活動など	
●共同募金運動・歳末たすけあい運動	186
●物品寄付の受付	186
③ ボランティア・市民活動センター事業	
●ボランティア・市民活動の相談（ボランティア・市民活動センターたちかわ）	187
●ボランティア体験や説明会などの開催	188
●ボランティア保険・行事保険の加入受付・相談	188
●ボランティア・市民活動団体に対する助成金	188
●ボランティアグループ・市民活動団体の登録制度	189
●NPO法人設立相談・市民活動団体支援講座などの開催	189
●印刷機、拡大コピー機などの機材貸し出し	189
●支えあいサロン活動の推進	190
●活動スペースの貸し出し	190
●小・中・高等学校等での福祉学習プログラム実施のコーディネート	190
④ 立川市くらし・しごとサポートセンターに関する事業	
●生活困窮者自立支援事業	190
●住居確保給付金事業	191
●家計改善事業	191
●生活福祉資金貸付事業	191
●受験生チャレンジ支援貸付事業	192
●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	192
⑤ 地域あんしんセンター事業	
●福祉サービス総合支援事業	193
●成年後見活用あんしん生活創造事業	193
●市民後見人養成事業	194
●障害者虐待防止対応事業	194
●出前講座	194
●専門相談事業	194
●たちかわ入居支援福祉制度	194
⑥ 地域包括支援センター事業	
●認知症の方への支援	195
●在宅医療・介護相談窓口	195
●車いす短期貸し出し事業	195

IX 福祉部及び保健医療部組織等と福祉関係施設等一覧

1. 組織図	199
2. 福祉関係施設等一覧	
公的機関	200
地域包括支援センター	200
福祉相談センター	200
障害者のための施設等	201
障害者総合支援法指定障害福祉サービス事業者（立川市内）	207
特別支援学級一覧	208

巻末：事業項目索引



高齢者の福祉

1. 介護保険

① 介護保険料

1

●介護保険料の算定

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護保険料係

1446・1447

[事業内容]

40歳以上の方は、介護保険料を納める必要がありますが、第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入の方）では納付方法が異なります。

○ 第1号被保険者（65歳以上の方）

令和6～8年度の保険料は、保険料基準額（月額）6,183円を基に所得段階に応じて17段階に分かれています。それぞれの所得段階での保険料は、下記の一覧表のようになります。

保険料年額の算出方法：〔保険料基準額（月額）×12か月×料率〕（100円未満切捨て）

所得段階	対象者	料率	保険料年額
第1段階	○生活保護被保護者 ○中国残留邦人等の支援給付受給者 ○住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下	0.267	19,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超120万円以下	0.347	25,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.605	44,800円
第4段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下（世帯に住民税課税者がいる）	0.829	61,500円
第5段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超（世帯に住民税課税者がいる）	1.000	74,100円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.200	89,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	96,400円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	111,200円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	126,100円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	140,900円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	155,800円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.300	170,600円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	2.400	178,000円

第 14 段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	2.583	191,600 円
第 15 段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	2.781	206,300 円
第 16 段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	3.000	222,500 円
第 17 段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が 3,000 万円以上	3.249	241,000 円

- 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第 1 ～ 5 段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
- 令和 7 年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が 10 万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和 8 年度の介護保険料算定においては、引き上げ前の算定方法となります（合計所得金額が前年度と変わらなければ令和 7 年度と同額の保険料）。（令和 8 年度に限った算定方法です）
- 前年度住民税が非課税の方が、令和 7 年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引き上げの決定を受けて、令和 8 年度も引き続き住民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整（収入アップ）を行う場合については、住民税非課税者として判定される場合があります。（令和 8 年度に限り「特例減免」と呼ばれる減免が適用されるためです）

立川市介護保険課 介護保険料係
TEL.042-523-2111(内線 1446)



本書で説明しきれない詳細について
本市 web ページで公開しています

立川市 介護保険料のご案内



●介護保険料の納付

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護保険料係

1446・1447

【事業内容】

＜介護保険料の納付方法＞

○ 特別徴収（年金からの天引き）

老齢（退職）年金等の受給額が年額18万円以上の方は、年金からの天引き（特別徴収）となります。ただし、年度途中で65歳になった方や他市町村から転入した方などは、その年度は特別徴収となりません。

また、老齢福祉年金は特別徴収の対象にはなりません。（遺族年金と障害年金は平成18年度から対象となりました。）

算出された保険料は、下記のように各年金支給月ごとに年金から天引きされます。

期	徴収月	期	徴収月	期	徴収月
第1回	4月	第2回	6月	第3回	8月
第4回	10月	第5回	12月	第6回	2月

○ 普通徴収（納付書による納付）

老齢（退職）年金等の受給額が年額18万円未満の方、老齢福祉年金受給の方、年度途中で65歳になった方、他市町村から転入した方などは、市から送付します納付書による納付（普通徴収）となります。

算出された保険料を、下記の納期限までに納付していただきます。

期 別	納期限	期 別	納期限	期 別	納期限
第1期	7月31日	第2期	8月31日	第3期	9月30日
第4期	10月31日	第5期	11月30日	第6期	12月25日
第7期	1月31日	第8期	2月末日		

※ 納期限が土曜日、日曜日または祝日の場合は、その直後の平日が納期限となります。

＜納付場所＞

納付は、立川市役所、窓口サービスセンター、立川市内にある金融機関の本支店（一部で納付の受け付けをしていない金融機関があります）、東京都（島しょを除く。）・山梨県及び関東6県に所在するゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでできます。詳しくは納付書の裏面をご覧ください。

3

●介護保険料の口座振替

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護保険料係

1446・1447

[事業内容]

介護保険料の口座振替

保険料を普通徴収（納付書による納付）の方法で納めていただく方には、簡単で便利な口座振替による納入をおすすめします。

手続きは

①介護保険料納入通知書 ②預貯金通帳 ③預貯金通帳に使用している印鑑（お届け印）

を持って市内の金融機関で行ってください。

また、口座振替申込専用紙の郵送によるお申し込みも受付けています。用紙は市役所介護保険課、窓口サービスセンターの窓口にて用意してあります。

必要事項をご記入いただき預貯金通帳に使用している印鑑をハッキリ見えるように押印のうえ、切手を貼らずにポストに投函してください。

4

●介護保険料の減免

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護保険料係

1446・1447

[事業内容]

介護保険料の減免制度

災害等により、多大な損害を受けた場合や特別な事情の場合には保険料の減免の制度がありますのでご相談ください。

② 要介護認定

5

●新規申請、更新申請、変更申請

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護認定係

1452～1455

[事業内容]

介護サービスが必要になりましたら、介護保険被保険者証を添えて、市役所本庁舎または最寄りの地域包括支援センター、福祉相談センター、もしくは郵送で認定の申請をしてください。新規申請の認定有効期間は最長12か月です。その後もサービスを利用する場合は更新申請をしてください。なお、認定後、介護を必要とする状態が変化した場合は、いつでも変更申請ができます。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

6

●認定調査、主治医意見書

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護認定係

1452～1455

[事業内容]

申請がありますと、認定調査員が家庭等を訪問し、全国共通の調査項目により本人の心身の状態などについて聴き取り調査をします。また、主治医に意見書を作成してもらいます。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

7

●認定審査会

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護認定係

1452~1455

【事業内容】

認定調査の結果をコンピュータに入力し、介護に必要な時間を推計します。（一次判定）これを原案とし、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会が、認定調査の際の特記事項や主治医意見書の内容を加味し、最終的な審査判定を行います。（二次判定）

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

8

●認定結果と利用限度額

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護認定係

1452~1455

【事業内容】

二次判定の結果、非該当、要支援1・要支援2、または要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5のいずれかに分類されます。区分ごとに定められた限度額の範囲でサービスを利用することができます。結果は郵送します。なお、新規・変更申請の認定の効力は申請日にさかのぼります。

非該当の場合は介護保険サービスを利用することはできませんが、介護予防や生活支援のサービスを受けることができます。

居宅サービスの1か月あたりの利用限度額は次のとおりです。

認定区分	居宅サービスの利用限度額／1か月あたり
要支援1	5,032 単位（おおよそ 50,320 円）
要支援2	10,531 単位（おおよそ 105,310 円）
要介護1	16,765 単位（おおよそ 167,650 円）
要介護2	19,705 単位（おおよそ 197,050 円）
要介護3	27,048 単位（おおよそ 270,480 円）
要介護4	30,938 単位（おおよそ 309,380 円）
要介護5	36,217 単位（おおよそ 362,170 円）

※上記の支給限度額は保険給付される額を含んだ金額で、1単位10円で計算
（地域や利用するサービスの組み合わせによって1単位あたりの金額は若干異なる）

③ 介護保険サービス

9

●立川市介護支援専門員研修会

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

地域包括支援係

540-0311

【事業内容】

介護保険制度運用の要となる介護支援専門員（ケアマネジャー）の活動を支援するため、介護支援専門員を対象とした新任・現任研修を開催しています。

●介護保険で利用できるサービス

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1457

【事業内容】

要介護・要支援の認定を受けた方が利用できるサービスは下記のとおりとなります。サービスの種類ごとに利用できる方（要介護状態区分）が決まっています。なお、要支援１・２の認定を受けた方が訪問介護や通所介護のサービスを利用する場合は、市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」（10 ページ「介護予防・日常生活支援総合事業」参照）となります。

サービス区分	サービス種類	利用できる方
在宅サービス	①訪問介護	要介護 1～5
	②訪問入浴介護	要支援 1・2 要介護 1～5
	③訪問看護	
	④訪問リハビリテーション	
	⑤居宅療養管理指導	
	⑥〔地〕 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1～5
	⑦〔地〕 夜間対応型訪問介護	
	⑧通所介護、⑨〔地〕 地域密着型通所介護	
	⑩〔地〕 認知症対応型通所介護	要支援 1・2 要介護 1～5
	⑪通所リハビリテーション	
	⑫短期入所生活介護	
	⑬短期入所療養介護	
	⑭〔地〕 小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5
	⑮〔地〕 看護小規模多機能型居宅介護	
	⑯福祉用具貸与	要支援 1・2 要介護 1～5
	⑰特定福祉用具購入	
	⑱住宅改修	
居住系サービス	⑲特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホーム等）	要支援 1・2 要介護 1～5
	⑳〔地〕 認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	要支援 2 要介護 1～5
施設サービス	㉑介護老人福祉施設、㉒〔地〕 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	（原則） 要介護 3～5
	㉓介護老人保健施設（老人保健施設）	要介護 1～5
	㉔介護医療院	

※〔地〕のサービスは地域密着型サービスのことで、市民のみ利用できるサービスになります。

11

●介護保険負担割合証

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1440

【事業内容】

介護保険のサービス等を利用する場合には、第1号被保険者（65歳以上の方）は所得等に応じて1割、2割または3割のご負担をいただきます。第2号被保険者（40～64歳の方）の負担割合は一律1割です。

要介護・要支援の認定を受けた方には、負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行しています。

負担割合は前年の所得に基づいて決定され、認定を受けている方には毎年7月中旬頃に郵送でお送りします。なお、サービスを利用する際には、「介護保険被保険者証」に加えて、この「介護保険負担割合証」をサービス提供事業者にご提示ください。

12

●高額介護（介護予防）サービス費

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1457

【事業内容】

介護保険のサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割または3割の金額を利用料として利用者負担していただきますが、1か月に支払った利用者負担額が所得等に応じた利用者負担上限額を超えた場合には、「高額介護サービス費」として、超えた分を申請により支給します。

対象者（所得区分）	利用者負担上限額（月額）
①課税所得 690 万円以上	①140,100 円（世帯）
②課税所得 380 万円～690 万円未満	② 93,000 円（世帯）
③市民税課税～課税所得 380 万円未満	③ 44,400 円（世帯）
④世帯全員が市民税非課税	④ 24,600 円（世帯）
⑤世帯全員が市民税非課税かつ、「公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額」が82.65 万円以下等	⑤ 24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
⑥生活保護の被保護者等	⑥ 15,000 円（個人）

（令和8年8月サービス利用分から）

（世帯）とは、住民基本台帳上の同一世帯内で介護保険サービスを利用した方全員が負担する金額の合計の上限額のことです。

（個人）とは、介護保険サービスを利用した本人が負担する金額の上限額のことです。

13

●高額医療合算介護（介護予防）サービス費

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1457

[事業内容]

同じ世帯内で、介護保険と医療保険の両方を合わせた自己負担額が高額になり、高額介護（介護予防）サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、所得等に応じた自己負担限度額を超えた場合には、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として、超えた分を申請により支給します。なお、医療保険が後期高齢者医療制度や国民健康保険の方で、この制度に該当する場合は、東京都後期高齢者医療広域連合または市役所保険年金課から翌年2月頃にお知らせと支給申請書をお送りします。

※高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額は 152 ページ「高額医療・高額介護合算療養費」をご参照ください。

14

●高額介護サービス費の資金貸付

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1457

[事業内容]

高額介護サービス費が支給されるのは、サービスを利用した月から通常2～3か月後となります。そのため、その間の資金繰りについてお困りの方を対象に、無利子で高額介護サービス費に相当する額の範囲内で資金の貸し付けを行います。

15

●介護保険サービス等利用費用負担軽減

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1457

[事業内容]

介護保険のサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割または3割の金額を、利用料として自己負担していただきますが、経済的事情などにより負担が困難な方のために、立川市独自の制度として、自己負担額を軽減する制度を設けています。対象は、一定の要件をすべて満たす方（生活保護受給者を除く）で、収入額や預貯金額により自己負担額の70%または100%を軽減します。

●特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1458

【事業内容】

介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設等）に入所、または短期入所（ショートステイ）する場合には、食費や居住費（滞在費）が自己負担となりますが、申請により「負担限度額認定」を受けることで食費・居住費（滞在費）の負担が下表のとおり軽減されます。

区分	対象者	預貯金等 資産要件	居住費(滞在費)の負担限度額（日）				食費の 負担限度額 （日）
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	
第 1 段 階	○生活保護の受給者など ○世帯全員が住民税非課 税で高齢福祉年金の受 給者の方	単身で 1,000 万円以下	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円 【300 円】
第 2 段 階	世帯全員が住民税非課税 で、年金収入等が 82.65 万円以下の方	単身で 650 万円以下	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円 【600 円】
第 3 段 階 ①	世帯全員が住民税非課税 で、年金収入等が 82.65 万円超 120 万円以下の 方	単身で 550 万円以下	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	680 円 【1,030 円】
第 3 段 階 ②	世帯全員が住民税非課税 で、年金収入等が 120 万 円超の方	単身で 500 万円以下	1,470 円	1,470 円	1,470 円 (980 円)	530 円	1,420 円 【1,360 円】
第 4 段 階	上記以外の方		施設等との契約金額による				

（令和8年8月1日から）

- ※ 「世帯全員」には住民票上別世帯の配偶者も含みます。また、事実婚（内縁）の場合も対象です。
- ※ 「年金収入等」とは前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額をあわせたものをいいます。
- ※ 「預貯金等資産」とは預貯金（普通・定期）、有価証券、投資信託等です。
- ※ 夫婦世帯の場合、預貯金等資産要件はそれぞれ 1,000 万円を上乗せした額となります。
- ※ 第2号被保険者（40～64 歳）の場合、預貯金等資産要件は段階に関わらず一律 1,000 万円となります。
- ※ （ ）内は特別養護老人ホームに入所した場合の額です。
- ※ 【 】内はショートステイ（短期入所生活（療養）介護等）を利用した場合の額です。
- ※ 各負担段階の居住費や食費の金額は、令和8年4月1日時点で把握している情報となります。

17

●福祉用具購入

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1457

[事業内容]

要介護・要支援の認定を受けている方が、下記の福祉用具を購入した場合、1年間（4月1日～翌年3月31日）で10万円を限度に保険給付の対象とし、申請により購入費の9割、8割または7割を支給します。

[保険給付対象種目]

- ①腰掛便座 ②自動排せつ処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具の部分 ⑥排せつ予測支援機器

なお、一定の条件のもと、⑦固定用スロープ、⑧歩行器（歩行車を除く）、⑨単点杖（松葉づえを除く）、⑩多点杖について、福祉用具購入と貸与のいずれかが選択できます。

※特定福祉用具販売事業者以外から購入した場合には、保険給付の対象となりません。

※原則、同一種目を2つ以上購入することはできません。

18

●住宅改修

主管課・係・Tel >>>

介護保険課

介護給付係

1440

[事業内容]

要介護・要支援の認定を受けている方が、下記の住宅改修を行った場合、20万円を限度に保険給付の対象とし、申請により改修費の9割、8割または7割を支給します。

[保険給付対象種類]

- ①手すりの取り付け
②段差の解消
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取り替え
⑤洋式便器等への便器の取り替え
⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事

※改修工事の着工前に申請が必要です。申請より先に改修工事を行った場合は、支給できません。

2. 介護予防

19

●介護予防・日常生活支援総合事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

介護予防推進係

1472

[事業内容]

市へ要介護認定の申請をして「要支援」と認定された方及び介護予防アンケートでサービス利用が必要と判断された方は、原則としてかかった費用の1割、2割または3割を負担してサービスを受けることができます。ただし、利用限度額を超えた場合は、超えた分の全額が自己負担になります。

サービス

- ・訪問型サービス（ホームヘルプサービス）、通所型サービス（デイサービス）
- ・短期集中型サービス（通所型・訪問型）※費用は1割負担

20

●認知症予防教室

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

認知症対策係

1482

[事業内容]

65歳以上の高齢者を対象に、絵本の読み聞かせを題材とした認知症予防教室を実施します。

会場 市内公共施設等

開催時期等詳細は、お問い合わせください。

21

●地域体操クラブ

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

介護予防推進係

1471

[事業内容]

初めて参加する65歳以上の高齢者を対象とした介護予防を目的に自主グループ化を目指す全12回の体操教室。運動指導者等が、市が推奨する体操を指導しながら、自主化に向けた支援を行います。各クラス週1回実施。会場は、市内公共施設等。

募集は広報たちかわ等で年1回程度。

22

●健康体操応援リーダー等派遣事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

介護予防推進係

1471

[事業内容]

65歳以上の高齢者が中心となって自主的に市が推奨する体操を6か月以上行う意向のある3人以上のグループに、市で養成した体操指導者を合計7回派遣し、市が推奨する体操を指導します。事業利用者には体操のテキストを配布し、CDまたはDVDを貸与します。定期的に体力測定を実施します。

23

●地域リハビリテーション活動支援事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

介護予防推進係

1471

[事業内容]

65歳以上の高齢者が中心となって自主的に市が推奨する体操を6か月以上行う意向のある3人以上のグループに、体操のテキストを配布し、CDまたはDVDを貸与します。理学療法士等が定期的に体力測定を含む継続支援を実施します。

3. 地域包括支援センター

24

●地域包括支援センター事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

在宅支援係

1479

【事業内容】

地域包括支援センターは市内6か所に設置されており、高齢者やその家族等からの総合的な相談に応じるとともに、各種福祉保健サービスの利用にかかる申請の受付・代行や関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整、介護予防教室の開催等を行います。また、市内3か所の福祉相談センターでも、高齢者等の総合相談への対応や申請の受付・代行を行います。

開所時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

詳細は、市ホームページでの確認又は、直接お問い合わせください。

地域包括支援センター

名称	所在地	連絡先
立川市南部西ふじみ 地域包括支援センター	富士見町 2-36-47 立川市社会福祉協議会内 (富士見町・柴崎町)	電話 540-0311 FAX 548-1747
立川市南部東はごろも 地域包括支援センター	羽衣町 1-12-18 羽衣地域福祉サービスセンター内 (錦町・羽衣町)	電話 523-5612 FAX 523-5613
立川市中部たかまつ 地域包括支援センター	高松町 2-27-27 TBK高松第一ビル 101 号室 (高松町・曙町・緑町)	電話 540-2031 FAX 522-1636
立川市北部東わかば 地域包括支援センター	若葉町 3-45-2 介護老人保健施設わかば内 (栄町・若葉町)	電話 538-1221 FAX 538-1222
立川市北部中さいわい 地域包括支援センター	幸町 4-14-1 至誠キートンホーム内 (砂川町・柏町・幸町・泉町)	電話 538-2339 FAX 538-1302
立川市北部西かみすな 地域包括支援センター	上砂町 5-76-4 砂川園内 (上砂町・一番町・西砂町)	電話 536-9910 FAX 536-9953

福祉相談センター

名称	所在地	連絡先
にしき 福祉相談センター	錦町 6-28-15 至誠ホーム内	電話 527-0321 FAX 527-0322
かみすな 福祉相談センター	上砂町 1-13-1 上砂地域福祉サービスセンター内	電話 537-7799 FAX 536-7182
にしすな 福祉相談センター	西砂町 5-5-5 西砂ホーム内	電話 531-5550 FAX 531-3451

25

●立川市居宅介護支援事業者等連絡会

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

地域包括支援係

540-0311

[事業内容]

地域の介護支援専門員間の横の連携、情報交換によるサービスの質の向上を目的として、連絡会を開催しています。市内の地域包括支援センター、及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員による幹事会を組織化して、企画運営を行っています。

26

●立川市介護サービス事業者連絡会

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

地域包括支援係

540-0311

[事業内容]

立川市における介護サービスの質的な向上を目的として、在宅介護において中心的な役割を担う訪問介護事業所、通所サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護施設事業所等の連絡会を定期開催しています。市内介護サービス事業所の職員参加による幹事会を組織化して、企画運営を行っています。

27

●地域支え合いネットワーク事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

在宅支援係

1479

[事業内容]

地域の方の見守りや支え合いで、高齢者が地域で孤立することなく安心して暮らし続けることができるよう支援します。

地域包括支援センターで利用者登録を行い、見守りや軽度の生活援助をするボランティア（ちょっとボランティア）の方とのコーディネートをした上で利用開始となります。

利用できる方；

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・60歳以上の高齢者のみで構成され、かつ65歳以上の方を含む世帯の方
- ・同居の親族が心身の障害などにより、高齢者への見守りや支援を十分行えない世帯（若年性認知症の方及びその家族）の方
- ・その他特に必要があると市が判断した65歳以上の方

利用できる支援

- ・定期的な電話や訪問による見守り
- ・ゴミだし、手紙の代読、郵便物の取り込みなどの軽微な生活援助

問い合わせ・連絡先

	区域	電話番号
南部西ふじみ地域包括支援センター	富士見、柴崎	042-540-0311
南部東はごろも地域包括支援センター	錦、羽衣	042-523-5612
中部たかまつ地域包括支援センター	曙、高松、緑	042-540-2031
北部東わかば地域包括支援センター	栄、若葉	042-538-1221
北部中さいわい地域包括支援センター	幸、柏、砂川、泉	042-538-2339
北部西かみすな地域包括支援センター	上砂、一番、西砂	042-536-9910

●地域の高齢者を支えるボランティアの方も募集しています。

- ・見守りや軽微な生活支援を行える方、年齢不問

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

28

●認知症地域支援推進員配置事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

認知症対策係

1482

【事業内容】

認知症地域支援推進員は、認知症初期集中支援チームのチーム員として、また、認知症カフェ等の立上げ・運営の支援、認知症の方やその家族からの相談支援を行い、必要な支援へとつなぎます。

市内6つの地域包括支援センターに各1名配置しています。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

29

●認知症初期集中支援チーム事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

認知症対策係

1482

【事業内容】

認知症が疑われるが、必要なサービスに繋がっていない方、または中断してしまっている方に対し、認知症サポート医等と、地域包括支援センターの職員、認知症地域支援推進員がチームとなって、自宅等に訪問するなどして、適切なサービスに繋げていく事業です。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

30

●認知症アウトリーチチーム事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

認知症対策係

1482

【事業内容】

認知症が疑われるが、必要なサービスに繋がっていない方のうち、認知症地域支援推進員等が認知症初期集中支援チームでの対応が難しいと判断した方の自宅にアウトリーチチームが訪問し、適切なサービスに繋げていく事業です。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

31

●在宅医療・介護相談窓口設置事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

認知症対策係

1483

【事業内容】

住み慣れた自宅で生活を続けられるように、在宅医療と介護サービスに関する相談窓口として、市内6か所に在宅医療・介護相談窓口担当を配置しています。

市内6つの地域包括支援センターに各1名配置しています。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

4. その他の在宅生活支援

① 日常生活の援助

32

●認知症支援事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

認知症対策係

1482

【事業内容】

認知症の方への理解を深め、認知症に関する知識の普及を図るため、認知症サポーター養成講座などを開催するとともに、かかりつけ医等によるもの忘れ相談事業を通じて、個別の相談にも応じています。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

33

●認知症支援コーディネーター事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

認知症対策係

1482

【事業内容】

認知症になってもその人らしく暮らせる地域を目指し、個別ケース支援のバックアップ及び認知症の疑いのあるものに対する早期の発見、診断その他の対応につなげる仕組みを構築することにより、認知症施策を総合的に推進するために、認知症支援コーディネーターを配置し、地域の認知症対応力の向上を図ります。

市役所内に1名配置しています。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

34

●認知症カフェにおける講師謝礼金補助金交付事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

認知症対策係

1482

【事業内容】

市内の認知症カフェにおいて講習会等を行う際の講師謝礼金（交通費を含む）を補助します。

補助金額は1団体あたり、1回5千円、年3回が上限です。

講師謝礼金について、市又は他の団体から補助金を受けている場合を除きます。

その他ご利用には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

35

●家族介護慰労金支給事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1474

【事業内容】

要介護認定において、要介護4又は5に判定された市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く）を受けなかった者を介護している家族に年額10万円の介護慰労金を支給します。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

36

●高齢者自立支援日常生活用具給付事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

心身機能の低下した65歳以上の在宅の高齢者に日常生活の自立を助ける用具等の購入費の一部を助成します。

介護保険の要介護認定の申請をされた方が対象で、自己負担は所得により異なります。なお、給付基準額以上は全額自己負担となります。

給付用具は次のとおりです。

- ・ シルバーカー、歩行支援用具、入浴補助用具、腰掛便座（以上非該当と認定された者）
- ・ 一般寝台（要支援1もしくは2、要介護1と認定された者で、その属する世帯員全員が市民税非課税であること。）
- ・ 洗髪器、入浴担架（以上、要支援、要介護と認定された者）

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

37

●福祉用具相談

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

地域包括支援係

540-0311

[事業内容]

総合福祉センターにて福祉用具の使用方法などの相談受け付けを行っています。

38

●高齢者救急通報システム事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1474

[事業内容]

65歳以上で脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等の慢性疾患により日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にあるひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方（家族等が就労等により高齢者のみ世帯となる場合も含む）が、家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、設置してある機器から通報することによって、必要な対応が行われるシステムです。

費用は、所得により一部を負担していただきます。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

39

●高齢者あんしん見守り支援事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1474

[事業内容]

70歳以上のひとり暮らしの方又は70歳以上の高齢者のみで構成される世帯であって、要介護状態の者又はその介助者（家族の就労等により日中同様の状況となる方も含む）が、あらかじめ登録した別居所にいる家族などに緊急事態の発生や機器の操作履歴等を知らせることができる機器の初期費用の一部を助成します。

月々の利用料等は自己負担となります。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

40

●自動通話録音機の無料貸出

主管課・係・Tel >>>

危機管理課

危機管理係

2546・2547

【事業内容】

固定電話に設置するタイプの自動通話録音機を無料で貸し出しています。オレオレ詐欺などの特殊詐欺対策に有効です。

<貸出条件>

立川市内に住所を有する、概ね 65 歳以上の方が居住する世帯

単		継		国		都		市負	○
---	--	---	--	---	--	---	--	----	---

41

●高齢者火災予防機器給付助成事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1474

【事業内容】

65歳以上のひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯（家族等が就労等により高齢者のみ世帯となる場合も含む）に対して家庭内での火災発生の予防のために火災予防機器の購入費の一部を助成します。

給付品目は次のとおりです。

- ・自動消火装置
- ・電磁調理器

費用は所得により一部を負担していただきます。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

42

●高齢者車いす貸与事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1474

【事業内容】

65歳以上の市内に住民登録がある在宅の方が一時的に車いすを必要とする場合に、無償で貸し出しを行います。貸し出し期間は原則1か月。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

43

●高齢者等寝具乾燥消毒事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

65歳以上の在宅高齢者で、要介護認定を受け、病弱、寝たきり等にある方に対して、寝具の自然乾燥などが困難な場合、月1回、寝具を乾燥消毒します。

自己負担はありません。

なお、重度身体障害者もこの事業の対象となります。

<対象者>

対象者は、(1)又は(2)のいずれかを満たし、かつ(3)と(4)を満たす方。

- (1) 65歳以上の在宅高齢者であって、介護保険法に規定する要介護認定を受け（要介護1以上）、病弱、寝たきり又はこれに準ずる状態にある方。
- (2) 身体障害者福祉法施行規則に定める障害の程度が2級以上で、寝たきり又はこれに準ずる状態にある方。
- (3) 市内に住所を有し、ひとり暮らし又は心身機能の低下により寝具を健康的若しくは衛生的な状態に保つことが難しい方のみで構成される世帯（総合事業利用者も含む）の方。
- (4) 当該年度の世帯全員の市民税が非課税の方、若しくは生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯の方。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

44

●高齢者おむつ給付助成事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

要介護認定を受けている方で、在宅で寝たきりや、これに準ずる状態又は認知症（介護認定主治医意見書において「寝たきり度」がB1以上または「認知度」がⅢa以上）で、おむつの使用を必要とする方に対して、おむつの給付をします。

申請に基づき、次のような種類のおむつ等を委託業者が月1回配達します。1か月分の費用の1割が自己負担となります。ただし限度額5,000円を超えた部分については、全額自己負担です。

- ①フラット型紙おむつ ②尿吸収パッド（軟便吸収パッドを含む）
- ③テープ止め紙おむつ ④リハビリパンツ（ブリーフ型、トラックス型、夜用）

自己負担は、費用の1割です。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

45

●高齢者等位置情報確認サービス事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1476

[事業内容]

ひとり歩き行動がみられる認知症の高齢者等を、機器により早期に発見するシステムです。ひとり歩き行動がみられる高齢者等を介護しているご家族に位置情報を検索できる機器の貸出と、利用料を助成します。また、日常生活賠償保険を付帯し、万が一の事故に備えることができます。

費用を一部自己負担していただきます。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

46

●高齢者等見守りシール事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1476

[事業内容]

在宅で、認知症等によりひとり歩きのおそれがある高齢者等に対し、2次元コードを記載した見守りシールを配布します。利用者はあらかじめ利用者情報を登録し、利用者が行方不明となった際、衣服や持ち物に貼り付けられたシールに記載の2次元コードを発見者が読み取ることにより Web 上の伝言板に接続することができます。伝言板では利用者の基本情報（性別・年齢・ニックネーム・身体的特徴・発見時に注意すべきこと・既往症）が確認でき、伝言板を経由して家族と直接やり取りができることにより、行方不明者の身元確認及び保護を行うことができます。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

47

●高齢者等配食サービス事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

心身機能の低下により食事の支度や買物が困難な者のみで構成されている65歳以上のみの世帯（家族等が就労等により上記の65歳以上のみ世帯となる場合も含む）、第2号被保険者又は身体障害者手帳の2級以上をお持ちの方で、安否確認が必要な方のみで構成されている世帯の方に昼食もしくは夕食のいずれかを週1～7回まで（月～日曜日）の配食サービスを行うことで、安否確認をします。

自己負担は、弁当の種類によって異なります。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

48

●在宅高齢者訪問理美容サービス事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

要介護認定を受けている方で、在宅で寝たきりの状態又は認知症（介護認定主治医意見書において寝たきり度がB2以上または認知度がⅢa以上）で、理美容院に出向くことが困難な高齢者に理美容業者が自宅に出張して理美容を行う際の出張費を補助します。利用者には、出張費として、理美容券を年間最大4枚支給します。

理美容料金については、利用者負担となります。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

49

●高齢者等入浴券支給事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、居宅に風呂がない住民税非課税の方に、公衆浴場の入浴券を給付します。（生活保護受給者は除く）

交付枚数 1か月当たり7枚

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

●生活支援体制整備事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

介護予防推進係

1472

【事業内容】

地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）を配置しています。

コーディネーターは、地域の高齢者または高齢者を支援するさまざまな団体（自治会、民生委員、サロン、体操グループ、ボランティア団体、NPO等）の情報を収集し、地域の高齢者の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、それらの機関や団体のネットワークを構築し、そのネットワークを活用しながら地域の高齢者と協働して生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向けた取り組みを進めています。

例えば、居場所づくりや生きがいづくりのための茶話会や体操教室の開催、サロンの立上げなどのお手伝いを地域福祉コーディネーターと協力してさせていただきます。

地域の高齢者の地域づくりに関する相談をお寄せください。

○地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）

・第1地区（富士見町・柴崎町）

Tel：042-540-0205 FAX：042-529-8714 E-mail：dai1chiku@tachikawa-shakyo.jp

・第2地区（錦町・羽衣町）

Tel：042-519-3001 FAX：042-519-3003 E-mail：dainichiku@soleil.ocn.ne.jp

・第3地区（曙町・高松町・緑町）

Tel：042-540-0210 FAX：042-529-8714 E-mail：dai3chiku@tachikawa-shakyo.jp

・第4地区（栄町・若葉町）

Tel：042-537-7147 FAX：042-537-7157 E-mail：sakaewakaba@room.ocn.ne.jp

・第5地区（砂川町・柏町・幸町・泉町）

Tel：042-534-9616 FAX：042-534-9617 E-mail：dai5chiku@sweet.ocn.ne.jp

・第6地区（上砂町・一番町・西砂町）

Tel：042-534-9501 FAX：042-534-9502 E-mail：dai6chiku@sweet.ocn.ne.jp

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●地域活動支援事業補助金交付事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

介護予防推進係

1471

【事業内容】

高齢者の居場所づくりを目的として活動している団体に対して、運営費から寄付金及び他の事業からの補助金等を除いた金額の2分の1（月の上限額1万円）を補助します。

補助金交付の対象となる団体、対象となる活動内容、対象となる運営費には、それぞれ要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

52

●高齢者虐待防止・対応（権利擁護事業）

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

在宅支援係

1479

【事業内容】

高齢者に対する虐待の通報・相談を受け、高齢者と介護者の双方に、必要な支援を行います。
地域包括支援センターや関係機関と協力連携して対応と支援を行います。

高齢者虐待の通報、相談先

高齢者に対する不適切な扱いを受けたこと（疑いを含む）に気づいたときは連絡をお願いします。

	区域	電話番号
保健医療部高齢政策課在宅支援係	立川市全域	042-523-2111 内線 1479
南部西ふじみ地域包括支援センター	富士見、柴崎	042-540-0311
南部東はごろも地域包括支援センター	錦、羽衣	042-523-5612
中部たかまつ地域包括支援センター	曙、高松、緑	042-540-2031
北部東わかば地域包括支援センター	栄、若葉	042-538-1221
北部中さいわい地域包括支援センター	幸、柏、砂川、泉	042-538-2339
北部西かみすな地域包括支援センター	上砂、一番、西砂	042-536-9910

○高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待に関係する機関が連携して虐待情報や対応方法の共有、虐待の防止に取り組みます。

単		継		国		都		市負	○
---	--	---	--	---	--	---	--	----	---

② 住宅のために

53

●高齢者世帯等家具転倒防止器具取付事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1474

【事業内容】

市内に居住している65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、65歳以上の高齢者のみ世帯又は世帯員に「身体障害者手帳の1級・2級」「愛の手帳1度・2度」「精神障害者保健福祉手帳の1級」を所持している方がいる世帯を対象とし、1対象世帯につき1家屋に限って、家具転倒防止器具を5か所を限度として取付けます。

なお、平成21年度以降、同様の事業により支給を受けた方は対象外です。

費用は、所得により取付器具代金の一部を負担していただきます。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

54

●住宅改修支援事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

【事業内容】

介護保険で、住宅改修をするにあたり、十分な専門性があると認められる介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネータ2級以上の者等が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対し住宅改修費の申請に関わる理由書を作成した場合、1件あたり2,000円を助成します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

55

●高齢者住宅改修アドバイザー事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

高齢者向けの住宅改修制度を利用して居室等の改良を希望する在宅の65歳以上の方又はその家族に対して、住宅改修アドバイザーが住宅改修に関する相談・助言を行います。

また、自立支援住宅改修給付事業に関する支援（助成）の可否を決定します。

費用は無料です。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

56

●高齢者自立支援住宅改修給付事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

介護保険で自立と認定された高齢者（改修箇所によっては、要介護、要支援認定者）が、身体機能の低下に伴い、既存の設備での生活が困難な場合、浴槽、流し・洗面所、便器の改修、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更、引き戸等への扉の取替えについて、その費用の一部を助成します。

自己負担は所得により異なります。なお、事前に「高齢者住宅改修アドバイザー事業」を受け支援（助成）の承認を受けていることが必要になります。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

57

●高齢者集合住宅（シルバーピア）事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課
住宅課在宅支援係
住宅管理係1479
2558

【事業内容】

65歳以上のひとり暮らしや二人暮らし世帯を対象とし、地域の中で自立して安全な生活を営むことができるよう、生活援助員を配置し、緊急通報システム等を備えた住宅です。現在立川市内には、13か所、273戸が整備されています。

一定の応募資格がある方を対象に公募により募集し、入居者を決定します。

募集、入居の決定などは住宅課または東京都が行います。入居後の生活相談などについては、高齢政策課が担当します。

	シルバーピア名称	所在地	戸数	設置者
1	立川市シルバーピア千歳	富士見町 4-18-11	11	借上市営
2	立川市シルバーピア柴崎	柴崎町 5-13-2	18	借上市営
3	立川市シルバーピア羽衣	羽衣町 1-20-1	18	借上市営
4	都営幸町シルバーピア	幸町 2-16 4号棟	24	都営
5	都営柏町シルバーピア	柏町 1-12 10・11号棟	25	都営
6	立川市シルバーピアけやき荘	柏町 2-31-5	21	借上市営
7	立川市シルバーピア玉川上水	砂川町 6-33-2	12	借上市営
8	都営上砂町シルバーピアⅠー1	上砂町 1-13-1 11号棟	23	都営
9	都営上砂町シルバーピアⅠー2	上砂町 1-13-1 11号棟	23	都営
10	都営上砂町シルバーピアⅡー1	上砂町 1-13-1 18号棟	25	都営
11	都営上砂町シルバーピアⅡー2	上砂町 1-13-1 18号棟	25	都営
12	都営上砂町シルバーピアⅢー1	上砂町 1-13-1 24号棟	25	都営
13	都営上砂町シルバーピアⅢー2	上砂町 1-13-1 24号棟	23	都営

単	○	継		国		都		市負	○
---	---	---	--	---	--	---	--	----	---

58

●たちかわ入居支援福祉制度

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課
障害福祉課在宅支援係
障害福祉第二係
障害福祉第三係1478
1522
1517

【事業内容】

判断能力の不十分な、認知症などのある高齢者や障害者で、市内に3年以上居住し、日常生活自立支援事業を契約している（予定を含む）方で民間賃貸住宅契約の際に保証人のいない方に対し、立川市社会福祉協議会が保証人となります。ただし家賃3か月分などの費用をお預かりします。

障害福祉（P68）に記載している制度と同じものになります。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

59

●居住支援事業

主管課・係・Tel >>>

住宅課

住宅対策係

2562

[事業内容]

住まい探しにお困りの、一定の所得以内の方、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している方、外国人の方などを対象に、居住相談窓口（相談料無料・予約制）を開設しています。

ご相談は、毎週木曜日の午後に1時間程度、市役所や相談者のご自宅等でお受けします。

前日までに居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」にお電話でお申し込みください。

電話番号：042-520-8006

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---

③ 施設利用

60

●生活支援ショートステイ事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

在宅支援係

1479

[事業内容]

おおむね65歳以上の方で、介護者の一時的な不在やレスパイト目的、虐待等の理由で一時的に自宅における生活が困難となった場合、申請により、特別養護老人ホーム等に一時入所することができます。

介護保険要介護認定で「非該当」となった方もしくは市長が特に必要と認めた方が対象となります。

一時入所の期間は、7日以内です。

<利用料金>

1日につき980円。食費等は別途自己負担です。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

61

●養護老人ホームの入所

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

在宅支援係

1479

[事業内容]

養護老人ホームに入所できる方は、原則として65歳以上の身体的に自立している方で、環境上の理由により在宅生活が困難で、経済的に困窮している状態の方が対象です。

申請に基づいて、市が入所決定します。

<利用料金>

本人の前年の収入(扶養義務者は前年の所得税額等)に応じて、月額0円～14万円までの費用負担があります。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

62

●高齢者施設入浴サービス事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

巡回入浴サービスの利用が困難な在宅の寝たきり高齢者から申請があった場合、総合福祉センターにおいて定期的に機械入浴が利用できます。利用者宅と実施施設との間を特殊寝台車で送迎いたします。なおサービスの利用には、付き添いが必要になります。

対象者は、介護保険で要介護または要支援と認定された方で、家庭での入浴も巡回入浴も困難な方。自己負担は、1回につき1,300円。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

5. 元気な高齢者などへの施策

63

●シルバー人材センター

主管課・係・Tel >>>

産業観光課

産業政策係

2643

[事業内容]

定年退職を迎えた方など、原則60歳以上の高齢者に、知識や経験、ライフスタイルに基づく希望に合わせた就業の機会を提供するとともに、小学校低学年児童の下校時見守りや歩道等の清掃などの地域奉仕貢献活動への参加、「談話室モネ」や「憩いのサロン」などの交流活動を通じて、高齢者の健康維持や生きがいのある生活の実現を支援しています。

健康で働く意欲を持つ原則60歳以上の方が入会登録できます。

仕事の内容は、請負もしくは派遣の契約に基づき、施設管理、清掃、広報等の配布、葬祭事業、家事援助サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、保育補助、パソコン保守、植木の手入れ、営繕、襖・障子張り、除草、衣類リフォーム、カルチャー教室等です。

センター年度会費 2,200円

公益社団法人 立川市シルバー人材センター TEL 527-2204

単		継	○	国	○	都	○	市負	○
---	--	---	---	---	---	---	---	----	---

64

●グループ旅行高齢者支援事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1475

[事業内容]

市と契約している旅行代理店を利用する2名以上のグループの国内旅行に対し、参加される高齢者の人数に応じて助成します。

<助成金額>

旅行日時点で立川市に住民登録がある65歳以上の高齢者1人につき宿泊が2,500円、日帰りは1,000円で、年度内にどちらか1回です。

なお、旅行日前かつ旅行代金を支払う前に申請してください。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

65

●補聴器購入費助成事業

主管課・係・Tel >>>

高齢政策課

業務係

1474

【事業内容】

聴覚障害による補聴器（補装具）の支給対象とならない難聴等により聞こえに課題がある 18 歳以上の方に対し、補聴器購入費の一部として上限4万円を助成します。

※聴力要件、所得要件があり、申請には医師の意見書が必要です。

※事前申請後、認定補聴器専門店、認定補聴器技能者が在籍する店舗で購入する補聴器の購入費のみが助成の対象です。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

66

●老人クラブ

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

生きがいづくり係

523-4012

【事業内容】

老後の生活を健康で、明るく、豊かなものにするため、地域の60歳以上の方が、自主的に活動している団体です。

「健康づくりや介護予防のための活動」「相互に支えあう友愛活動」「街の美化活動など地域を豊かにする社会貢献活動」「演芸発表会などの生きがいを高める活動」を行っています。

現在、市内に約67の老人クラブがあり、活動をしています。

柴崎福祉会館内 立川市老人クラブ連合会事務局（TEL 521-3733）

単		継	○	国	○	都	○	市負	○
---	--	---	---	---	---	---	---	----	---

67

●福祉会館の施設案内

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

生きがいづくり係

523-4012

【事業内容】

立川市に住民登録のある60歳以上の方、心身に障害のある方、ひとり親家庭の方で、自分自身でまたは介助の方を伴い身の回りのことができる方が登録できます。登録すれば市内にある4つの福祉会館を利用して、入浴、読書、囲碁、将棋等で楽しく過ごすことができます。

また、団体で利用する場合には、舞台付の大広間でカラオケや踊りなどを楽しむことができます。

老人クラブには、団体送迎用のバスを配車しています。また、保健講座や講演会、コンサート等各種イベントなども行われています。内容はそのつど広報等でお知らせします。

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
柴崎福祉会館	柴崎町 5-11-26	523-4012	521-2738
一番福祉会館	一番町 6-17-87	531-2945	531-2940
曙福祉会館	曙町 3-44-17	529-8567	528-6742
幸福福祉会館	幸町 5-57-14	535-2197	535-5797

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

68

●シルバー大学への入学案内

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

生きがいづくり係

523-4012

【事業内容】

立川市に住民登録のある60歳以上の方が対象。1年制と2年制の様々な講座があり、毎年6月ごろ新入生を募集し、9月に開講します。講座の内容等、詳しくは下記事務局へお問い合わせ下さい。

授業料は無料ですが、教材費は実費負担していただきます。

柴崎福祉会館内 立川市シルバー大学事務局 (TEL 528-1246)

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

69

●敬老金の支給

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

生きがいづくり係

523-4012

【事業内容】

市内に居住する88歳、99歳以上(9月15日現在)の方に、感謝と敬意を表すとともに、長寿を祝って敬老金を贈呈します。金額は10,000円です。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

70

●高齢者のつどい事業

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

1491

【事業内容】

長寿を祝して、立川市に住民登録のある75歳以上(9月15日現在)の方を、10月に実施する式典と歌謡ショー等に招待します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

71

●高齢者訪問事業

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

生きがいづくり係

523-4012

【事業内容】

長寿を祝し、市内最高齢の高齢者のお宅を市長が訪問して、記念品を贈呈します。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

72

●寿教室

主管課

>>>

生涯学習推進センター

【事業内容】

60歳以上の方を対象に、健康体操、コーラス、学習会等を開設し、健康づくり、仲間づくりを通して豊かな老後を送ることができるよう市内9会場で実施、次の各学習館が担当します。

柴崎学習館(524-2773)

砂川学習館(535-5959)

西砂学習館(531-0431)

高松学習館(527-0014)

錦学習館(527-6743)

幸学習館(534-3076)

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---



障害者の福祉

1. 手帳

73

●障害者手帳の交付

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1511・1512

[事業内容]

心身障害者（児）が、各種の援護を受けるために、身体障害者（児）に身体障害者手帳が、知的障害者（児）には愛の手帳が交付されます。また、精神障害者には精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

74

●身体障害者手帳の交付申請手続

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1511

[事業内容]

身体障害者（児）の方が、補装具、更生医療の給付、障害者総合支援法の各種のサービスを受ける場合や税の減免、運賃の割引等、いろいろな制度上の便宜を受けるときに必要な手帳です。

申請は、市を経由して都知事に行いますが、15歳未満の方は保護者が代わって申請できます。

また、申請書には都知事の指定する医師の診断書の添付が必要となります。

手帳の種類は次のとおりです。

- ① 視覚障害 1級～6級
- ② 聴覚障害 2級～4級・6級
- ③ 平衡機能障害 3級・5級
- ④ 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 3級・4級
- ⑤ 肢体不自由（上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級～7級
- ⑥ 肢体不自由（体幹） 1級～3級・5級
- ⑦ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害 1級・3級・4級
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級～4級
- ⑨ 肝臓機能障害 1級～4級

※肢体不自由の7級の障害1つのみでは手帳は交付されません。

手帳の申請には、以下のものがが必要です。

- ・申請書
- ・身体障害者診断書・意見書
- ・写真（縦4cm×横3cm、脱帽、上半身を1年以内に撮影したもの）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

●愛の手帳の交付申請手続

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1511

【事業内容】

1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）の知的障害の方が、いろいろな援護や制度上の便宜を受けるときに必要な手帳です。

18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は心身障害者福祉センターへ申請します。

（事前にお電話をお願いします）

東京都立川児童相談所

電話：523-1321

東京都心身障害者福祉センター（多摩支所）

電話：573-3311

下記の場合は障害福祉課が申請窓口となります。

- ① 手帳の変更 本人または保護者の氏名変更
住所変更
- ② 手帳の返還 死亡による返還
都外転出による返還
更新による返還
手帳の再発行による返還（破損の場合）
- ③ 手帳の再発行 紛失、破損またはカード化による再発行

障害福祉課への申請には、以下のものがが必要です。

- ・申請書
- ・愛の手帳（紛失の場合を除きます）
- ・写真（縦4cm×横3cm、脱帽、上半身を1年以内に撮影したもの）…上記③の場合のみ
- ・身元確認書類

●精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1511・1512

【事業内容】

精神障害者が、税の控除、都立有料公園等の入場料の免除、都立有料公園の有料駐車場の利用料免除、運賃の割引、精神障害者都営交通乗車証の申請に基づく交付等を受けようとする際に必要です。障害の状況により1級から3級までの手帳が交付されます。

申請は市を経由して都知事に行います。

手帳の申請には、以下のものがが必要です。

- ・申請書
- ・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は障害年金証書等の写し
- ・写真（縦4cm×横3cm、脱帽、上半身を1年以内に撮影したもの）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

有効期間は2年。更新の場合は、有効期限3か月前より申請できます。

2. 手当

77

●重度心身障害者手当

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1510

[事業内容]

次のいずれかに当てはまり、常時複雑な介護を必要とする重度の心身障害者に対して、申請に基づいて月額60,000円を支給します。

- ① 重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方
- ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- ③ 重度の肢体不自由者で、両上肢及び両下肢の機能が失われ座っていることも困難な方

所得制限があります（年齢が20歳以上の方については本人、19歳の方については本人及び扶養義務者の所得、19歳未満の方は扶養義務者の所得）。

<手当を受けられない方>

- ① 65歳以上で新規申請の方
- ② 施設に入所している方
- ③ 病院等に3か月を超えて入院している方

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

78

●心身障害者手当

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1510

[事業内容]

次の心身障害者に対して、申請に基づいて心身障害者手当を支給します。

月額6,000円

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・愛の手帳1・2・3度
- ・脳性麻痺
- ・進行性筋萎縮症

月額4,500円

- ・身体障害者手帳3・4級
- ・愛の手帳4度

所得制限があります（年齢が20歳以上の方については本人、20歳未満の方については本人及び扶養義務者の所得）。

<手当を受けられない方>

- ① 65歳以上で新たに上記に該当した方
- ② 施設に入所している方
- ③ 心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、難病手当を受けている方

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

79

●心身障害者福祉手当

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1510

[事業内容]

年齢が20歳以上の方で

- ①身体障害者手帳1・2級、②愛の手帳1・2・3度、③脳性麻痺、④進行性筋萎縮症の方に月額15,500円を支給します。

施設に入所している方及び、65歳以上で新たに上記①～④に該当した方は、受けられません。

なお、所得制限（本人のみ）があります。

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

80

●障害児福祉手当

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1510

【事業内容】

年齢が20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にある方に、申請に基づいて月額16,560円を支給します。

施設に入所している方及び当該障害を支給理由とする年金を受給している方は受けられません。

なお、所得制限（本人、配偶者及び扶養義務者）があります。

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---

81

●特別障害者手当

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1510

【事業内容】

年齢が20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、常時特別な介護を必要とする状態にある方に、申請に基づいて月額30,450円を支給します。

施設に入所している方及び病院等に3か月を超えて入院している方は受けられません。なお、所得制限（本人、配偶者及び扶養義務者）があります。

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---

82

●難病手当

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1510

【事業内容】

国又は都の指定する難病・特殊疾病に罹病し、東京都が発行する特定医療費（指定難病）受給者証または(都)医療券をお持ちの方に月額6,000円を支給します。

所得制限があります（年齢が20歳以上の方については本人、20歳未満の方については本人及び扶養義務者の所得）。

<手当を受けられない方>

- ① 65歳以上の新規特定医療費（指定難病）受給者証または(都)医療券取得者
- ② 施設に入所している方
- ③ 心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、心身障害者手当を受けている方

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

※手当の所得制限

単位：千円

扶養親族数		特別障害者手当	障害児福祉手当	心身障害者福祉手当	重度心身障害者手当	心身障害者医療費助成	心身障害者手当	難病手当
本人	0人	3, 6 6 1						
	1人	4, 0 4 1						
	2人	4, 4 2 1						
	3人	4, 8 0 1						
	4人	5, 1 8 1						
配偶者・扶養義務者	0人	6, 2 8 7			3, 6 6 1		6, 2 8 7	
	1人	6, 5 3 6			4, 0 4 1		6, 5 3 6	
	2人	6, 7 4 9			4, 4 2 1		6, 7 4 9	
	3人	6, 9 6 2			4, 8 0 1		6, 9 6 2	
	4人	7, 1 7 5			5, 1 8 1		7, 1 7 5	
実施主体		国制度		都制度			市制度	
所得額 年度切替月		8月		8月	1 1月	9月	8月	

3. 共済制度

83

●心身障害者扶養共済制度

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1510

[事業内容]

障害者を扶養する保護者が死亡又は重度障害となったとき、年金の給付（月額一口20,000円）を行い、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図る制度です。

※掛金は最終的に保険料として生命保険会社に支払われます。そして、加入者が死亡又は重度障害となったときに生命保険会社から支払われる保険金を信託銀行において運用しながら、心身障害者に年金を支払う仕組みとなっています。

そのため、最終的な加入の可否の決定は、生命保険会社による申込者の告知書（健康状態）の審査を経て行われます。

加入資格は心身障害者の保護者で、次の全ての要件に該当する方

1. 都内に住所があること
2. 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
3. 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
4. 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

心身障害者の範囲は

1. 知的障害者
2. 身体障害者であって、その等級が1級～3級の方
3. 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記1. 2. と同程度と認められる方（たとえば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※上記の要件に該当していても、心身障害者に年間462万1千円を超える所得がある場合は、加入できません。

掛 金

掛金は加入者（保護者）の加入年齢により決まります。

加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

加入口数

障害者1人につき、2口まで加入できます。

※掛金の額は改定されることがあります。その場合、以後に納めていただく掛金は改定後の金額になります。

加入年齢とは、加入承認を受けた日の属する年度の4月1日の加入者の年齢です。

その他、詳細は担当課へお尋ねください。

4. 障害者総合支援法

84

●障害者総合支援法等に基づく福祉サービス

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

[事業内容]

障害者総合支援法に基づくサービスは、障害の程度や介護・居住の状況等を踏まえて個別に支給決定される「自立支援給付」と、市町村が地域の実情に応じて創意工夫により事業の詳細を決定できる「地域生活支援事業」で構成されています。

また、児童福祉法に基づく障害児に関するサービスがあります。

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害者等に対して、外出時に移動等に必要な情報を提供するとともに移動時の援護を供与します。
	行動援護	行動上著しく困難を有する障害者等が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。日中については、生活介護等本人の利用目的に合った日中活動系サービスを利用できます。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、施設で宿泊しながら、能力向上のため必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るために、就労先や自宅に訪問し、就労に伴う生活面の課題への助言や関係機関との連絡調整等を行います。
	自立生活援助	主に施設や病院等から地域生活へ移行した人を対象に、定期的な訪問や随時の対応により、生活に必要な助言や関係機関との連絡調整等を行います。

	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。日中については、就労継続支援等本人の利用目的にかなった日中活動系サービスを利用できます。
相談支援	計画相談支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成します。 また、定期的にモニタリングを行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者等に対して、外出への同行支援、住居の確保、関係機関との調整、その他地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の必要な支援を行います。
自立支援医療	更生医療	身体障害者手帳所持者に対し、障害の程度を軽減したり、障害を除去したりするために行う医療について、費用負担を軽減する制度です。
	育成医療	18歳未満の児童で手術などにより障害の改善が見込まれる場合の医療費を助成します。
	精神通院医療	精神障害者に対し、適正な医療を普及させ社会復帰を促進することを目的として、費用負担を軽減する制度です。
補装具	補装具費の支給	身体障害者手帳所持者又は難病患者等に対し、日常生活等の能率を向上させることを目的として、補装具の作製や修理に要する費用負担を軽減する制度です。

<地域生活支援事業>

相談支援事業	障害福祉課窓口及び市内3箇所の委託事業所により実施しています。
意思疎通支援事業	聴覚障害等のため、コミュニケーションを図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等を派遣する事業です。
日常生活用具給付事業	障害者等に対し、自立生活を支援する用具等を給付又は貸与する事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について社会参加や余暇支援のため、外出を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。相談支援事業も実施しています。
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用及び後見人等の報酬を助成する事業です。
居住支援	委託事業として立川市社会福祉協議会が実施する公的保証人制度を活用して賃貸住宅等への入居を支援しています。

＜児童福祉法に基づくサービス＞

児童発達支援	主に未就学の障害児に対して療育の支援を行います。								
居宅訪問型児童発達支援	重度のため外出が著しく困難な重度の障害児に対して、居宅訪問し、療育の支援を行います								
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して放課後や夏休み等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。								
保育所等訪問支援	集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。								
障害児相談支援	障害児に対し、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画案等を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援計画を作成します。								
単		継		国	○	都		市負	○

●障害福祉サービス利用の手続き

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

支給決定までの流れは次のとおりとなります。

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、以下の項目を把握し、その上で支給決定を行います。

- ① 障害者の心身の状況（障害支援区分の取得可否）
- ② サービス等利用計画（またはセルフプラン）
- ③ 社会活動や介護者、居住等の状況
- ④ サービスの利用意向
- ⑤ 訓練・就労に関する評価

◎ 介護給付を希望する場合

- 1 障害福祉課に相談・申し込み、利用申請を行います。
- 2 指定特定相談支援事業者 서비스에等利用計画案の作成を依頼します。
- 3 障害支援区分の一次判定を行います。
障害者の心身の状況を判定するため、80項目のアセスメントを行います。
また、主治医の方へ意見書の記載を依頼します。（障害福祉課から依頼します。）
- 4 二次判定（審査会）
審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます。
- 5 障害支援区分の認定
介護給付では区分1から6の認定が行われます。
- 6 勘案事項調査
サービス等利用計画（案）（またはセルフプラン）、地域生活、就労、日中活動、介護者、居住などの状況とサービスの利用意向を聴取します。
- 7 支給決定
サービス利用が開始されます。
- 8 モニタリング
相談支援専門員が一定期間ごとにサービス等利用計画に基づき、モニタリングを行います。

◎ 訓練等給付を希望する場合

- 1 障害福祉課に相談・申し込み、利用申請を行います。
- 2 指定特定相談支援事業者 서비스에等利用計画案の作成を依頼します。
- 3
障害者の心身の状況を判定するため、80項目のアセスメントを行います。
- 4 勘案事項調査
サービス等利用計画（案）（またはセルフプラン）、地域生活、就労、日中活動、介護者、居住などの状況とサービスの利用意向を聴取します。
- 5 暫定支給決定
訓練・就労評価項目→個別支援計画
一定期間、サービスを利用し、①ご本人の利用意思の確認、②サービスが適切かどうかを確認します。確認ができたなら、評価項目にそった一人ひとりの個別支援計画を作成し、その結果をふまえて本支給決定が行われます。
- 6 支給決定
- 7 モニタリング
相談支援専門員が一定期間ごとにサービス等利用計画に基づき、モニタリングを行います。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●障害福祉サービス利用者負担の仕組み

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

【事業内容】

利用者負担は、各障害に共通しており、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）となります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

利用者負担に関する配慮措置

入所施設利用者（20歳以上）

定率負担（市民税非課税世帯の方は利用者負担はありません）

- ・利用者負担の月額上限設定
- ・高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
- ・生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）

食費／光熱水費

- ・補足給付（食費・光熱水費負担を軽減）

グループホーム利用者

定率負担（市民税非課税世帯の方は利用者負担はありません）

- ・利用者負担の月額上限設定
- ・高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
- ・生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）

食費／光熱水費

- ・食費については実費負担となります。
- ・家賃助成（居住費負担を軽減）
- ・補足給付（居住費負担を軽減）

通所施設利用者

定率負担（市民税非課税世帯の方は利用者負担はありません）

- ・利用者負担の月額上限設定（所得段階別）
- ・高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
就労継続支援事業（A型）を利用の場合、事業主の負担による減免措置
- ・生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）

食費／光熱水費

- ・食費の人件費相当分の給付による軽減措置

ホームヘルプ利用者

定率負担（市民税非課税世帯の方は利用者負担はありません）

- ・利用者負担の月額上限設定（所得段階別）
- ・高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）

入所施設利用者（20歳未満）

定率負担（市民税非課税世帯の方は利用者負担はありません）

- ・利用者負担の月額上限設定（所得段階別）
- ・高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）
- ・生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）

食費／光熱水費

- ・補足給付（食費・光熱水費負担を軽減）

1 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて月額負担上限額が設定されています。

市民税の課税状況・非課税状況について世帯単位で判定しますが、この世帯の範囲は18歳以上は本人及び配偶者、18歳未満の方（児童）は、住民基本台帳の世帯となります。

◎ 介護給付費及び訓練等給付費並びに障害児通所給付費

※ 療養介護医療費及び障害児施設医療費は除く

所得区分	所得区分の内容	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	【居宅・通所サービスの利用】 ・18歳未満（児童）で、市民税所得割 28万円未満の世帯	4,600円
	【居宅・通所サービスの利用】 ・18歳以上で、市民税所得割 16万円未満の世帯】 【入所施設等の利用】 ・20歳未満で、市民税所得割 28万円未満の世帯	9,300円
一般2	上記以外の利用	37,200円

2 通所施設等の食事負担の軽減

生活保護・低所得・一般1の所得区分の方は、食費のうち人件費相当分は給付され、食材費のみの負担となるため、おおよそ3分の1の負担となります。

3 入所施設の食費・光熱水費負担の軽減

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には施設における費用の基準を設定することとしており（55,500円程度を想定）、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60歳以上の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の生活介護利用者は28,000円）が残るように補足給付が行われます。20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費25,000円を含めて低所得世帯で50,000円、一般世帯で79,000円）となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

4 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じです

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます（償還払い方式によります）。

例えば、一般2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、37,200円が上限となります。

5 未就学児が日中活動のサービスを利用する場合の割引（多子軽減）

日中活動のサービスを利用する未就学児と同じ世帯のなかで、幼稚園・保育園等に通園している兄・姉がいる場合、一部負担金が減額されます。通園している兄・姉1人の場合、一部負担金は10%から5%に減額されます。ただし、一部負担金の上限は変わりません。同様に2人いる場合は負担金はなしになります。また、年収約360万円未満相当世帯（市町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除く）については、兄・姉の年齢は問わず算定対象とする特例措置があります。

6 生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じて、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

7 就学前障害児の発達支援の無償化

下記のサービスについては、満3歳になって初めての4月1日から3年間、対象者の利用者負担を無料とします。

- ・児童発達支援（居宅訪問型含む）
- ・保育所等訪問支援

※東京都の制度で0～2歳（年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます）の利用者負担を東京都から給付する（実質的に利用者負担が0円になる）制度があります。事前に申請が必要となりますので、詳細は東京都ホームページをご確認ください。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

87

●審査請求・権利擁護

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

【事業内容】

・審査請求

認定された障害支援区分や、支給決定について不服のある場合には、東京都知事に対して審査請求することができます。

・苦情対応

障害福祉サービス等全般に関する苦情については、苦情対応事業を活用できます。各事業者に設置された苦情受付窓口申し出ることもできますし、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に直接申し出ることもできます。

・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力が不十分な方々が、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを受ける事業です。社会福祉協議会でご相談ください。

・成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際、その意思決定に不安がある方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度です。障害福祉課、社会福祉協議会、司法書士事務所、弁護士事務所等でご相談ください。

88

●相談支援事業

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

【事業内容】

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

立川市では次の事業所に相談支援事業を委託して実施しています。

福祉ホットライン	柴崎町 2-10-16	オオノビル 2階
	電話：526-1418	FAX：521-3134
連（れん）	高松町 1-17-20	粕谷ビル 1階
	電話：548-0160	FAX：540-6552
たあふく（立川市社会福祉協議会）	富士見町 2-36-47	
	電話：503-9109	FAX：548-1724

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

89

●意思疎通支援事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1521

【事業内容】

聴覚に障害がある方に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

申請は、おおむね希望日の7日前までになります。

利用者負担はありません。

派遣の範囲は、

(1) 通院、(2) 官公庁手続き、(3) 学校行事、(4) 住宅相談、(5) スポーツ等となっています。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

90

●移動支援事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520~1523

障害福祉第二係

1521~1523

障害福祉第三係

1517~1519

障害福祉第四係

1517~1519

【事業内容】

地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、屋外での移動が困難な障害者（児）にガイドヘルパーを派遣して外出のための支援を行います。

1か月に利用できる時間数は障害や年齢別に異なります。但し、重度訪問介護、同行援護、施設入所支援、療養介護の支給決定者又は、介護保険の認定者は除きます。

- ・ 障害児（発達障害含む）
 - 小学生 15時間
 - 中学生・高校生等 20時間
- ・ 知的障害者及び精神障害者 25時間
- ・ 身体障害者手帳1・2級の肢体不自由者（外出時車いすを必要とする方） 10時間
- ・ 難病医療費助成対象者（外出時車いすを必要とする方） 10時間
- ・ 身体障害者手帳視覚障害者（同行援護の対象外の方） 50時間

夏休み期間である8月は、小学生、中学生、高校生に限り普段の時間数の2倍まで利用することができます。また、市民税課税世帯の方は、事業費の10%（1時間あたり230円）の利用者負担があります。利用者負担上限額は設けていません。

生活保護・市民税非課税世帯の方の利用者負担はありません。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

91

●地域活動支援センター

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第二係

1520・1523

【事業内容】

障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ご相談に応じています。福祉サービス等の調整や生活支援を行います。フリースペースや様々なプログラムを実施しています。

連（れん）

高松町 1-17-20

電話：548-0160

FAX：540-6552

たあふく（立川市社会福祉協議会）富士見町 2-36-47

電話：503-9109

FAX：548-1724

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●重度障害者大学等修学支援事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1520～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供します。

対象者

- ①重度訪問介護対象者
- ②入学後に停学その他の処分を受けていない者
- ③学修の意欲に欠けると認められるような事由がない者

大学等の要件

- 学校教育法に基づく大学等〔大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校〕で次の要件を満たすこと
 - ①障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること
 - ②重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること

利用にあたっては、修学先大学等の支援体制の確認や、利用を希望する障害学生の修学状況及びカリキュラムを確認のうえ必要な時間数を支給決定します。

利用者負担額は、事業費の10%（1時間あたり227円）で、月ごとに所得に応じて月額負担上限額が設定されています。

本人及び配偶者が生活保護・市民税非課税の場合は利用者負担はありません。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●基幹相談支援センター

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第二係

1520～1522

【事業内容】

障害のある方を支える関係機関の後方支援を担う中核機関です。

・総合的な相談窓口

障害のある方やそのご家族等よりご相談を伺い、一緒に考え、必要な支援や相談先に繋がります。

・市内相談支援事業所等の後方支援

市内の相談支援事業所等に対するサポートや研修会を開催し、支援者のスキルアップ、人材育成を行います。

・自立支援協議会の運営や地域づくり

障害福祉の地域課題について関係機関との情報共有や、連携の強化に取り組みます。また、自立支援協議会において、課題の解決に向けて協議し、地域づくりに取り組みます。

立川市基幹相談支援センター

開所日 月曜日～金曜日 8:30～17:00

電 話 042 - 503 - 1070

メール kikan@tachikawa-shakyo.jp

住 所 立川市富士見町 2-36-47（立川市社会福祉協議会）

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

5. 精神保健福祉

94

●自立支援医療（精神通院）制度

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1511・1512

【事業内容】

精神障害者に対し、適正な医療を普及させることを図り、社会復帰を促進することを目的としています。通常の医療保険では、医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療（精神通院）制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。世帯の所得（生活保護世帯から一定所得以上世帯までの6区分）や病名等に応じて月額自己負担上限額を定めています。詳細は担当課へお尋ねください。

なお、適用される医療機関・薬局・デイケア・訪問看護等は東京都の指定を受けた指定自立支援医療機関（精神通院医療）となります。

申請には、下記のものがが必要です。

①申請書

②自立支援医療用診断書

平成22年4月1日より、更新申請時における診断書の提出が「2年に1度」になりました。

ただし、有効期間を過ぎてからの再開申請は診断書が必要です。

③医療保険情報の確認ができるもの

④医療機関・調剤薬局名・所在地がわかるもの

⑤自立支援医療受給者証（精神通院）（新規申請時は不要です）

⑥マイナンバーカードまたは通知カード

有効期間は1年。更新の場合は有効期限の3か月前より申請ができます。

※転入者のみ転入前の住所地の課税（市民税所得割額の分かるもの）・非課税証明書が必要になります。（医療保険の制度によっては本人以外の証明も必要になります）

※市民税非課税世帯については自己負担分を助成する制度があります。詳細は担当課へお尋ねください。

95

●小児精神障害者入院医療費助成制度

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1511・1512

【事業内容】

小児精神障害者（18歳未満）の入院（精神病院）医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

精神科病床における健康保険が適用される入院費について、高額療養費等の支給を受けたうえでの自己負担額のうち食事代を除いた額が助成されます。自費扱いとなる費用（差額ベッド代など）は対象外です。

申請には、下記のものがが必要です。

①医療費助成申請書

②診断書

③住民票（申請日前3か月以内、続柄必要）

④医療保険情報の確認ができるもの

原則として認定期間は、助成開始日から1年間が限度です。

●精神保健専門相談事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第二係

1522・1523

[事業内容]

精神疾患が疑われるが、医療や福祉サービスが中断してしまっている方、また、その方に関わる家族や支援者からの相談に対して、精神保健福祉の専門チームの中で支援検討の機会をつくり、支援の方向性についての助言や訪問などをし、適切な支援やサービスに繋げていく事業です。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

6. 医療

97

●心身障害者医療費の助成

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1511

[事業内容]

心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

<助成対象者>

東京都内に住所を有する、身体障害者手帳 1・2 級（内部障害者＝心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害については 3 級）、愛の手帳 1 度、2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級（以下、重度障害者）に該当する所得制限基準額以下の方か、東京都区域内の区市町村より介護給付費（施設入所支援又は療養介護）、又は東京都より障害児入所給付費が支給されている施設入所者。

施設入所者とは、

- ① 障害者総合支援法に規定する病院、その他の厚生労働省令で定める施設（療養介護を行うものに限る。）の入所者
- ② 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設の入所者
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設の入所者
- ④ 児童福祉法に規定する指定障害児入所施設の入所者の方です。

<助成対象外の方>

- ① 医療保険未加入者
- ② 生活保護法による被保護者
- ③ 原則として平成 12 年 8 月中に㊦受給者証を有していなかった方で、重度障害になった年齢が 65 歳以上の方
- ④ 平成 12 年 8 月中に㊦受給者証を有していなかった方で、重度障害になった年齢が 65 歳未満で、かつ 65 歳に達する日の前日までに㊦受給者証の交付申請を行なわなかった方。ただし、以下の対象者を除く。
 - ・重度障害者になった日から 65 歳に達する日の前日まで生活保護法による被保護者であった方
 - ・重度障害者になった日から 65 歳に達する日の前日まで規則に規定している施設に入所していた方
 - ・重度障害者になった日から 65 歳に達する日の前日まで東京都の区域内に住所を有していなかった方
 - ・重度障害者になった日から 65 歳に達する日の前日までにその他やむを得ない事由により申請を行なわなかったと知事が認める方
- ⑤ 後期高齢者医療制度の受給者となった方で、住民税が課税されている方
- ⑥ 所得制限基準額を超える方

<自己負担>

自己負担割合は以下のとおりです（医療保険各法による医療給付が行われたことが前提です）。

住民税課税者： 一割負担

住民税非課税者： 負担なし

（いずれも、入院時食事療養費標準負担額は除きます。）

<助成>

助成を受ける際には、医療機関等の窓口で医療保険情報の確認ができるものと㊦受給者証の提示をしてください。

●自立支援医療（更生医療）の給付

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

身体障害者手帳所持者に対し、障害の程度を軽減したり、障害を除去したりするために行なう医療で、その医療に必要な100分の90に相当する額を公費で負担する制度です。かかった医療費の原則1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得や病名等に応じて月額自己負担上限額を定めており、一定所得以上の方は利用できない場合があります。この制度の利用には事前申請が必要となりますので、まずは詳細を担当課へお尋ねください。

なお、受けようとする医療が更生医療の対象となるか否かの判定は、東京都心身障害者福祉センター等にて行われます。

対象となる障害と標準的な治療例

- ・視覚：緑内障手術、角膜移植術等
- ・聴覚：人工内耳植込術等
- ・音声言語：喉頭形成術等
- ・肢体不自由：人工関節置換術
- ・心臓：ペースメーカー移植術等
- ・腎臓：人工透析、腎臓移植等
- ・肝臓：肝臓移植等
- ・小腸：中心静脈栄養法等
- ・免疫：抗HIV療法等

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●東京都の医療費助成などの窓口業務

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

庶務係

1514

【事業内容】

大気汚染医療費（気管支ぜん息 18歳以上の方の申請窓口は障害福祉課です。）

18歳以上の方の新規申請の受付は、平成27年3月31日で終了しました。

現在認定を受けて有効な医療券をお持ちの方で、更新申請、変更申請、再交付申請のみ受付しています。

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

●難病医療費助成制度

[事業内容]

難病等にかかられた方に対して、医療費等を助成することにより、その医療の確立と普及とを図り、併せて患者さんの医療費等の負担軽減を図ることを目的としています。

国又は都の指定する疾病に罹患し、下記③に該当する方に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する制度です。

国又は都の指定する疾病名については、担当課へお尋ねください。

<申請のできる方>

- ①東京都に住所を有する方（住民登録や外国人登録がされていること）
 - ②難病医療費等助成対象疾病（国又は都の指定する疾病）にかかっている方
 - ③疾病の程度が、厚生労働大臣又は知事が定める程度の方、又は定める程度に該当しないが、同一の月に受けた難病に係る医療費総額について、33,330円を超えた月数が、申請を行った日の属する月以前の12か月以内にすでに3か月（回）以上あった方。
- ※①から③のいずれも満たす必要があります。なお、都疾病の場合は①から③に加え、国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入していることが必要となります。

<申請に必要な書類（新規申請の場合）>

特定医療費支給認定申請書

臨床調査個人票（疾病ごとに指定様式あり、先天性血液凝固因子欠乏症等は診断書、人工透析を必要とする腎不全は不要）

住民票（世帯全員、続柄が載っているもの）

医療保険情報の確認ができるもの（区市町村国保、国保組合、後期高齢者医療に加入の方は、同じ医療保険に加入している世帯全員分が必要）

高齢受給者証のコピー（お持ちの方のみ）

世帯の課税状況を証明するもの（区市町村国保、国保組合、後期高齢者医療に加入の方は、同じ医療保険に加入している世帯全員分が必要。生活保護世帯の方は生活保護証明が必要）

特定疾病療養受療証（血友病等、人工透析を必要とする腎不全の方のみ）

健康保険上の所得区分を確認する書類（該当する方のみ）

公的年金の収入に係る申出書（該当する方のみ）

障害年金、遺族年金などの収入を証明する書類（該当する方のみ）

人工呼吸器等装着者に係る診断書（都疾病で該当する場合のみ）

小児慢性特定疾病受給者証、難病医療費助成の受給者証（同じ医療保険に加入している方でお持ちの方がいる場合のみ）

※個人番号に係る調書によりマイナンバーを利用して、申請に必要な添付書類の一部を省略できる場合があります。

<自己負担額>

月額自己負担限度額（１か月ごと）

（令和８年４月１日時点）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合２割		
			自己負担上限額（外来＋入院）		
			一般 （円）	高額かつ 長期（円）※	人工呼吸等 装着者 （円）
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	区市町村民税	本人年収～80.9万円※	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	非課税世帯	本人年収 80.9万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	区市町村民税課税 7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	区市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	区市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	

◎高額かつ長期とは、難病の医療費助成を受け始めてから、月ごとの医療費総額が５万円を超える月が申請月を含む１２か月前から年６か月（回）以上ある方を言います。

◎特殊医療対策（人工透析および血友病）は一律で月額１０，０００円を助成します。

※低所得Ⅰと低所得Ⅱの判定金額は、７月に変更される場合があります。

101

●Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎治療 医療費助成制度

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1514

【事業内容】

次の治療にかかる医療費を助成する制度です。

- ・Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎インターフェロン治療
- ・Ｂ型ウイルス肝炎核酸アナログ製剤治療
- ・Ｃ型ウイルス肝炎インターフェロンフリー治療

<対象となる方>

都内に住所があり、上記の治療を要すると診断された方で各認定基準を満たした方が対象です。

※ 東京都が指定する肝臓専門医療機関による診断書（対象治療ごとの東京都指定様式）が必要です。

※ 医療券の助成開始は申請月の初日です。申請月の翌月以降の助成開始を希望する場合は、診断書作成日から３か月（回）以内であれば助成開始月を指定できます。この場合、申請書を提出する際に開始月の申出が必要です。

<自己負担額>

患者一部負担額①＋②			
①	階層区分	世帯の区市町村民税（所得割・均等割とも）非課税の方	自己負担なし
		世帯の区市町村民税（所得割）課税年額 235,000円未満の方	10,000円 まで （月額）
		世帯の区市町村民税（所得割）課税年額 235,000円以上の方	20,000円 まで （月額）
②	入院時食事療養・生活療養標準負担額		

※ 「世帯」とは患者さんの属する住民票上の世帯全員をいいます。ただし、同一住民票の世帯であっても、実質的に生計を別に行っている場合、世帯の課税額合算対象から除外することができる場合があります。

●東京都の肝がん・重度肝硬変医療費助成制度(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1514

[事業内容]

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院・通院治療にかかる医療費の一部を助成するとともに、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための制度です。

＜対象となる方＞

下記の5つの条件をすべて満たしている方

- (1) 東京都内に住所がある方
- (2) B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断され入院または通院治療(*)を受けている方

(*)都道府県が指定する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関(以下「指定医療機関」といいます。)に入院または通院している場合が対象です。通院は「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」に係る医療費が対象です。
- (3) 世帯年収が概ね370万円未満の方(ただし、生活保護受給者は除きます。)
- (4) 指定医療機関における肝がん・重度肝硬変入院または通院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた月が、申請月の前の23か月以内に1か月(回)以上ある方
- (5) 肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している方

＜助成内容＞

肝がん・重度肝硬変入院・通院関係医療にかかる保険診療の自己負担額から、下記の自己負担月額を除いた額を助成します(健康保険から支給される高額療養費は助成額には含まれません。)。保険診療以外の費用(室料差額など)は助成の対象とはなりません。

年齢区分	窓口負担割合	限度額適用認定証等における適用区分	患者負担額
～69歳	3割	「エ」	同一の保険者ごとに月額1万円
		「オ」	なし
70～74歳	2割	「Ⅲ」	同一の保険者ごとに月額1万円
		「Ⅰ」又は「Ⅱ」	なし
75歳～ (※)	2割	「Ⅲ」	同一の保険者ごとに月額1万円
	1割	「Ⅲ」	同一の保険者ごとに月額1万円
		「Ⅰ」又は「Ⅱ」	なし

(※) 65歳以上75歳未満であっても後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合が「1割」又は「2割」の方を含みます。

＜助成対象となる月＞

指定医療機関における入院・通院関係医療の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた月が、過去2年間で2か月(回)以上あるとき、当該月(*) (2か月(回)目以上)が医療費助成の対象となります。

(*) 当該月は同一指定医療機関における入院・通院関係医療で高額療養費算定基準額を超えている必要があります。

その他の詳細は担当課へお尋ねください。

7. 在宅生活支援

① 日常生活の支援

103

●補装具費の支給

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

身体障害者手帳所持者又は障害者総合支援法施行令で定める難病患者等に対し、職業上やその他日常生活の能率を向上させることを目的として、判定等により定められた補装具の作製や借受け、修理に要する費用の100分の90を公費で負担する制度です。

利用者負担額は補装具基準額の100分の10となりますが、世帯の所得に応じて月額自己負担上限額を定めています。所得制限（対象者が18歳以上の障害者の場合、本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外となります。）があり、制度の利用には事前申請が必要となりますので、詳細は担当課へお尋ねください。

また、補装具の種目により、東京都心身障害者福祉センターの判定等が必要となります。

なお、利用者の年齢が満18歳を境に、世帯範囲の取り扱いが異なりますので、詳細は担当課へお尋ねください。

◎ 補装具の利用者負担

所得区分	所得区分の内容	利用者負担率	月額負担 上 限 額
生活保護	生活保護受給世帯	0%	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯 (平成22年3月までの低所得Ⅰ・低所得Ⅱ)		
一 般 1	・18歳未満(児童)で、市民税所得割28万円未満の世帯 ・18歳以上で、市民税所得割16万円未満の世帯	3%	37,200 円
一 般 2	・18歳未満(児童)で、市民税所得割28万円以上の世帯 ・18歳以上で、市民税所得割16万円以上の世帯	10%	
対象者が18歳以上の障害者の場合、本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給対象外となります。			

※ 世帯の範囲は18歳以上の方は本人及び配偶者、18歳未満の方(児童)は、住民基本台帳の世帯となります。

＜補装具種目＞

*【 】：介護保険制度に規定されているものと重複している補装具種目は、介護保険制度での利用が優先されます。

① 視覚障害者用 視覚障害者用安全つえ、義眼、各種眼鏡

② 聴覚障害者用 補聴器

③ 肢体不自由者用 義肢、装具、【車椅子】、【電動車椅子】、【歩行補助つえ】、【歩行器】
重度障害者用意思伝達装置、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、起立保持具、排便補助具

④ 内部障害者用 【車椅子】

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●障害者（児）日常生活用具の給付

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

在宅の障害者（児）の日常生活を容易にするため、申請に基づき、定められた日常生活用具を給付する制度です。利用者負担額は日常生活用具基準額の原則1割となります。

ただし、現に障害者支援施設、障害児入所施設、救護施設または老人ホーム等に入所中の方や長期入院中の方等は対象者から除きます。（人工喉頭、ストマ用装具、頭部保護帽は例外とします。）

＜給付種目＞

*【 】：介護保険制度に規定されているものと重複している日常生活用具は、介護保険制度での利用が優先されます。

①介護・訓練支援用具

入浴担架、【移動用リフト】、【特殊マット】、【特殊寝台】、訓練いす、訓練ベッド、【体位変換器】、特殊尿器

②自立生活支援用具

T字状、棒状のつえ、【移動・移乗支援用具】、頭部保護帽、火災警報器、自動消火装置
電磁調理器、ガス安全システム、【入浴補助用具】、浴槽、【便器】、
特殊便器、屋内信号装置、音響案内装置、フラッシュベル、空気清浄器、ルームクーラー

③在宅療養等支援用具

酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、吸引・吸入両用器、透析液加温器、音声式体温計、音声式体重計、音声式血圧計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

④情報・意思疎通支援用具

人工喉頭、携帯用会話補助装置、ポータブルレコーダー、時計、点字タイプライター、
視覚障害者用拡大読書器、暗所視支援眼鏡、点字ディスプレイ、情報・通信支援用具、活字読上げ装置、聴覚障害者用通信装置、情報受信装置、会議用拡聴器、携帯用信号装置、点字図書、点字器

⑤排せつ管理支援用具

収尿器、ストマ用装具

＜住宅関連種目＞

住宅設備改善給付（介護保険対象者は除く。）、屋内移動設備

なお、各種目とも、障害種別や障害等級、年齢制限、基準額等の条件があります。

また、小児慢性特定疾病児童の方にも日常生活を容易にするため、定められた日常生活用具を給付しています。対象となる方や給付内容については若干異なりますので、詳細は担当課へお尋ね下さい。

◎ 日常生活用具の利用者負担

○ 世帯生活扶助利用世帯区分									
所得区分		所得区分の内容						利用者負担率	
生活保護		生活保護受給世帯						0%	
低所得		市町村民税非課税世帯							
一般		【ストマ用装具】 ・18歳未満(児童)で、市民税所得割 28万円未満の世帯 ・18歳以上で、市民税所得割 16万円未満の世帯						3%	
		上記以外の世帯						10%	
単		継		国	○	都	○	市負	○

105

●障害者（児）補装具費に要する利用者負担金の助成及び軽減

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

【事業内容】

障害者及び障害児の保護者が、補装具費の支給を受けた場合に、下記の要件を満たした方の利用者負担額の一部を助成及び軽減する制度です。

＜助成及び軽減要件＞

- ・18歳未満（障害児）の方は世帯を構成する全員の前年度市民税所得割額の合算額が28万円未満
- ・18歳以上（障害者）の方は本人及び配偶者の前年度市民税所得割額の合算額が16万円未満

＜助成内容＞

補装具費の支給に伴う100分の10の利用者負担額の内、70パーセントに相当する額を助成及び軽減します。

この制度を利用した場合、実際にご負担いただく利用者負担額は100分の3になります。

詳細は前述の【事業名】補装具費の支給における「補装具の利用者負担」表をご覧ください。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

106

●身体障害者福祉電話使用料の助成

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

【事業内容】

18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた難聴者又は外出困難な方（原則として身体障害者手帳2級以上）が、緊急連絡等の手段として設置した福祉電話に対して、申請に基づいて、1世帯につき1台分の基本料金（上限1,700円）を助成します。

ただし、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分所得税が非課税の世帯の場合に限る等諸条件があります。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

107

●居宅心身障害者（児）おむつ貸与等助成

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

【事業内容】

寝たきり又はこれに準ずる状態にあるため、おむつの使用を必要としている在宅の心身障害者およびその介護者に対し、おむつを貸与、給付する制度です。

おむつは毎月1回、市から業務委託を受けた事業者が利用者宅へ配達します。1か月に1万円を限度として、次の4種類の中から、必要な種類と枚数を自由に組み合わせてご利用いただきます。

①フラット型紙おむつ ②尿吸収パッド ③テープ式紙おむつ ④リハビリパンツ

＜利用者負担＞

前述の【事業名】障害者（児）日常生活用具の給付の中の「日常生活用具の利用者負担」表をご覧ください。

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

108

●身体障害者入浴サービス事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

市内に住所を有する身体障害者手帳2級以上のおおむね18歳以上65歳未満の身体障害者であって、家庭又は公衆浴場での入浴が困難な方が対象となります。申請に基づき、機械入浴設備の整った施設での入浴サービスを提供します。

利用回数は、月4回程度で、利用者宅と入浴サービス実施施設との間を特殊寝台車（リフト付自動車）で送迎します。

利用者負担額は、世帯の生計中心者の市民税所得割額が246,000円以下の方は無料で、それを超える方は、1回あたり1,300円となります。

入浴サービス実施施設 立川市総合福祉センター内立川市社会福祉協議会（540-0821）

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

109

●重度身体障害者巡回入浴サービス事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

市内に住所を有する身体障害者手帳2級以上のおおむね18歳以上65歳未満の身体障害者であって、家庭又は公衆浴場での入浴が困難な方が対象となります。

申請に基づき、市から業務委託を受けた事業者が巡回入浴車を運行し、自宅内での入浴サービスを提供します。

利用者負担額は、世帯の生計中心者の市民税所得割額が246,000円以下の方は無料で、それを超える方は、1回あたり500円となります。

また、利用者負担額とは別に、入浴に必要な光熱水費は実費負担となります。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

② ヘルパー・介護人等派遣

110

●重度身体障害者等救急通報システム事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

重度身体障害者（身体障害者手帳1、2級）及び難病患者の方でひとり暮らし等の方が対象となります。自宅内で病気などの緊急事態に陥った時に、無線発報器等を利用して東京消防庁に通報できるよう機器を設置し、利用者によってあらかじめ登録された地域の協力員と消防署の救急隊とが協働して、救護活動等を行うサービスです。機器の設置は無料です。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

●重度脳性麻ひ者等介護人派遣事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第四係

1518

[事業内容]

重度脳性麻ひ者の生活圏を拡大することを目的として、利用者の申請により事前に登録された介護人を派遣する制度です。

<対象者>

20歳以上の在宅の脳性麻ひ者で、その程度が1級の身体障害者手帳を有する方。かつ、独立して屋外活動をすることが困難な方。

ただし、障害者総合支援法におけるサービス（短期入所を除く）や介護保険法における一部サービス、移動支援事業の決定を受けている方は対象外となります。

<派遣内容>

1か月に12回を限度として介護人を派遣します。1回は1日を単位とします。

<利用者負担>

所得制限や利用者負担はありません。

派遣された介護人には、市から手当が支給されます。

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

③ 交通手段の確保

●タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第三係

1517～1519

[事業内容]

身体障害者手帳1級から3級（ただし3級は下肢、体幹又は内部障害の方で、障害の部位が単独で3級の方）または愛の手帳1度・2度の方に、タクシー、リフトタクシー、ガソリン費助成券を申請に基づき給付します。

対象となる手帳をお持ちの方でも介護保険施設、または障害者支援施設などに入所している方は該当しません。

<申請時に必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は愛の手帳

<助成額>

◎ 身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度の方

世帯の市民税所得割額が一番高い方の額	1か月あたりの助成額
0円～100,600円	3,500円
100,601円～268,200円	2,000円
268,201円以上	対象外

◎ 身体障害者手帳3級（下肢・体幹又は内部障害）の方

世帯の市民税所得割額が一番高い方の額	1か月あたりの助成額
0円～36,100円	3,500円
36,101円以上	対象外

※ 判定は、対象者が属している住民基本台帳上の世帯の市民税所得割額が一番高い方の額とします。

※ 市民税所得割額は前年度の税額を基準とします。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

113

●心身障害者自動車運転免許取得費の助成

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者が、日常生活の利便を図るために自動車運転免許を取得する場合、申請に基づいて、その費用の2/3（限度額164,800円）の範囲内で助成します。

対象となる方は、道路交通法施行規則に規定された適性試験に合格した方で、3級以上の身体障害者手帳又は愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方となります。また、内部障害については身体障害者手帳4級以上の方、下肢又は体幹にかかる障害については身体障害者手帳5級以上で歩行が困難な方も対象となります。

ただし、前年度の市民税所得割額により、助成に制限がありますので、詳細は担当課へお尋ねください。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

114

●重度身体障害者自動車改造費の助成

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

重度身体障害者が、就労等に伴い自動車を取得する場合、申請に基づいて、その自動車の改造に要する経費の一部を、133,900円を限度に助成します。

対象となる方は、18歳以上で、上肢、下肢又は体幹の機能障害の程度が2級以上の身体障害者手帳を所持する方で、自らが運転することができる方となります。また、改造する自動車は自らが所有するものが対象となります。

ただし、前年度の市民税所得割額により制限がありますので、詳細は担当課へお尋ねください。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

●心身障害者（児）用自動車運行事業（リフト付自動車の運行）

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1514

〔事業内容〕

心身の障害のため車いすを使用している方に社会生活に積極的に参加する機会を確保するため、車いすのまま乗車できる心身障害者用自動車を運行しています。

＜利用内容＞

- ①病院等への通院
- ②市及び社会福祉団体の主催する行事への参加
- ③社会福祉施設入所者との交流
- ④その他、心身障害者の健全な市民生活の向上のため必要があると認められるもの

＜運行範囲＞

原則として東京都内

＜運 行 日＞

月～金曜日（12月29日から1月3日及び祝祭日を除く）

＜運行時間＞

午前8時～午後5時まで

ただし、ストレッチャー対応車は午前9時30分～午後2時30分までとなります。

＜利 用 料＞

片道1回当たり500円（有料道路及び有料駐車場の料金は利用者負担）

利用者の属する世帯の生計中心者の前年度の市民税所得割額が268,200円以下の場合は月8回目以降は無料

＜予約方法＞

利用予定日の1か月前から1週間前までに申請（電話）してください。

※事前に障害福祉課で名簿登録申請が必要です。

予約時には往復の時間を決めて予約してください。

＜予約受付時間＞

月～金曜日の午前8時30分～午後5時まで（12月29日から1月3日及び祝祭日を除く）

＜利用にあたって＞

- ① 自宅から道路までの介助やベッド・車いすへの乗り移り介助は行っていません。
- ② 介助者または付き添いの方の同乗をお願いします。
- ③ 車いす貸し出し及びストレッチャーでの移送を希望される場合は、必ず予約時に依頼してください。
- ④ 現在、大変多くの方が利用されており、曜日や時間帯によってはご希望に添えない場合もあります。また相乗りをお願いする場合がありますので、ご協力ください。
- ⑤ 予約時間に間に合わない場合は、次の予約の方への送迎に向かい、戻って来ませんので、ご了承ください。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

【事業内容】

身体障害者又は介護者が運転する自動車で有料道路を利用する際、登録により割引が受けられます。（ＥＴＣレーンの通行も可能）

<身体障害者が自ら運転する場合>

割引の対象となる自動車は、当該身体障害者又はこの方と生計を一にする方が所有する自家用乗用車など（個人名義）１台。ただし、法人名義の自動車、営業用の自動車などを除く。

<介護者が運転する場合>

重度の身体障害者（１種）又は重度の知的障害者（１、２度）が乗車していること。割引の対象となる自動車は当該重度障害者又はこの方と生計を一にする方、当該障害者を日常的に介護している方が所有する自家用乗用車など（個人名義）１台。ただし、法人名義の自動車、営業用の自動車などを除く。

<申請方法>

身体障害者手帳又は愛の手帳・免許証・車検証（Ａ６サイズの電子車検証含む）・自動車検査証記録事項（電子車検証の場合）を持参して申請して下さい。ＥＴＣを利用の場合には、ＥＴＣカード（障害者本人名義）、ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの（ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等）も必要です。

<割引有効期間>

申請をした日からその後の２回目の誕生日までとなります。（ＥＴＣ利用の場合は、登録完了の通知が届いてから割引が適用されます）

<割引率>

通常料金の５０％（ただし、端数計算が生じるため、５０％に満たない場合もあります）

<利用方法>

有料道路料金所にて手帳を提示し、割引後の料金を支払って下さい。

ＥＴＣ利用の場合は、事前に登録したＥＴＣカード・車載器の組み合わせで、ＥＴＣレーンを通行して下さい。 ※割引制度利用に際して違反行為があった場合は、割引の２年間停止や割増徴収金等の措置があります。

<１人１台要件緩和>

令和５年３月２７日から、事前に障害者割引に登録されていない自動車による通行についても割引の対象になります（障害者割引制度の事前申請は必要）。親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）などが新たに対象となります。身体障害者手帳又は愛の手帳（１種のみ）を持参して申請して下さい。

すでに障害者割引制度に登録済の方は、改めて申請する必要はありません。有料道路料金所にて事前申請済の手帳を提示し、割引後の料金を支払って下さい（ＥＴＣ無線通行はできません）。料金所係員が障害者自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であること（事前に有料道路管理会社等にご確認下さい）などを確認のうえ割引が適用されます。

●都営交通無料乗車券の交付

[事業内容]

都内在住の身体障害者、知的障害者、生活保護世帯の方などに都営交通無料乗車券を交付します。
都営地下鉄、都バス（江東〇1を除く）、都電、日暮里・舎人ライナーでご利用いただけます。

<対象者>

都内在住で次のいずれかに当てはまる方（シルバーパスをお持ちの方を除きます）

A券（通用期間3年）

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちの方で、障害の程度が、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、及び第1号表ノ3の第1款症から第5款症までに該当する方
- ④ 被爆者健康手帳をお持ちの方で、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条に規定する厚生労働大臣の認定を受けた方、及び同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている方

B券（通用期間1年）

- ① 生活保護を受けている世帯の方（1世帯1名に限ります。生活保護法第19条第1項第2号に該当し、継続して保護を受けている期間が3か月未満の方を除きます。）
- ② 児童扶養手当を受けている方又はその方と生計を同じくする方（1世帯1名に限ります。生活保護を受けている世帯を除きます。）
- ③ 児童養護施設又は児童自立支援施設に入所している方
- ④ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方又はその配偶者

<申請方法>

所持されている下記の手帳（証書）類を持参して申請してください。

身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、

被爆者健康手帳＋認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書、

生活保護開始決定通知書、児童扶養手当証書、

児童養護施設又は児童自立支援施設の長が発行する被救護者証明書、支援給付決定通知書。

118

●東京都精神障害者都営交通乗車証の交付

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1511・1512

【事業内容】

都内在住の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、東京都精神障害者都営交通乗車証を交付します。ただし、シルバーパス及び他の障害者等の無料乗車券をお持ちの方を除きます。

東京都精神障害者都営交通乗車証は、都営交通（都電、都バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナー）の全運行区間で利用できます。

（座席定員制のバス、その他交通局規程で定める運行系統のバス等は除きます）

<申請方法>

精神障害者保健福祉手帳（有効期限内のもの）を持参して申請してください。

<有効期間>

最大2年間

<利用方法>

係員に提示してご利用ください。

119

●民営バス介護人用割引証の交付

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1514

【事業内容】

身体障害者手帳（1種）または愛の手帳所持者が介護人とともに乗車する際に、介護人用の割引証の交付が受けられます。

<申請方法>

手帳及び印鑑を持参して下さい。

<割引率>

普通乗車券 50%

定期乗車券 30%

ただし、端数計算が生じるため、それぞれの割引率に満たない場合もあります。

<利用可能交通機関>

東急、西武、小田急、京王、東武、京成、京浜急行、関東、国際興業、立川、西東京、東海汽船、神奈川中央交通等

<利用可能区間>

東京都の区域内に路線（他県へ乗り入れている路線を含む。）を有する民営バス

<利用方法>

乗車の際に割引証を提示して下さい。

身体障害者手帳または愛の手帳所持者は手帳の提示で割引が受けられます。

120

●タクシー料金の割引

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1514

【事業内容】

身体障害者手帳、愛の手帳所持者は乗車時に手帳を提示することで割引が受けられます。

<割引率> 10%（10円未満の端数は切り捨て）

<問合せ先> （一社）東京ハイヤー・タクシー協会 電話：03-3264-8080

●くるりんバス（立川市民バス）の運賃割引

主管課・係・Tel >>>

地域公共交通担当課 地域公共交通係

2282

【事業内容】

●障害者割引

下記の手帳を所有する方は、運賃支払時に手帳（障害者手帳アプリ「ミライロ ID」でも可）を提示した場合、半額（10 円単位に切上げ）で乗車できます。

- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳（写真の貼付があり、かつ有効期限内のもの）

●介護者割引

障害者割引適用者と同乗する際、運賃支払時に次のいずれかを提示した場合、付添いの介護人の方（1 名）も半額（10 円単位に切上げ）で乗車できます。

- ・民営バス乗車割引証（介護人付）
- ・旅客運賃減額欄に「第一種」の記載がある「身体障害者手帳」又は「愛の手帳」

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

④ 減免

122

●NHK放送受信料の減免

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

窓口係

1514

[事業内容]

身体障害者、精神障害者又は知的障害者のいる世帯でNHK放送受信料の減免を受けられる場合があります。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全額 免除	世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税
半額 免除	視覚・聴覚障害者、重度の身体障害者（障害等級が1級又は2級の方）	重度の知的障害者（障害等級1度又は2度の方）	重度の精神障害者（障害程度の1級の方）
＊ 半額免除は該当する障害者が世帯主であり、受信契約者の場合に限りです。 （NHK問合せ先）NHKふれあいセンター 電話 0120-151515			

<申請方法>

NHKの免除申請書に福祉事務所長の証明印を受けて、NHK営業所へ提出して下さい。

●軽自動車税の減免

主管課・係・Tel >>>

課税課

諸税係

1200・1201

[事業内容]

身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者手帳所持の方又は当該者と同一生計にある方が所有する軽自動車等で1台が減免を受けられます。

※自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

※税制改正により、令和8年4月1日から「軽自動車税（種別割）」は「軽自動車税」に名称が変更されました。

<対象障害程度>

(1) 身体障害者

対象障害区分	対象障害の等級
視 覚 障 害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級
平 衡 機 能 障 害	3 級及び 5 級
音 声 機 能 障 害	3 級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）
上 肢 不 自 由	1 級及び 2 級
下 肢 不 自 由	1 級から 6 級までの各級
体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	
上 肢 機 能 障 害	1 級及び 2 級
移 動 機 能 障 害	1 級から 6 級までの各級
心 臓 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級
じん臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級
呼吸器機能障害	1 級、3 級及び 4 級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級、3 級及び 4 級
小 腸 の 機 能 障 害	1 級、3 級及び 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級
肝 臓 機 能 障 害	1 級から 4 級までの各級

*戦傷病者手帳をお持ちの方も、障害の程度に応じて、対象となる範囲が定められています。詳細については、お問い合わせください。

(2) 知的障害者 障害程度が3度（中度）以上

(3) 精神障害者 障害程度が1 級（自立支援医療受給者証が交付されていること）

<申請方法>	申請受付期間は納税通知書の発送日（例年 5 月 1 1 日頃）から納期限（5 月 31 日。ただし土・日曜日にあたる場合は翌開庁日）までとなります。 必要な書類等、詳しくは納税通知書に同封の「軽自動車税のしおり」や市ホームページをご覧ください。
<申請窓口>	立川市役所 1 階 35 番窓口 （課税課諸税係）

●市営駐輪場の定期利用の減免

主管課・係・Tel >>>

交通企画課

自転車活用係

2285

【事業内容】

市内在住、在勤、在学の利用で、「生活保護」又は「児童扶養手当」を受給中の世帯の方、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」又は「愛の手帳」の交付を受けている方を対象とした減免制度です。一時利用は減免できません。

＜減免内容＞ 各市営駐輪場の市内一般料金の半額となります。

＜減免手続き＞ 各駐輪場の指定された受付場所（駐輪場内）で申請、年度ごとに更新手続きが必要です。

減免料金は、申請手続き以前にさかのぼって適用することはできません。

また、一度お支払いいただいた利用料金の全額または差額をお返しすることはできませんので、忘れずに手続きをしてください。

＜手続きに必要な書類等＞

1 市内在住・在勤・在学を証明するもの

市内在住…立川市内に住んでいることが確認できるもので、運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード、パスポート、住民票の写し（発行から3か月以内）、官公署が発行した証明書（発行から3か月以内で本人の氏名と住所が記載されたもの）、公共料金の通知書又は領収書2種類（発行から3か月以内で本人の氏名と住所が記載されたもの）のいずれかになります。

市内在勤…社員証、雇用契約書、給与明細書等（発行から3か月以内）、在勤証明書（発行から3か月以内）のいずれかで、立川市内の事業所に勤務していることが確認できるものになります（名刺は不可）。

市内在学…学生証または在学証明書、入学することがわかる書類等

2 「生活保護受給証明書（発行から3か月以内）」、「児童扶養手当証書」、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」のいずれか

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

●市営駐車場の一時利用の減免

主管課・係・Tel >>>

交通企画課

交通企画係

2279

【事業内容】

「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「愛の手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方が運転もしくは同乗して利用する場合、利用料金の減免が受けられます。

＜減免内容＞ 利用開始から2時間（2時間を越えた利用時間分は自己負担となります）

＜減免方法＞ 減免手続きは出庫時に行います。上記の手帳を提示し、減免手続きを行ってから精算機で精算し、出庫してください。緑川第五・第六駐車場では、精算機に設置されているインターフォンを使用し、手帳を提示して下さい。北口第一駐車場では、直接管理人に（無人の時はインターフォンを使用し）手帳を提示して下さい。

＜対象駐車場＞

名 称	利用できる時間帯	所 在 地
立川市緑川第五駐車場	24時間	立川市曙町 3丁目19番22号
立川市緑川第六駐車場	24時間	立川市曙町 3丁目17番34号
立川市北口第一駐車場	24時間	立川市曙町 2丁目36番2号

⑤ 住宅のために

126

●たちかわ入居支援福祉制度

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第二係	1522
			障害福祉第三係	1517
		高齢政策課	在宅支援係	1478

[事業内容]

判断能力の不十分な、認知症などのある高齢者や障害者で、市内に3年以上居住し、日常生活自立支援事業を契約している（予定を含む）方で民間賃貸住宅契約の際に保証人のいない方に対し、立川市社会福祉協議会が保証人となります。ただし家賃3か月分などの費用をお預かりします。

高齢福祉（P23）に記載している制度と同じものになります。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

⑥ 施設利用

127

●在宅心身障害者（児）等緊急一時保護事業

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

[事業内容]

在宅の心身障害者（児）を介護している保護者又は家族が病気等の理由により、介護が困難となった場合に、介護人（登録している介護人）が一時的に保護することにより、これらの心身障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

<対象者>

- ・身体障害者手帳1～2級の方
- ・愛の手帳1～4度の方

保護する場所は、介護人の家庭等。

なお、立川市障害者日中活動支援事業にこの制度を利用することはできません。

地域デイサービス事業にこの制度を利用することはできません。

介護の期間は、月3日以内です。

介護人への謝礼は、・4時間未満 3,025円 ・4時間以上 6,050円です。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

128

●心身障害者（児）認定短期入所事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

在宅の障害者（児）を介護している保護者又は家族が病気等の理由により介護が困難となったとき、東京都の要綱に定める要件を満たした施設（障害者総合支援法の対象となる短期入所施設以外の施設）において短期入所を行うことによって福祉の増進を図ることを目的としています。

<対象者> 障害者（児）

<利用期間> 1か月5泊を限度とします。

本サービス利用中に、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを同時に利用することはできません。

生活保護世帯を除き一日につき868円の自己負担金がかかります。

また、食事等については実費負担となります。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

129

●グループホーム等の家賃助成

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

障害者グループホーム等を利用している方に対し、家賃の一部又は全部を助成します。

家賃助成額は利用者の収入によって決定します。

区分	利用者の所得額	家賃助成額
1	月額 73,000 円未満	全 額 ただし、月額 24,000 円 を限度にする。
2	月額 73,000 円以上 97,000 円未満	半 額 ただし、月額 12,000 円 を限度にする。

なお、生活保護又は市町村民税非課税の方については、月1万円を上限とする障害者総合支援法による特定障害者特別給付費（補足給付）の対象となるため、その額を家賃助成額から控除します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

8. 園・学級

130

●心身障害児通園施設「立川市ドリーム学園」

主管課・係・Tel 》》 児童発達支援センター ドリーム学園 525-9418

〔事業内容〕

心身の発達に支援や配慮が必要な2歳から小学校入学前の児童を対象に、集団の中で個々のニーズに合わせた総合的な発達支援を行う通園施設として「立川市ドリーム学園」があります。立川市ドリーム学園は、児童福祉法に定められた児童発達支援を提供する事業所です。

詳しくはドリーム学園へ。

名 称	所 在 地	電 話
立川市ドリーム学園	錦町3-3-6 子育て支援・保健センター内	525-9418

●特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室

主管課・係・Tel 》》 教育委員会教育支援課 (特別支援学級) 就学相談係 4034
(通級指導学級・特別支援教室) 教育相談係 4043

[事業内容]

市では、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、特別支援学級を設置しています。

■特別支援学級（知的障害）

【小学校】

第一小学校 あおぞら学級
第五小学校 こだま学級
第九小学校 くわのみ学級
第十小学校 すずかけ学級
松中小学校 まつのみ学級
新生小学校 ひまわり学級
若葉台小学校 たんぽぽ学級

【中学校】

立川第一中学校 I (アイ) 組
立川第二中学校 1 (いち) 組
立川第五中学校 1 O 組

■特別支援学級（自閉症・情緒障害）

【小学校】

第二小学校 さくら学級
第六小学校 はごろも学級
大山小学校 にじいろ学級

【中学校】

立川第四中学校 A 組

■通級指導学級（難聴・言語障害）

【小学校】

第七小学校 ことばの教室
第八小学校 きこえとことばの教室

■小学校の特別支援教室キラリ（情緒障害等）・中学校の特別支援教室プラス（情緒障害等）
全小・中学校に設置

●特別支援教育費の援助（就学奨励）

主管課・係・Tel 》》 教育委員会教育支援課 管理係 4031

[事業内容]

立川市立小・中学校の特別支援学級に通学している児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学にかかる経費（学用品費・校外活動費・修学旅行費・通学費等）の全額または一部を援助しています。

通級指導学級に通う児童の保護者には、通級にかかる交通費等を援助します。

援助を受けるためには申請が必要です。なお、援助の内容によっては所得審査があります。

【対象者】

- ①特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者
- ②通常の学級に就学している学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者
- ③通級指導学級に通っている児童の保護者

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---

9. 施設・諸学校

133

●知的障害児施設等への入所の相談

主管課・係・Tel >>>

東京都立川児童相談所

523-1321

[事業内容]

身体や精神の発達に障害のある児童で、保護者の病気などの理由で、家庭で生活することが困難な時、保護者に代わって介護を受けながら生活する施設です。

134

●障害のある児童・生徒の就学

主管課・係・Tel >>>

教育委員会教育支援課 就学相談係

4034

[事業内容]

視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱の児童・生徒のために、都立特別支援学校があります。

	名 称	所 在 地	電 話
視覚障害	八王子盲学校	八王子市台町 3-19-22	042-623-3278
聴覚障害	立川学園聴覚障害教育部門	立川市栄町 1-15-7	042-523-1358
肢体不自由	村山特別支援学校	武蔵村山市緑が丘 1460-1	042-564-2781
	府中けやきの森学園	府中市朝日町 3-14-1	042-367-2511
知的障害	立川学園知的障害教育部門	立川市栄町 1-15-7	042-523-1358
病弱	光明学園	世田谷区松原 6-38-27	03-3323-8421

10. 心身障害者相談員

135

●身体障害者相談事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

庶務係

1526

[事業内容]

身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行っています。
次の方々を相談員として委嘱しています。

氏 名			電話番号等
たき 滝	とみ 富	か 加	視覚 090-4384-5151
やま 山	もと 本	り 理	聴覚 FAX：042-527-8824 Eメール：tatoririji@gmail.com
まつ 松	さき 寄	ゆ か り	身体 (子ども) 042-535-4576
ひろ 廣	せ 瀬	あさ 麻	身体 090-5761-1421

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

136

●知的障害者相談事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

庶務係

1526

[事業内容]

知的障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行っています。

次の方々を相談員として委嘱しています。

氏 名		電 話 番 号
こ 小	まつ 松	か 佳
よ 世	こ 子	042-536-4286
きた 北	むら 村	ゆ 由
き 紀	こ 子	042-526-9304

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

11. その他の施策

137

●心身障害者保養施設利用事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

庶務係

1514

[事業内容]

障害者とその介護人が市の契約した宿泊施設及び市の契約した旅行代理店の宿泊施設を利用する場合、料金の一部を助成し、障害者の福祉の増進を図るものです。

<対象者>

①市内に住所のある方で

- ・ 身体障害者手帳1～3級の方
- ・ 愛の手帳1～4度の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1～3級の方
- ・ 脳性麻痺の方
- ・ 進行性筋萎縮症の方

②介護人（中学生以上1名）または同行人（心身障害者等の配偶者、後見人等）

<助成の方法・助成額>

対象者の申請に基づき、1泊につき5,000円を限度に利用券を発行します。

<助成回数>

1人年間1泊（年度：4月1日～3月31日）

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

138

●心身障害者休養ホーム事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

庶務係

1514

[事業内容]

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に、宿泊施設を斡旋し併せて料金の一部を助成し障害者福祉の増進を図ることを目的とします。

助成額は ・ 大人 6,490円
・ 小学生以下 5,770円 ・ 付添者 大人 3,250円

助成回数は、

1人、年間（4月1日から翌年3月31日まで）2泊までとします。

利用手続きの流れ

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| ①（利用者⇒宿泊施設） | 利用施設の予約 |
| ②（宿泊施設⇒日本チャリティ協会） | 助成金の利用可否確認 |
| ③（宿泊施設⇒利用者） | 助成金の利用可否の連絡 |
| ④（利用者⇒日本チャリティ協会） | 【助成可の場合のみ】利用申込書受付先（日本チャリティ協会）への連絡 |
| ⑤（利用者⇒日本チャリティ協会） | 【助成可の場合のみ】利用申込書の提出 |
| ⑥（日本チャリティ協会⇒利用者） | 利用券の郵送 |
| ⑦（利用者⇒宿泊施設） | 利用券他を利用当日に持参提出 |

公益財団法人 日本チャリティ協会

TEL 03-3353-5942

FAX 03-3359-7964

139

●ふれあいの広場

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第四係

1517~1519

【事業内容】

社会体験を通じて、自立への気持ちを高め、参加者同士の親睦を深めます。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

140

●障害者スポーツ大会

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第三係

1517・1518

【事業内容】

障害のある人となない人が交流を通して相互の理解を深めるとともに、健康の維持と体力の増進を図るため、毎年10月第一日曜に開催しています。（令和2年度から令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止）

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

141

●ハンディ水泳教室

主管課・係・Tel >>>

泉市民体育館

536-6711

【事業内容】

障害者が、社会の一員として、ともに生きることを学びながら、段階的に地域活動の輪に参加できるよう「ハンディ水泳教室」を開設しています。

対象は、市内に在住する小学校1年生以上の軽度知的障害者（児）で、保護者もしくは介護者が一緒にプールに入れる方。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

142

●交通災害共済会費助成事業

主管課・係・Tel >>>

危機管理課

危機管理係

2546・2547

【事業内容】

交通災害共済とは、加入者が万一交通事故に遭った場合に、実治療日数に応じて見舞金を支給する制度です。

Aコース（会費1,000円）とBコース（会費500円）の2コース制で、4月1日現在3歳から14歳（中学3年生）までの方は、加入手続きをしなくても市でBコースの加入手続きを取り、会費も負担します。

70歳以上の方及び立川市心身障害者手当受給の方は、市へ申請することにより市がBコース分の会費を負担します。

加入期間は、4月1日～3月31日までとなります。

●青春学級

主管課・係・Tel >>>

生涯学習推進センター

柴崎学習館

524-2773

[事業内容]

義務教育を終えた知的障害者の青年たちの社会的自立と相互交流や居場所づくりを目的として実施。月4回程度の日曜日に学級生全員が対象となる全体イベントのほか、個人の特性に合わせた選択プログラムを、月1回平日夜間にサロンを通年で実施します。事前登録が必要。

1. 基本的な社会生活習慣を身につける。また、身近な生活についての相談。
2. 外に出て、社会的視野を広げる（バスハイク、ボウリング等）。
3. 体をきたえるためのスポーツ、レクリエーション。
4. 生活の基礎的技術を身につける（調理実習、工作等）。
5. 参加者とともに楽しむための催し、年中行事。
（開級式、年末のつどい等）

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

●図書館サービス事業

主管課・係・Tel >>>

図書館

調査資料係

4831

4823

[事業内容]

図書館では、図書館利用に障害のある方々に様々なサービスを提供しています。

<利用できる方>

立川市内に在住・在勤・在学している方で、視覚障害などのため通常の活字による読書が困難な方や肢体不自由などで図書館に行くことが困難な方など、通常の図書館利用に障害のある方。

<利用できるサービス>

①資料の貸出

点字図書、録音図書、布の絵本、さわる絵本、通常の図書・雑誌、CD、DVD など

②リクエスト

点字図書や録音図書で所蔵がない資料は、他の図書館から取り寄せたり、作成したりして提供します。通常の図書や雑誌も取り寄せることができます。

③郵送・宅配

図書館への来館が困難な方のために、点字図書・録音図書の郵送（視覚障害者の方のみ）や、ご希望の資料を職員がご自宅へ配達（市内在住の方のみ）します。

④対面朗読

視覚障害の方には、ご希望の資料（原則として図書館所蔵資料）をお読みします（予約制）。

⑤機器のご利用

点訳パソコン、録音図書再生機、拡大読書器など

詳しくはお近くの図書館へお尋ねください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
中央図書館	曙町2-36-2	528-6800
柴崎図書館	柴崎町2-20-5	525-6177
上砂図書館	上砂町1-13-1	535-1531
幸図書館	幸町5-83-1	536-8308
西砂図書館	西砂町6-12-10	531-0432
多摩川図書館	富士見町6-51-1	525-6905
高松図書館	高松町3-22-5	527-0015
錦図書館	錦町3-12-25	525-7231
若葉図書館	若葉町3-34-1	535-8841

145

●手話通訳者の養成事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1521

[事業内容]

初級・中級・上級・応用・専門の手話講座を開催しています。申し込みは年1回広報で募集します。専門コース修了後、市の登録通訳者の試験を受けることができ、合格すると市の登録通訳者として、聴覚障害者の要請に応じた実践活動をしていただくことになります。聴覚障害者又は言語機能障害を有する方に対し、申請に基づいて、手話通訳者を派遣します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

146

●視覚障害者向けの広報活動

主管課・係・Tel >>>

広報プロモーション課

広報広聴係

2744~2747

[事業内容]

視覚障害者の方に市政や地域の情報を知っていただくため、「広報たちかわ」の内容を音声データにして、「声の広報」として身体障害者手帳・視覚障害4級以上の希望される方に無料で郵送しています。

単	○	継		国	○	都	○	市負	
---	---	---	--	---	---	---	---	----	--

147

●障害者職業訓練事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第三係

1517

[事業内容]

障害状況により一般の職業能力開発センター等での訓練が困難な身体障害者、知的障害者及び視覚障害者の方で職業的自立が見込まれる方を対象に職業訓練を行います。訓練生にはハローワークと連携して就職の相談・支援をします。

<申し込み> ハローワーク立川（立川公共職業安定所） 立川市緑町4-2立川地方合同庁舎
電話：525-8609

<問合せ先> 東京障害者職業能力開発校 小平市小川西町2-34-1
電話：042-341-1411

148

●心身障害者（児）の相談・判定

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第一係	1520～1523
			障害福祉第二係	1521～1523
			障害福祉第三係	1517～1519
			障害福祉第四係	1517～1519

【事業内容】

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、身体障害者手帳、愛の手帳の発行、東京都重度心身障害者手当の支給、補装具の処方・適合判定、愛の手帳判定業務等のほか区市町村に対する専門的、技術的支援を行う都の施設です。また高次脳機能障害のある方への相談・支援等を行っています。なお、知的障害児の愛の手帳の判定は立川児童相談所になります。

多摩支所においては上記業務のうち補装具及び愛の手帳判定を中心に行っています。

名 称	所在地	電 話	FAX
東京都心身障害者福祉センター	新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15 階	03-3235-2963	03-3235-2968
東京都心身障害者福祉センター 多摩支所	国立市富士見台 2-1-1	573-3311	576-5295
東京都立川児童相談所	立川市柴崎町 2-21-19 (東京都立川福祉保健庁舎 3 階)	523-1321	526-0150

149

●障害者の就労相談

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第三係	1517～1519
-----------	----	-------	---------	-----------

【事業内容】

- ① ハローワーク立川（立川公共職業安定所）
緑町 4-2 立川地方合同庁舎 電話：525-8609
- ② 東京障害者職業センター多摩支所
曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5F 電話：529-3341
- ③ 立川市障害者就労支援事業（市委託事業）
高松町 3-20-9 0101 号
社会福祉法人 すみれ会 「就労支援センターはたらこ」 電話：503-5483

150

●障害者就労支援センター「はたらこ」

主管課・係・Tel	≫≫	障害福祉課	障害福祉第三係	1517～1519
-----------	----	-------	---------	-----------

【事業内容】

一般就労を希望する障害者に対し、生活支援と就労支援を一体的に提供し、障害者の自立と社会参加を推進することを目的としています。

利用者は市内に住所を有し、満 18 歳以上（15 歳以上で市長が特に認めた者も含む）の一般就労を希望する在宅の障害者及び福祉的就労についている障害者並びに企業・事業所に在籍している障害者です。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

●障害者虐待防止センター

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第四係

1517~1519

[事業内容]

障害者虐待防止センターを設置し、下記の業務並びに虐待防止のための啓発を行います。
 障害者への虐待に気づきましたら、下記連絡先まで通報をお願いいたします。

◎ 障害者虐待の通報先 ◎

立川市障害者虐待防止センター

【24 時間 365 日の受付窓口】（立川市社会福祉協議会）

電話 524-8774（虐待通報専用ダイヤル）／ FAX 526-6081

【平日・日中（8：30～17：00）の受付窓口】（立川市障害福祉課）

電話 524-5773（虐待通報専用ダイヤル）／ FAX 529-8676

立川市障害者虐待防止センターの通報・届出からの業務の流れ

- ① 24 時間 365 日を通じ、通報や届出を受理します。
- ② 緊急性を判断し、養護者による虐待で緊急性が高い場合は、安否確認の立入調査をし、危険な状態にある場合は虐待を受けている障害者を一時保護します。
- ③ 施設従事者や使用者による虐待の場合と緊急性が低い養護者による虐待の場合は、必要に応じて訪問調査等を実施します。
- ④ 施設従事者や使用者による虐待の場合は、東京都権利擁護センターに報告します（使用者による虐待は、更に都から労働局に報告します）。
- ⑤ 養護者による虐待の場合は、養護者の支援・障害者の支援を行い、必要に応じて成年後見制度利用開始の審査請求を行います。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●障害を理由とする差別に関する相談

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第四係

1517~1519

[事業内容]

事業者（行政機関を含む）による障害を理由とした不利益な取り扱いや合理的配慮の不提供などの差別に関する相談窓口を設置し、助言や調整を行い、当事者間での対話による解決を図ります。

福祉ホットライン

柴崎町 2-10-16 オオノビル 2 階

電話：526-1418 FAX：521-3134

連（れん）

高松町 1-17-20 粕谷ビル 1 階

電話：548-0160 FAX：540-6552

たあふく（立川市社会福祉協議会）富士見町 2-36-47

電話：503-9109 FAX：548-1724

●中等度難聴児補聴器購入費用助成事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成し、補聴器の装用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を図ることで、難聴児の健全な発達を支援します。

対象者は18歳未満の児童で、次の要件の全てが該当する場合に限ります。

- ・聴覚障害についての身体障害者手帳の交付の対象とならない児童。
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した場合。

助成金額は、片耳144,900円を限度に、補聴器の購入に要する経費の実支出額となります。

なお、補聴器は装用効果の高い側の耳に装用するものを助成の対象とすることを原則といたしますが、教育上及び生活上特に必要と認められる場合は、両側に装用するものそれぞれを助成の対象とすることができます。市民税課税世帯の方は、助成額の10%の利用者負担があります。

生活保護・市民税非課税世帯の方の利用者負担はありません。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

●計画相談支援・障害児相談支援

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1520～1523

障害福祉第二係

1521～1523

障害福祉第三係

1517～1519

障害福祉第四係

1517～1519

【事業内容】

障害者（児）が障害福祉サービス等を利用するためには、サービス等利用計画・障害児支援計画の作成が必要です。計画相談支援等は、相談支援専門員がサービス等利用計画等を作成したり、サービス調整をします。計画相談支援等を使っていただくことで、ご本人の状態に応じたサービスを受けることができます。

立川市内で指定を受けた相談支援事業者は次の通りとなっています。（令和7年4月現在）

事業所名	電話番号 FAX 番号	所在地	計画 相談支援	障害児 相談支援				
相談支援事業所 ゆいまーる	512-7411 506-1292	羽衣町 3-15-18	○	○				
相談支援事業所 暖	512-5868 540-6552	高松町 1-17-20 粕谷ビル 2 階	○	○				
立川市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	540-0822 548-1724	富士見町 2-36-47	○	○				
自立生活センター ・立川	512-5956 521-3134	柴崎町 2-10-16 オオノビル 2 階	○	○				
相談支援センター らいふばる	531-0761 531-2418	西砂町 4-75-2	○	○				
相談支援事業所 介護グループふれあい	595-6620 595-6621	羽衣町 2-41-1 羽衣第一ビル 2 階	○	○				
相談支援センター にんじん・立川	522-1537 522-1636	高松町 2-27-27 TBK高松第1ビル101	○	○				
立川嗜癪問題相談室 ポポロ	090-9137-4976 595-6903	錦町 2-6-20 円理ビル 202 号	○	○				
相談支援事業所 lulun	537-7362 537-7363	砂川町 6-44-20	○	○				
ほぬーる立川	595-9779 595-9779	曙町 1-24-11 橋本ビル 9 階	○					
相談支援事業所 イロドリ	548-4808 548-4809	富士見町 7-5-11	○					
イドコロ相談所	080-4744-1056	羽衣町 3-1-12 ウィル西国立 105	○					
相談支援事業所 すたんど	070-9128-9037	高松町 3-29-15	○					
相談支援ステーション ほたる	512-7571 512-7604	羽衣町 2-63-3	○					
Cocorport 相談支援室立 川	506-1921 506-1922	柴崎町 3-10-20 立川渡辺ビル 3 階	○					
相談支援事業所てくてく	506-0863 506-0864	錦町 3-6-6 中村 LK ビル 5 階	○					
単		継	国	○	都	○	市負	○

155

●地域生活支援拠点等事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第三係

1517~1519

【事業内容】

障害のある方の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、障害者の方が地域で住み続けられるよう支援します。

市内の事業所 4 か所にコーディネーターを配置し、本人や家族の相談に応じて、利用計画を作ります。すでに支援者がいる方は、その支援者とも連携を図り支援を行います。

また、急病等により長期間介護者が不在になるような緊急の場合に、障害者の方を一時的にお預かりする施設や支援を受けながら一人暮らしの練習をする場も準備します。

(令和8年4月現在)

●コーディネーターを配置している事業所

	事業所名	電話番号 FAX 番号	所在地	知的 障害者	身体 障害者	精神 障害者
①	社会福祉法人 すみれ会	531-0761 531-2418	西砂町 4-75-2	◎	○	○
②	地域活動支援センター 連(れん)	548-0160 540-6552	高松町 1-17-20 粕谷ビル 1 階	○	○	◎
③	地域活動支援センター たあふく	503-9109 548-1724	富士見 2-36-47	○	○	○
④	自立生活センター・立川 福祉ホットライン	526-1418 521-3134	柴崎町 2-10-16 オオノビル 2 階	○	◎	○

※①②④は、月～金曜日、午前 9 時～午後 5 時

※◎は主たる対象障害者です。

③は、火～土曜日、午前 9 時～午後 5 時

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

156

●ストマ用具の保管

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第一係

1521

【事業内容】

災害時に備えて、オストメイトの方が使用するストマ用装具を、市内 7 か所の保管場所（市役所、福祉会館（柴崎・曙・幸・一番）、武蔵立川学園、立川福祉作業所）でお預かりします。

〈対象者〉 オストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者）の方

*詳細は担当課にお尋ねください。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

157

●自家発電装置費等の助成

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第四係

1524

【事業内容】

在宅人工呼吸器使用者に、自家発電装置等を助成する事業です。助成を受けるには在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成する必要があります。

〈対象者〉 在宅で 24 時間人工呼吸器を使用している方（他の公的制度で給付可能な者を除く）

〈利用者負担〉 所得制限や利用者負担はありません。

*詳細は担当課にお尋ねください。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

●在宅レスパイト・就労等支援事業

主管課・係・Tel >>>

障害福祉課

障害福祉第四係

1518・1524

【事業内容】

在宅生活を送っている日常的に医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）及び障害児に対し、市と委託契約した訪問看護事業者の看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りや療養上の介助を行うことで、家族の一時休息（レスパイト）や就労支援等を行う事業です。

＜対象者＞次の（１）～（３）のいずれにも該当する方を介護する家族等

（１）下記の医療的ケアが必要な方で、アかイのいずれかに該当する者

ア 重症心身障害児（者）※

イ １８歳未満の障害児

※身体障害者手帳１級又は２級（歩行困難な程度）かつ、重度知的障害が重複しており、１８歳未満にその状態になった方

（２）医療保険制度等による訪問看護を利用している者

（３）市内に住所を有し、家族等による介護を受け在宅で生活している６５歳未満の者

＜医療的ケアの内容＞

1	人工呼吸（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等を含む。）管理	7	中心静脈栄養（IVH）
2	気管内挿管または気管切開	8	経管栄養（経鼻又は胃ろうによるものを含む）
3	鼻咽頭エアウェイの使用	9	腸ろう又は腸管栄養
4	酸素吸入	10	継続して行う透析（腹膜灌流を含む）
5	頻回（１日当たり６回以上）の吸引	11	定期導尿（１日当たり３回以上）又は人工膀胱の使用
6	ネブライザー（１日当たり６回以上又は継続して使用している場合に限る。）の使用	12	人工肛門の使用

*障害者総合支援法などにに基づき医療的ケアを含む支援が受けられる場合は、障害者総合支援法などのサービスが優先されます。

＜利用時間＞ ①１回につき２時間から４時間まで（３０分単位）、１年度（４月１日から翌年３月３１日まで）で１４４時間まで利用できます。４時間以上の利用については、利用する訪問看護ステーションへご相談ください。

＜注意点＞ ②決定月から残りの月数を数え、その残月×４回、その残月×１２時間が利用可能です。（例えば１０月決定の場合…６か月×４回＝２４回、６か月×１２時間＝７２時間）

＜申請書類＞ ・身体障害者手帳及び愛の手帳（提示、写しでも可）
・利用申請書兼医師指示書作成料助成申請書（第１号様式）
・医師指示書（第２号様式）※及び領収書（写しでも可）
※記載日から６か月を経過していないもの。

＜利用者負担額＞費用は所得により一部負担していただきます。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---



Ⅲ

ひとり親家庭・女性の福祉

1. ひとり親家庭・女性の福祉

159

●ひとり親家庭等医療費の助成（**親**医療証）

主管課・係・Tel >>> 子ども政策課 手当・医療費給付係 1345

【事業内容】

保険診療を受けたときに支払う自己負担額の一部又は全部を助成します。

18歳に達した年度の末日（一定の障害がある場合は20歳未満）までの児童がいるひとり親家庭等の親及びこれらに準ずる家庭の母又は父、両親がいない児童を養育している養育者及び児童で、次の要件を満たす方が対象です。

- ① 本人及び児童が国民健康保険等の医療保険に加入していること
- ② 本人及び同居の扶養義務者の所得が制限限度額未満であること

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

160

●ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣

主管課・係・Tel >>> 子ども政策課 手当・医療費給付係 1350

【事業内容】

児童を扶養しているひとり親家庭等でひとり親となった直後や、就職活動や就業などにより、日常生活を営むのに支障ある場合、育児や食事の世話等をお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

費用は無料または所得に応じて一部負担していただきます。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

161

●養育費確保支援事業

主管課・係・Tel >>> 子ども政策課 手当・医療費給付係 1350

【事業内容】

養育費の取決めのために費用を負担したひとり親家庭の方を対象に、負担した費用の一部を補助します。

- ① 養育費の取決めに必要な費用
 - ・公正証書の作成に必要な公証手数料
 - ・家庭裁判所への調停申し立てや裁判に要する戸籍謄本等の取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
- ② 保証会社との養育費保証契約に係る初回保証料

要件等がありますので、詳しくは子ども政策課までご相談ください。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

162

●入院助産

主管課・係・Tel >>>

生活福祉課

女性相談係

1545

[事業内容]

妊産婦が出産のため病院等に入院する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院費用の支払いが困難な場合、助産施設として認可されている病院に入院し、出産することができます。

申し込み要件は経済的に困窮し、当該年度分住民税所得割額19,000円以下の世帯（ただし、市民税又は所得税課税世帯で、健康保険法等の出産育児一時金が488,000円以上の方を除きます）で、費用は所得に応じて負担していただきます。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

163

●母子・父子自立支援、女性相談

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課
生活福祉課手当・医療費給付係 1350
女性相談係 1545

[事業内容]

つぎのようなことでお困りのとき、母子・父子自立支援員、専門相談員が相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。

- ・ 離婚、別居、夫婦や家族の問題を抱え、身の振り方に悩んでいるとき
- ・ 母子家庭・父子家庭の手当や医療費助成等について知りたいとき
- ・ 暮らしむきのことや、子どもの学費等で困っているとき
- ・ 仕事に就けなかったり、資格等を身につけたいとき

相談は無料で、個人の秘密は守られますので安心して相談してください。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

164

●東京都母子及び父子・女性福祉資金の貸付

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係 1350

[事業内容]

ひとり親家庭や女性の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。

- ・ 貸付を受けることができる方は、都内に6か月以上お住まいの方
 - * 母子家庭の母、又は父子家庭の父で、20歳未満のお子さんを扶養している方
 - * 配偶者がいない女性で親族を扶養している方、または扶養していないが年間所得が2,036,000円以下でかつて母子家庭の母だった方もしくは婚姻歴のある40歳以上の方
- ・ 貸付については審査を行い、状況によってはお貸しできない場合もあります。
- ・ 資金の種類 就学支度・修学・技能習得・生活・転宅・修業など12種類

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

165

●母子生活支援施設

主管課・係・Tel >>>

生活福祉課

女性相談係

1545

[事業内容]

子の養育など、生活上さまざまな問題を抱えている母子（子は原則 18 歳未満）がともに入所し、自立に向けた支援を受けることができる児童福祉施設です。費用は所得に応じて負担していただきます。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

166

●母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係

1350

[事業内容]

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業は母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金があり、児童扶養手当と同等の所得条件の方が対象です（※）。いずれも事前相談が必要です。

（※）母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金は、児童扶養手当の所得基準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り引き続き対象となる場合があります。

〈母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金〉

母子・父子家庭の母又は父が養成機関で 6 か月以上修業して国家資格等を取得する際、生活安定のための費用を支給します。また、修了後に修了支援給付金を支給します。

- ・対象資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等の国家資格・デジタル分野の民間資格・その他市長が特に必要と認める資格
- ・支給期間 申請月以降の修業期間。支給期間については、上限 4 年間です。
- ・促進給付金の月額 非課税世帯 10 万円、課税世帯 7 万 5 千円
※養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 か月の支給月額は 4 万円増額
- ・修了支援給付金の金額 非課税世帯 5 万円、課税世帯 2 万 5 千円
※「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」については 190 ページをご覧ください。

〈母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金〉

ひとり親家庭の母又は父が、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講する際、費用の一部を支給します。給付金が支給されるのは、講座修了証明書等の確認後です。

- ・対象講座 雇用保険制度の指定教育訓練講座
- ・支給額
 1. 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方
受講のために本人が支払った費用の 60% の相当額。ただし、その 60% に相当する額が 20 万円を超える場合は 20 万円、支給額が 1 万 2 千円を超えない場合には支給はありません。
 2. 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方
上記 1 に定める額から雇用保険制度で支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額
 3. 教育訓練給付金の支給を受けることができない方
職業に必要な実践的かつ専門的なものとして都道府県知事等が指定したものを受講のために本人が支払った費用の 60% 相当額。

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---



児童の福祉

1. 児童の福祉

167

●児童手当

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係

1346・1347

[事業内容]

児童手当は、高校生年代までの子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に対し支給されます。

手当は認定された場合、申請した月の翌月分から支給されますが、月末の出生、転入で同じ月に申請が難しい場合は誕生日、あるいは転出（予定日）の翌日から15日以内に申請してください。出生、転入された月の翌月分から手当を支給することができます。

＜手当月額＞	0歳から3歳未満（第1・2子）	15,000円
	0歳から3歳未満（第3子以降）	30,000円
	3歳から高校生年代（第1・2子）	10,000円
	3歳から高校生年代（第3子以降）	30,000円

※大学生年代（18歳年度末以降～22歳年度末まで）の子であって、児童手当受給者に経済的負担がある場合は、上の子としてカウントすることができます。19歳、15歳、10歳の兄弟の場合、経済的負担がある場合は19歳が第1子、15歳が第2子、10歳を第3子と数えます。

＜支給月＞

12月（10月～11月分）・2月（12月～1月分）・4月（2月～3月分）

6月（4月～5月分）・8月（6月～7月分）・10月（8月～9月分）

※受給者名義の金融機関口座に振り込み

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●児童育成手当（育成手当・障害手当）

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係 1345

〔事業内容〕

1 育成手当は、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童で、次のいずれかの状態にある児童を養育している方に月額13,500円を支給します。

- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が生死不明である児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・婚姻によらないで生まれ、父又は母に扶養されていない児童
- ・父母が離婚した児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・父又は母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）状態にある児童
- ・父又は母が保護命令を受けた児童

2 障害手当は、年齢が20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している方に、月額15,500円を支給します。

- ・「愛の手帳」1・2・3度程度の児童
- ・「身体障害者手帳」1・2級程度の児童
- ・脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の児童

なお、所得制限の額（育成・障害手当共通）は、次のとおりです。

扶養親族数	所 得 額
0人	3,661,000円
1人	4,041,000円
2人	4,421,000円
3人	4,801,000円
4人	5,181,000円

※その他所得に加算や控除ができるものもありますので詳しくはお問い合わせください。

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

●児童扶養手当

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係 1345

[事業内容]

18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童（20歳未満で中程度以上の障害を有する児童を含む）で次のいずれかの状態にある児童を養育している方に支給します。

（ただし、公的年金受給者で、年金給付等の額が児童扶養手当より高い場合を除く）

- ・父又は母が離婚した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害（障害年金1級程度）を有する児童
- ・父又は母が生死不明である児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれ、父又は母に扶養されていない児童
- ・父又は母が保護命令を受けた児童

手 当 額		
〈第1子〉	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
〈第2子以降加算額〉	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円

なお、所得制限（本人及び扶養義務者）があります。

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---

●特別児童扶養手当

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係 1347

[事業内容]

次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している父・母又は養育者に支給します。

- ① 身体障害者手帳おおむね1～3級程度
- ② 愛の手帳おおむね1～3度程度
- ③ 上記①②と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のある方。

※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

＜支給額＞

特別児童扶養手当1級： 月額58,450円

特別児童扶養手当2級： 月額38,930円

なお、所得制限（受給者、配偶者及び扶養義務者）等の支給条件があります。

171

●乳幼児医療費の助成（乳医療証）

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係

1346・1347

【事業内容】

乳幼児が医療機関の診療や、薬剤の支給などを受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成します。

対象となる方は市内に住所を有する小学校入学前の乳幼児を養育している方で次の要件を満たす方。

- ・乳幼児が国民健康保険等の医療保険に加入していること

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

172

●義務教育就学児医療費の助成（子医療証）

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係

1346・1347

【事業内容】

義務教育就学年齢の児童が医療機関の診療や、薬剤の支給などを受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成します。

対象となる方は市内に住所を有する小、中学生を養育している方で次の要件を満たす方。

- ・対象児童が国民健康保険等の医療保険に加入していること

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

173

●高校生等医療費の助成（青医療証）

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係

1346・1347

【事業内容】

高等学校就学年齢の高校生等が医療機関の診療や、薬剤の支給などを受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成します。

対象となる方は市内に住所を有する高等学校就学年齢の高校生等を養育している方で次の要件を満たす方。

- ・対象高校生等が国民健康保険等の医療保険に加入していること

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

174

●東京都の医療費助成などの窓口業務

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係

1347

【事業内容】

- ① 小児慢性特定疾病医療
- ② 大気汚染医療（気管支ぜんそく18歳未満）

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

175

●未熟児等養育医療費助成

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係 1347

[事業内容]

出生時体重が 2,000 g 以下または生活力が弱く医師が入院養育を必要と認めた 1 歳未満の新生児への医療費助成をします。

所得に応じて自己負担が生じる場合があります。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

176

●自立支援（育成）医療費助成

主管課・係・Tel >>>

子ども政策課

手当・医療費給付係 1347

[事業内容]

18歳未満の児童で手術などにより障害の改善が見込まれる場合の医療費を助成します。

所得に応じた自己負担があります。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

177

●教育費の援助（就学援助）

主管課・係・Tel >>>

学務課

学務係

2516

[事業内容]

立川市にお住まいで、立川市立及び国・公立の小・中学校の通常の学級に通う児童生徒がいる世帯のうち、経済的理由によって就学が困難と認められる一定条件を満たす世帯を対象に、学用品費・校外活動費等、就学に必要な費用の一部を援助しています。

援助を受けるためには、申請・審査を経て認定される必要があります。

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---

2. 私立幼稚園

178

●私立幼稚園

主管課・係・Tel >>>

保育課

給付係

1324

【事業内容】

幼稚園は、満3歳から学齢前の幼児を対象に幼児教育を行う学校です。立川市内には、幼稚園が8園、幼稚園型認定こども園が3園あります。

<入園方法>

入園をご希望の場合は、直接各園にお申し込みください。日程等詳しくは各園へご確認ください。
※令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。対象は、3歳から5歳児クラスの児童と住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの児童が、各施設・サービスを利用する際の保育料（利用料）です。詳しくは担当（内線1324）へお問い合わせください。

私立幼稚園等			
No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	多摩幼稚園	錦町 2-3-14	522-2822
2	子供の国若草幼稚園	柴崎町 2-13-11	526-2526
3	認定こども園めぐみ幼稚園 （幼稚園型認定こども園）	富士見町 1-7-16	522-4606
4	立川幼稚園	高松町 3-12-1	524-7979
5	石川学園こばと幼稚園	高松町 1-24-53	522-7418
6	立川みどり幼稚園	栄町 4-40-8	535-1190
7	みたから幼稚園	若葉町 2-47-2	536-2950
8	認定こども園立川かしの木幼稚園 （幼稚園型認定こども園）	幸町 5-43-11	536-2742
9	立川双葉幼稚園	柏町 3-16-1	536-3986
10	藤幼稚園	上砂町 2-7-1	536-4413
11	認定こども園キンデルガルテン松 中幼稚園 （幼稚園型認定こども園）	一番町 6-12-1	531-6800

179

●私立幼稚園園児補助金

主管課・係・Tel >>>

保育課

給付係

1324

【事業内容】

幼稚園に入園している幼児の保護者に対して補助を行います。都制度と市制度があり、都制度は市民税所得割額の基準に応じて補助金額が変わります。市制度は所得に関わらず一律の金額を補助します。

※幼稚園類似施設の場合市の単独事業として実施。

単		継	○	国		都	○	市負	○
---	--	---	---	---	--	---	---	----	---

3. 児童館

180

●児童館事業

主管課・係・Tel >>>

子ども育成課

子ども育成係

1310

[事業内容]

児童館は、地域の子どもたちの遊び場の拠点として月～日曜日に自由に利用でき、季節に応じた行事を行っています。

また、放課後に帰宅しても保護者が就労などで適切に保育できない家庭の児童が学校帰りに立ち寄れる「ランドセル来館」や乳幼児の親子に向けた「子育てひろば」事業も行っています。

児 童 館	所在地	電話番号
富士見児童館（指定管理者）	富士見町 7-7-12	525-9020
錦児童館（指定管理者）	錦町 3-12-1	525-6684
羽衣児童館（指定管理者）	羽衣町 2-44-16	526-2336
高松児童館（指定管理者）	高松町 2-25-26	528-2925
若葉児童館（指定管理者）	若葉町 4-25-114	536-1400
幸児童館（指定管理者）	幸町 2-19-1	537-0358
上砂児童館（指定管理者）	上砂町 1-13-1	535-1557
西砂児童館（指定管理者）	一番町 6-8-37	531-0433
西立川児童会館（私立）	富士見町 1-23-6	525-0571

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

4. 学童保育所

181

●学童保育事業

主管課・係・Tel >>>

子ども育成課

学童保育所係

1300・1301・
1303

[事業内容]

放課後に帰宅しても保護者が就労などで適切に保育できない家庭の小学生を指導員が安全に保育します。

月額4,000円の保育料と2,000円のおやつ代が必要です。延長保育を利用する場合は、別途、月額2,000円または一時利用500円が必要です。

入所ご希望の方は、電子申請フォームにてご申請ください。必要な書類や申請については、ホームページにてご確認ください。（新年度分入所受付は11月ごろ）

なお、定員が決まっているので、入所をお待ちいただく場合もあります。

学童保育所	所在地	電話番号	定員
多摩川学童保育所	富士見町 6-51-1	527-5510	60
南富士見学童保育所 (指定管理者)	富士見町 7-7-12	523-4394	40
富士見学童保育所	富士見町 4-4-1	528-5980	30
柴崎学童保育所	柴崎町 2-20-24	524-9792	60
錦学童保育所 (指定管理者)	錦町 3-12-1	524-2821	60
錦第二学童保育所	錦町 3-4-1	529-9262	30
錦第三学童保育所	錦町 5-6-43	526-8835	50
羽衣学童保育所 (指定管理者)	羽衣町 2-44-16	524-2751	60
曙学童保育所	曙町 3-24-28	522-6471	40
高松学童保育所	高松町 3-6-9	522-6078	60
高松第二学童保育所	高松町 3-6-9	522-6078	20
南砂学童保育所	栄町 2-2-1	527-2216	60
若葉台学童保育所	若葉町 1-13-1	536-6896	90
若葉学童保育所 (指定管理者)	若葉町 4-25-114	535-5839	40
中砂学童保育所	幸町 2-1-1	536-1256	60
幸学童保育所	幸町 4-52-3	537-2474	60
柏学童保育所	柏町 1-31-5	536-2195	60
柏第二学童保育所	柏町 4-8-4	536-9851	60
柏第三学童保育所	柏町 4-8-4	536-9851	20
大山学童保育所	上砂町 1-6-3	535-2215	40
上砂学童保育所	上砂町 2-18-1	535-5846	40
上砂第二学童保育所	上砂町 5-23-1	537-6315	60
上砂第三学童保育所 (指定管理者)	上砂町 1-13-1	535-1577	60
松中学童保育所 (指定管理者)	一番町 6-8-37	531-2174	60
西砂学童保育所 (委託)	西砂町 2-34-2 (※)	531-0434	60
西立川学童保育所 (委託)	富士見町 1-23-6	525-0571	60
砂川園学童保育所 (委託)	上砂町 5-76-4	534-4780	40
けやき台第二学童保育所 (委託)	若葉町 1-8-1	537-9775	20
西砂第二学童保育所 (委託)	西砂町 2-17-2	531-2450	40
柏第四学童保育所 (委託)	柏町 4-61-11	537-8555	20
高松第三学童保育所 (委託)	高松町 1-31-22	512-9703	25
中砂第二学童保育所 (委託)	幸町 2-1-2	537-0828	60
けやき台さくら学童保育所 (委託)	若葉町 1-13-2	535-0575	30
西砂第三学童保育所 (委託)	西砂町 5-47-27	520-6941	30

砂川七番学童保育所	(委託)	柏町3-1-4	537-7550	70
錦第四学童保育所	(委託)	錦町4-3-11	506-1159	70
柴崎第二学童保育所	(委託)	柴崎町2-19-7	512-8202	30
総合福祉センター学童保育所	(委託)	富士見町2-36-47	595-9122	15
上砂スマイル学童保育所	(指定管理者)	上砂町2-4-12	080-4954-2386	25
高松南学童保育所	(委託)	高松町3-22-9	未定	30
(令和8年7月1日 開所予定)				

(※) 現在、建替えのため仮施設(西砂町1-60-6)へ 移転中です

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

5. 保育施設

182

●保育園等

主管課・係・Tel >>>

保育課

入園認定係

1325~1330

[事業内容]

保育園等は、保護者の方が働いていたり、病気などのために日々保育が必要な児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。入園の申込みができるのは、次のいずれかの事由がある場合です（幼保連携型認定こども園の教育利用を除く）。

児童の保護者が

- (1) 家庭の外または中で仕事をしている場合。
- (2) 出産の前後の場合。（出産予定月とその前後2か月ずつ計5か月以内）
- (3) 病気・負傷・障害があり保育にあたれない場合。
- (4) 長期療養中の患者や障害のある方の看護にあたっている場合。
- (5) 災害（火災・震災・風水害等）の復旧にあたっている場合。
- (6) 就学している場合。（職業訓練校・大学・専門学校等）
- (7) 保護者がいない場合。
- (8) 職が決定している場合で、利用開始月の月末までに就労を開始する場合。
- (9) 求職中の場合で、利用開始後3か月以内に就労する場合。
- (10) 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合。

<入園できる年齢>

0歳から小学校就学前までの児童（家庭的保育・小規模保育は3歳未満の児童、幼保連携型認定こども園の教育利用は3歳から）。0歳児は産休明けから6か月など、園によって入園できる月齢が異なりますのでご注意ください。

<保育時間>

保育時間は各園の開所時間内で、保育を必要とする状況に応じて保育園と保護者の方で決めることにしています。

なお、「延長保育」の必要な方は各園にご相談ください。

<障害児の保育>

日中の保育が必要な0歳から小学校就学前の児童で、障害のあるお子さんや心身の発達に遅れや偏りがあるお子さんを集団保育します（個別の対応は困難な場合があります）。入園を希望する方はご相談ください（家庭的保育や小規模保育では、その特性上お預かりできない場合があります）。※保育施設の名称や所在地等は、次頁の「保育施設一覧表」を参照してください。

単		継	○	国	○	都	○	市負	○
---	--	---	---	---	---	---	---	----	---

公立保育園			
No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	羽衣保育園	羽衣町 2-51-7	522-2161
2	高松保育園	高松町 1-18-7	525-0201
3	上砂保育園	上砂町 1-13-1	536-2670
4	中砂保育園	栄町 5-38-1	536-1391
5	柏保育園	柏町 3-52-9	536-2565
6	西立川保育園	富士見町 1-18-16	524-7831
私立保育園			
No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	富士見保育園	富士見町 2-26-1	522-2834
2	諏訪の森保育園	柴崎町 1-4-4	522-2589
3	愛光保育園	曙町 3-24-22	522-4947
4	西国立保育園	羽衣町 2-43-4	522-6249
5	西国立保育園分園	羽衣町 1-21-11	522-6249
6	至誠保育園	錦町 6-26-13	524-1500
7	けやき台さくら保育園	若葉町 1-13-2	536-1659
8	玉川保育園	富士見町 6-72-1	522-6308
9	れんげ砂川保育園	若葉町 4-24-31	536-5281
10	あおば保育園	幸町 4-52-1	536-3912
11	松中保育園	一番町 5-8-28	531-9438
12	あおば第二保育園	上砂町 2-40-5	537-3325
13	たかのみち保育園	幸町 6-32-1	537-0016
14	たかのみち保育園さいわい分園	幸町 5-111-4	537-0016
15	愛光第五保育園	富士見町 7-23-5	524-4115
16	小百合保育園	錦町 6-6-3-101	527-7924
17	立川ひかり保育園	一番町 2-22-1	531-1273
18	立川たんぼぼ保育園	富士見町 6-59-1	526-0280
19	愛光あけぼの保育園	曙町 3-17-22	548-8721
20	西砂保育園	西砂町 2-63-2	531-0514
21	見影橋保育園	砂川町 3-23-2	536-1644
22	西武立川きらり保育園	西砂町 1-2-127	560-0200
23	江の島保育園	栄町 6-13-1	536-1443
24	わんわん保育園	西砂町 6-12-4	520-0041
25	ぼけっとランド立川保育園	曙町 2-18-15	540-1871
26	ほほえみの森保育園	錦町 3-1-20	595-6930
27	栄保育園	栄町 3-33-3	525-0815
28	なすび保育園	西砂町 6-75-9	531-7888
29	きらめきの森保育園	上砂町 5-85-1	537-7736
30	愛光みなみ保育園サンクレール	柴崎町 3-11-25	512-6358
31	愛光みどり保育園	緑町 7-1	512-5571
32	たかのみち保育園さかえ分園	栄町 6-13-1	537-0016
33	柴崎にじのいろ保育園	柴崎町 1-16-23	525-0066

幼保連携型認定こども園				
No.	名 称		所 在 地	電話番号
1	幼保連携型認定こども園森の子こども園		砂川町 8-30-7	538-0729
家庭的保育				
No.	代 表 者 名	施 設 名	所 在 地	電話番号
1	佐藤 純一	はなのめ保育室	羽衣町 2-50-2	525-5788
2	西岡 茂子	家庭的保育室こころ	上砂町 3-3-16	534-1877
3	高橋 由美子	家庭的保育室てくてく	幸町 5-54-40	537-6990
4	永田 ゆかり	家庭的保育室日だまり	若葉町 2-26-18	534-3433
5	秋元 洋子	タンポポ保育室	栄町 4-18-13-102	090-4667-8167
6	一般社団法人 Kanoa	FunKanoa	錦町 5-6-2	080-5509-3132
7	大住 陽介	陽の木あけぼの保育室	曙町 3-11-29	512-5184
小規模保育				
No.	名 称		所 在 地	電話番号
1	砂川口前さくらんぼ保育園		砂川町 2-36-13	537-9440
2	ちゃいんどはうすくろーばー保育園		柏町 4-52-13-102	507-9989
3	立川子どもの家		柴崎町 2-16-13-1 階	523-3972
4	ちいはぐ・若葉ケヤキモール		若葉町 1-7-1	537-8275

6. 子ども家庭支援

183

●子育て支援啓発事業

主管課・係・Tel 》》 子ども家庭センター 子ども家庭センター係 4066

【事業内容】

子育て情報誌の発行、子育てグループの育成、おしゃべり会の開催など子どもと子育て家庭を支援します。

＜ブックスタート＞

- ・3～4か月児健診会場で、子育て支援情報を伝えながら絵本をプレゼントします。

＜子育て情報の提供＞

- ・「子育て応援ブックHi(はい)ちーず」を発行します。

＜子育てサークルの登録＞

- ・乳幼児同伴の子育てサークルを立ち上げて登録すると、地域学習館の保育室と子ども未来センターのグループ活動室等を無料で利用できます。

＜対象者別おしゃべり会の開催＞

- ・双子、三つ子を育てている方、ひとり親の方がそれぞれ自由に交流できるおしゃべりの場を開催しています。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

184

●子ども家庭総合相談事業

主管課・係・Tel 》》 子ども家庭センター 子ども家庭相談係 4055・4056

【事業内容】

子どもと子育て家庭からの様々な相談をお受けしています。

電話・来所など、いずれでもかまいません。

必要があれば、関係機関や団体と連携し、訪問やサービス調整等の支援をします。

電 話 528-6871

所在地 錦町3-3-6（子育て支援・保健センター内）

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

185

●児童虐待対応

主管課・係・Tel 》》 子ども家庭センター 子ども家庭相談係 4055・4056

【事業内容】

市民や関係機関からの虐待通告、相談を受け、児童の安全を確認するとともに必要な支援につなげます。

＜虐待通告専用電話「オレンジリボンダイヤル」＞

- ・開設時間 月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始除く）8：30～17：00
- ・電話番号 042-528-4338

虐待かなと思ったら迷わず電話してください。（通報者の秘密は厳守します）

*上記開設時間以外は、「児童相談所全国共通ダイヤル」189番（イチハヤク）におかけください。

＜「子ども支援ネットワーク」の調整＞

- ・子どもや保護者に対する関係機関の連携した支援を図る「子ども支援ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の連絡・連携調整を行います。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

186

●子どもショートステイ事業

主管課・係・Tel 》》 子ども家庭センター 子ども家庭相談係 4055・4056

【事業内容】

保護者の方が、病気・出産・入院などで、子どもの養育ができないとき、市内の児童養護施設「至誠学園」でお子さんを宿泊でお預かりします。食事や身のまわりのお世話、通園通学の送迎をします。

申し込み先は「子ども家庭センター」です。

＜対象年齢＞ 2歳以上12歳以下（中学生不可）

＜利用期間＞ 6泊7日まで

＜費用負担＞ 【利用料】1日1,200円（非課税世帯・生活保護世帯等は免除制度あり）

【食事代】就学児：1食400円 未就学児：1食300円

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●子育てひろば

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子育てひろば係

4090

〔事業内容〕

乳幼児と保護者が交流できる場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、子育て講座の開催や手遊びなどの遊戯を行います。

詳細は、「子育て応援ブックHiちーず」をご覧ください。か、各子育てひろばにお問い合わせください。

名 称	所 在 地		電 話
ふじみ子育てひろば	富士見町 7 - 7 - 12	富士見児童館内	525-9020
にしき子育てひろば	錦町 3 - 12 - 1	錦児童館内	525-6684
はごろも子育てひろば	羽衣町 2 - 44 - 16	羽衣児童館内	526-2336
なないろ子育てひろば	曙町 2 - 36 - 2	女性総合センター・1 階	527-5850
たかまつ子育てひろば	高松町 2 - 25 - 26	高松児童館内	528-2925
なかすな子育てひろば	栄町 5 - 38 - 1	中砂保育園内	536-1391
わかば子育てひろば	若葉町 4 - 25 - 114	若葉児童館内	536-1400
かみすな子育てひろば	上砂町 1 - 13 - 1	上砂児童館内	535-1557
にしすな子育てひろば	一番町 6 - 8 - 37	西砂児童館内	531-0433
にこにこ子育てひろば	幸町 6 - 32 - 1	たかのみち保育園内	537-9414
ひまわり子育てひろば	砂川町 1 - 52 - 7	砂川学習館内	528-4335
くるりん子育てひろば	錦町 3 - 2 - 26	子ども未来センター内	529-8664
にじっこ子育てひろば	西砂町 6 - 12 - 10	西砂学習館・2 階	531-4505
しばさきのいえ子育てひろば	柴崎町 4 - 1 - 14		512-7704

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

●ファミリー・サポート・センター

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども家庭センター係

4053

〔事業内容〕

子育てを手伝ってほしい方（依頼会員）と、子育てのお手伝いができる方（援助会員）、その両方を兼ねる方（両会員）が会員になって、地域で子育てを支える制度です。

<対象年齢> 0歳～小学校卒業まで

<費 用> 月曜日～金曜日 7:00～19:00 1 時間当たり 700円
土・日・祝日、早朝及び夜間、病気の回復期 1 時間当たり 900円
2人以上の場合2人目以降は半額

<そ の 他> 事前登録、事前打合せが必要。（登録手数料は無料、事前打合せは打合せ金として1時間分の料金が必要。）

電 話 528-6873

所在地 錦町3-3-6（子育て支援・保健センター内）

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

189

●育児支援ヘルパー事業

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 保健指導係

4725

【事業内容】

産前・産後の大変な時期に、ヘルパーを派遣して、育児家事等の支援を行います。

<利用期間> 出産予定日の1か月前～1歳（多胎児の場合は2歳※）の誕生日の前日まで

※多胎児の場合は、前期（1歳の誕生日の前日まで）、後期（1歳の誕生日から）とします。

<利用回数> 1日1回（2時間）を6回まで。多胎児の場合は、前期・後期、それぞれ1日1回（2時間）を25回まで（それぞれの期をまたいで繰り越すことはできません）
通院・健診同行の場合に限り1日2回、4時間まで。

<申し込み> 電子申請（LoGo フォーム）、申請書提出（郵送・持参）のいずれかで市へ利用登録申請をしてください。出産予定日の2か月前から申請ができます。

<利用時間帯> 平日の9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

<費用> 1回500円（非課税世帯、生活保護世帯等は免除制度あり）

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

190

●養育支援訪問事業

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども家庭相談係

4055・4056

【事業内容】

主に関係機関からの連絡・通告等で把握され、養育支援が特に必要であると認められる子育て家庭に対して、子ども家庭センターの職員が訪問して相談支援を行うことによって、適切な養育の確保をはかります。必要に応じて育児・家事援助のヘルパー派遣を行います。

本事業の適用については、子ども家庭センターにご連絡ください。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

191

●ファミリーフレンド事業

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども家庭相談係

4055・4056

【事業内容】

市民団体のボランティア支援者（ファミリーフレンド）が、妊婦または児童のいる家庭を訪問し、保護者の話し相手となることによって、育児の不安や孤立の解消をはかります。

この事業は、市民団体「市民型ソーシャルワーカーほっとほっとたちかわ」と市が協働して行っています。

<問い合わせ先> ほっとほっとたちかわ 080—5524—0271

<できること> 子育て中のちょっとした相談
子育てに関するサービスなどの案内
公園にでかけるなど、いっしょに何かをやること
（託児など保護者の代わりをすることはできません）

<利用対象> 妊婦または児童（18歳未満）のいる家庭

<利用回数> 1回～6回

<費用> 無料

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

192

●子ども総合相談受付

主管課・係・Tel 》》 子ども家庭センター 子ども家庭センター係 4066

[事業内容]

どこに相談したら良いかわからない子どもと子育て家庭からの相談に応じます。

お話を伺いして、子育てに関する情報の提供や適切な窓口をご案内します。

電 話 529-8566

所在地 錦町3-3-6（子育て支援・保健センター内）

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

7. 教育相談・就学相談・発達相談

193

●教育相談

主管課・係・Tel 》》 教育委員会教育支援課 教育相談係 527-6171

[事業内容]

学校や家庭における子ども自身の悩み、保護者の不安や心配事（性格・情緒、発達、心身の問題、進路、子育て等）について、心理の専門相談員が相談を受け、助言や心理療法を行います。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

194

●就学相談・転学相談

主管課・係・Tel 》》 教育委員会教育支援課 就学相談係 527-6171

[事業内容]

心身の障害があるなどの就学に関するさまざまなご心配に対し、教育や心理の相談員による保護者との面談・お子さんの行動観察・希望する就学先の見学や体験等を行います。児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習環境を保護者と共に考え、適切な指導・支援が受けられるよう、就学先の決定に向けた相談に応じています。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

195

●総合発達相談事業

主管課・係・Tel 》》 児童発達支援センター 発達支援係 529-8586

[事業内容]

<発達相談>

- ・ことばの遅れ、落ち着きがない、集団にうまく入れない等、お子さんの発達で気になることに対して相談をお受けします。

<保育所等訪問支援>

- ・発達に課題のあるお子さんが通う保育所等を訪問し、その他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

196

●発達支援啓発事業

主管課・係・Tel 》》 児童発達支援センター 庶務係 529-8586

[事業内容]

<発達関連講座の開催>

- ・「ペアレント・プログラム」等を実施し、発達に関する正しい理解を深めます。

<おしゃべり会の開催>

- ・発達が気になるお子さんの保護者がそれぞれ自由に交流できるおしゃべりの場を開催しています。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

8. その他の施策

197

●認証保育所等利用者負担軽減補助

主管課・係・Tel >>>

保育課

給付係

1324

[事業内容]

認証保育所、企業主導型保育施設を利用されている乳幼児の保護者の方を対象に負担軽減のため、下記のとおり、月額利用料の一部について補助を行います。

〈対象施設〉 認証保育所、企業主導型保育施設

※企業主導型は、都の基準を満たす証明を受けたものに限る

〈対象者〉 市内在住で、上記対象施設に入園している乳幼児の保護者

〈補助金額〉 世帯所得やきょうだいの有無、保育料負担額等に応じて、
乳幼児 1 人当たり 月額上限 20,000 円～27,000 円

単		継	○	国		都	○	市負	○
---	--	---	---	---	--	---	---	----	---

198

●認証保育所

主管課・係・Tel >>>

保育課

給付係

1324

[事業内容]

保護者の多様なニーズにあわせ保育する施設として、認証保育所があります。

開所時間は 1 3 時間を基本としています。下記の表をご覧ください。保育する年齢は施設によって異なりますのでご注意ください。

施設名	所在地	受入年齢	開所時間	電話	最寄り駅
保育室スマイル エッグス	上砂町 4-52-1	57 日～ 2 歳	7:00～ 20:00	538-7666	西武拝島線 武蔵砂川駅
ポピンズ ナーサリースクール 立川	柴崎町 3-1-1 ecute 立川 4 階	57 日～ 就学前	7:00～ 22:00	521-5304	JR 立川駅
すくすくワールド	曙町 2-34-6 小杉ビル 5 階	5 か月～ 就学前	7:30～ 20:30	528-6550	多摩モノレール 立川北駅
城南ルミナ保育園立 川	柴崎町 2-3-18 第二桑川ビル 2 階	57 日～ 就学前	7:30～ 20:30	548-3045	JR 立川駅
つくし保育園	栄町 3-24-12	57 日～ 就学前	7:00～ 20:00	536-1594	多摩モノレール 立飛駅

単		継	○	国		都	○	市負	○
---	--	---	---	---	--	---	---	----	---

●一時預かり・定期利用保育事業

主管課・係・Tel >>>

保育課

入園認定係

1325～1330

〔事業内容〕

〈一時預かり保育〉

保護者の方の短時間の就労や育児疲れのリフレッシュなど、理由を問わずお子さんをお預かりする制度です。利用にあたっては事前登録が必要となりますので、下記の表をご覧ください。

施設名	受入年齢	所在地	電話	保育時間
至誠保育園	5 か月～就学前	錦町 6-26-13	524-1500	月～金 9:00～17:00 (ただし、祝日及び 年末年始を除く)
富士見保育園	6 か月～就学前	富士見町 2-26-1	522-2834	
西国立保育園分園	満 1 歳～就学前	羽衣町 1-21-11	522-6249	
西砂保育園	3 か月～就学前	西砂町 2-63-2	531-0514	
れんげ砂川保育園	57 日～就学前	若葉町 4-24-31	536-5281	
諏訪の森保育園	5 か月～就学前	柴崎町 1-4-4	522-2589	
立川ひかり保育園	満 1 歳～就学前	一番町 2-22-1	531-1273	
幼保連携型認定こども園森の子こども園	満 1 歳～就学前	砂川町 8-30-7	538-0729	
あおば保育園	満 1 歳～就学前	幸町 4-52-1	536-3912	
たかのみち保育園	満 1 歳～就学前	幸町 6-32-1	537-0016	
わんわん保育園	57 日～就学前	西砂町 6-12-4	520-0041	
上砂保育園	57 日～就学前	上砂町 1-13-1	536-2670	
見影橋保育園	57 日～就学前	砂川町 3-23-2	536-1644	
江の島保育園	57 日～就学前	栄町 5-20-3	536-1443	
栄保育園	満 1 歳～就学前	栄町 3-33-3	525-0815	
柴崎にじのいろ保育園	満 3 歳～就学前	柴崎町 1-16-23	525-0066	
あおば第二保育園	満 1 歳～就学前	上砂町 2-40-5	537-3325	日～土 8:30～17:00 (ただし、年末年始及び 第三月曜を除く)
立川市子ども未来センター	57 日～就学前	錦町 3-2-26	529-8664	

〈定期利用保育〉

保護者の方の短時間の就労（月 48 時間～120 時間程度）により保育が必要となるお子さんを、上記の一時預かり保育実施施設（立川市子ども未来センターを除く。）において、別に定める定員の範囲内で継続的に保育する制度です。申込方法等詳細については、各施設にお問い合わせください。

単		継	○	国	○	都	○	市負	○
---	--	---	---	---	---	---	---	----	---

〔事業内容〕

<どんな制度ですか>

保育園、幼稚園などに通園している子どもが病気により登園できない場合や、一般家庭でも保護者の都合により病気の子どもの育児が困難になった場合に一時的に預かる事業です。

<預かってもらえる人は>

概ね、生後2か月から小学校3年生までの子どもです。ただし事前に病児保育室へ登録が必要です（市民は登録料無料）。病気やけがのために保育園などに行けない子どもを対象としますが、麻しんに罹患し、隔離が必要な場合等、症状によって保育できない場合があります。

<預かってもらえる時間は>

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで。

<料 金 は>

立川市民の方 （お子さん1人あたり）1日2,500円

※立川市民で、生活保護世帯や住民税非課税世帯等の方は、利用料の減免制度があります。

※市外在住の方は、別途登録料や割り増し利用料がかかります。

<そ の 他>

おやつを用意はいたしますが、病状に応じたお弁当をご用意ください。

アレルギー症状のあるお子さんを預ける場合は、食べ慣れたおやつをご用意ください。

<問い合わせ先>

予約制のため、前日までに病児保育室に利用予約をお願いします。

ぽけっと病児保育室（幸町1-11-3 さいわいこどもクリニック内）

電話 042-536-7333 FAX 042-536-3370

URL <http://saiwaikodomo.jp/>

子ども診療所病児保育室ばおばお（錦町1-23-25 立川相互病院附属子ども診療所内）

電 話 042-521-2777 FAX 042-521-2780

URL <http://www.t-kenseikai.jp/kodomo-cl/>

単		継	○	国	○	都	○	市負	○
---	--	---	---	---	---	---	---	----	---

201

●ベビーシッター利用支援事業

主管課・係・Tel >>>

保育課

庶務係

1320

【事業内容】

〈事業者連携型〉

保育園が決まっていない保護者や夜間の保育を希望する保護者などを対象に、ベビーシッター利用料の一部を助成する事業です。利用対象者は、下記のとおりですのでご確認ください。

なお、利用にあたっては、事前登録が必要になりますので、保育課窓口へ直接お申し込み下さい。

【対象者】

- ①保育園等に入所申込みをした結果、入所保留となり、お子さん（0～5歳児クラス相当）が待機児童になっている保護者
- ②保育園等（0歳児クラス）に申し込みをせず、1年間の育児休業を満了して復職する保護者（復職した日から）
- ③夜間帯の保育を必要とする保護者

【利用料（助成後の利用者負担額）】

1時間あたり150円（税込）※事業者の規定により、登録料や保険料等が別途かかります。

【利用可能時間】

1日に11時間まで、かつ1か月に220時間まで（上限）※保育認定時間により異なります。

〈一時預かり利用支援〉

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者等を対象に、ベビーシッター利用料の一部を助成する事業です。利用対象者や助成金額などの詳細については、事業開始する時期（夏頃を予定）に市広報やホームページ等にて周知します。

※事業者連携型及び一時預かり利用支援における利用可能なベビーシッターは、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者に限ります。

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

202

●こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

主管課・係・Tel >>>

保育課

給付係

1323

【事業内容】

令和8年度から、全国の市区町村で新たに実施する制度です。保護者の就労等に関係なく、保育園や幼稚園等に通っていない児童を対象に、月に一定時間お子さんの預かりを実施する制度です。利用にあたっては、事前に市に申請が必要になります。

制度を実施している施設、利用可能な時間については、市のホームページを随時更新していきますのでご確認ください。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

203

●児童養護施設等への入所・相談

主管課・係・Tel >>>

東京都立川児童相談所

523-1321

【事業内容】

保護者のいない児童や虐待されているなどの環境にある児童を養育する養護施設と家庭で児童を養育する養育家庭があります。

204

●子どもの学習支援事業

主管課・係・Tel >>>

生活福祉課
育て上げネット

くらし支援係

1545
595-6950

【事業内容】

家庭に経済的なゆとりがないなどさまざまな事情を抱え、将来の自立にむけて支援が必要な子どもがいる世帯に対して以下の事業を無料で行っています。

- ① 事業者の相談窓口において、学習や生活面などで悩みを抱える方からの相談を受け、適切な支援への案内・情報提供等を実施します。
- ② 市内在住の中学生1年～3年生を対象とした学習支援教室を市内5か所（立川市子ども未来センター、幸学習館、立川市総合福祉センター、上砂会館、西砂学習館）で週1回ずつ開催します。学習習慣や基礎学力を身に付けられるよう少人数グループで指導します。

＜利用方法＞

市が委託する事業者（育て上げネット）に申し込み、事業者と保護者・本人で三者面談のうえ利用開始となります。

どの会場に通うかは三者面談によって決定します。各会場の定員を超えるご応募があった場合、ご希望に添えないことがございます。

＜利用時間＞

18:15～20:00（立川市総合福祉センターのみ、18:00～19:45）

＜申し込み先＞

「認定特定非営利活動法人育て上げネット」へ直接、電話にてお問い合わせください。

TEL 042-595-6950 平日 月～金 9時～18時

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---



生活保護

1. 生活保護

205

●生活保護

主管課・係・Tel >>>

生活福祉課

保護第一係	1556～1559
保護第二係	1569・1570・1546
保護第三係	1551～1553・1544
保護第四係	1563～1565・1547
自立支援係	1542・1548・1549
面接係	1574・1578

【事業内容】

高齢等で働けなくなったり、又は働いても病弱等の理由で収入が減少するなどし、毎月の生活に困っている方に対して、申請に基づきその困窮の程度に応じて生活保護法による生活保護が受けられます。

なお、生活保護には次の種類の扶助があります。

- (1) 生活扶助 — 食べるもの、着るもの、水道、電気ガス代などの日常の暮らしの費用
- (2) 教育扶助 — 家庭の児童が義務教育を受けるときの費用（教材費、給食費等含む）
- (3) 住宅扶助 — 家賃、間代、地代などの費用
- (4) 医療扶助 — 病気やけがで治療のため医療機関にかかる費用（医療券が交付されます）
- (5) 介護扶助 — 介護にかかる費用
- (6) 出産扶助 — 出産にかかる費用
- (7) 生業扶助 — 手に職をつけたり、仕事につくときに必要な費用。高等学校等就学費用
- (8) 葬祭扶助 — 葬式にかかる費用

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

206

●保護施設

主管課・係・Tel >>>

生活福祉課

保護第一係	1556～1559
保護第二係	1569・1570・1546
保護第三係	1551～1553・1544
保護第四係	1563～1565・1547
自立支援係	1542・1548・1549
面接係	1574・1578

【事業内容】

保護施設には、身体上又は精神上に障害のある方のために救護施設及び更生施設があり、住宅のない方のために宿所提供施設があります。

- (1) 救護施設 身体上又は精神上に障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護しています。
- (2) 更生施設 身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰ができる見込みのある方を入所させて保護を行います。
- (3) 宿所提供施設 住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用があります。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

207

●法外援護

主管課・係・Tel >>>

生活福祉課

庶務係

1540・1550

【事業内容】

生活保護世帯の自立促進等を図るため、東京都の補助金により、自立に要する経費や、健全育成に必要な費用を支給しています。

また、都の入浴料助成事業にあわせ、入浴設備のない生活保護世帯に入浴券を支給しています。

単	○	継	○	国		都	○	市負	
---	---	---	---	---	--	---	---	----	--



保健・医療

1. 保健・医療

208

●母子健康手帳の交付

主管課・係・Tel >>> 子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

妊娠を届け出た方に母子健康手帳や妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票などの必要な書類を交付しています。交付は、戸籍住民課、窓口サービスセンター、子育て支援・保健センターはぐくるりんで行っています。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

209

●ベビくる面談（旧妊婦サポート面接）（初回・妊娠8か月）

主管課・係・Tel >>> 子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

妊娠届出時等に安心して妊娠し出産できるよう、妊娠の届出をされたすべての妊婦さんに保健師・助産師による相談や子育てサービスを紹介しています。子育て支援・保健センターはぐくるりんで初回のベビくる面談を受けた方には、育児に活用できるギフトをお贈りしています。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

210

●母子栄養食品の支給

主管課・係・Tel >>> 子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみ課税世帯の妊産婦と乳児に対し、粉ミルクの無償支給を実施しています。

支給期間 妊産婦 9か月間（出産予定月の6か月前から出産後3か月間）

乳 児 9か月間（生後4か月目から）

211

●妊産婦・乳幼児保健指導

主管課・係・Tel >>> 子ども家庭センター 子ども健診係 4720

【事業内容】

生活保護世帯又は市民税非課税世帯の妊産婦や乳幼児が、診察・検査などの保健指導を指定医療機関で無料で受けられます。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

212

●妊婦健康診査

主管課・係・Tel >>> 子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

妊婦健康診査について14回分（多胎妊婦は19回分）、公費負担の助成を受けられます。また、HIV 抗体検査、子宮頸がん検診、超音波検査も公費負担の助成を受けられます。なお、市外の医療機関、助産所で健診を受けた場合も助成が受けられます。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

213

●妊婦精密健康診査

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

[事業内容]

妊婦健診の結果、妊娠に起因する異常などがみつかった場合、公費負担でさらに詳しい健康診査を委託医療機関で受けることができます。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

214

●パパママ学級

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

[事業内容]

妊婦とその家族を対象に、妊娠、出産、育児などについて学ぶ教室です。また、友達作りや育児の仲間を作る機会にもなります。

パパママ学級は、夫婦で参加でき市のホームページより申し込みいただけます。

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---

215

●先天性代謝異常等検査申込書の交付

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

[事業内容]

フェニルケトン尿症などの病気は、治療しないでおくと発育障害などの原因となりますが、早期に発見し適切な治療をすることで正常な発達を期待できます。

生後5日～7日に赤ちゃんの足の裏からごく微量の血液をとって調べます。

医療機関に用意されている「先天性代謝異常等検査申込書」に記入して、出産する医療機関や助産院に申し出ましょう。

なお、検査料は都の公費負担ですが、採血料等は、保護者の負担となりますのでご承知ください。

(この検査の結果、精密検査が必要な場合は市で精密健診票を発行します。)

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

216

●新生児等聴覚検査

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

[事業内容]

新生児等（生後 50 日以内の乳児）を対象とした耳のきこえの検査です。都内指定医療機関で行い、検査費用の一部を助成しています。なお、都外の医療機関で検査を受けた場合も助成しています。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

217

●産後ケア事業

主管課・係・Tel 》》 子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

産後の母子を対象にサポートの必要なお母さんが産科医療機関又は自宅で専門家からのケアや育児相談を受けたり、心身の休息等を宿泊・日帰りデイサービス・自宅訪問で利用することができます。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

218

●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

主管課・係・Tel 》》 子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

乳児のいるすべての家庭を生後4か月までに訪問しています。保健師、助産師など子育てに関する専門の知識をもつ職員が訪問し、子育ての相談や立川市の子育て支援事業について説明しています。「母と子の保健バッグ」に入っている「こんにちは赤ちゃん訪問」にある二次元コードを利用し「赤ちゃん連絡票」を必ずご提出ください。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

219

●妊婦等包括支援事業

主管課・係・Tel 》》 子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から妊産婦及びその配偶者などに対して、面談や訪問などにより妊産婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握して、母子保健及び子育てに関する情報の提供・相談その他の支援を行います。また、妊娠時に妊婦のための支援給付を実施して、経済的支援を行います。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

220

●乳幼児健康診査

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

子どもたちのすこやかな発育・発達と健康の増進のために、次のような健康診査（健診）を行っています。対象者には、当該月に通知し、当該月の翌月が健診月になります。必ず受けるようにしましょう。

検診の種類	対象者	実施日	受診場所
3～4か月児健診	原則として満3～4か月	原則として 第2・第3水曜日	子育て支援・ 保健センター はぐくるりん
6～7か月児健診	原則として満6～7か月	受診票の封筒を ご覧ください。	委託 医療機関
9～10か月児健診	原則として満9～10か月		
1歳6か月児健診	原則として1歳6か月	原則として 第2・第4木曜日	子育て支援・ 保健センター はぐくるりん
3歳児健診	原則として満3歳	原則として 第2・第4火曜日	子育て支援・ 保健センター はぐくるりん

※ 実施日は、祝祭日等により変更することがあるので、ご注意ください。

健診の内容	3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
内 科	○	○	○
尿 検 査			○
眼 科 検 査		○ (立川市独自)	○
計 測	○	○	○
歯 科		○	○
個 別 相 談	○ (必要者のみ)	○ (必要者のみ)	○ (必要者のみ)

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

221

●3～4か月児・1歳6か月児・3歳児精密健康診査

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

3～4か月児健康診査や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの結果、より詳しい健診が必要な場合には「精密健康診査」を公費により専門機関で受けられます。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

222

●産婦（産後）健康診査

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

3～4か月児健診のときに、お母さんの健診もあわせて行っています。内容は問診の他、必要に応じて血圧測定などを行っています。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

223

●乳幼児経過観察健康診査

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

乳児健診の結果、経過観察と健康管理が必要と診断された乳幼児を対象に、小児科医師による経過観察健診を行っています。

内容は医師による健診の他に身体計測・個別相談となっています。

実施日 原則として第2、第3水曜日（3～4か月児健診日）

実施場所 子育て支援・保健センターはぐくるりん

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

224

●乳幼児発達健康診査

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

運動や精神に発達の遅れが疑われる乳幼児に対して、専門医が健診を行っています。

内容は医師による健診のほかに身体計測・保健師による相談となっています。（予約制です）

実施日 原則として第1水曜日

実施場所 健康会館

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

225

●子ども等定期予防接種

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

予防接種法にもとづき、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、つぎの予防接種を実施しています。

定期 五種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ、ヒブ）、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG（結核）、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV（子宮頸がん予防ワクチン）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス、RSウイルス（母子免疫ワクチン）

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

226

●風しん対策事業

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

子育て支援、胎児の先天性風しん症候群予防のため、19歳以上の妊娠を予定又は希望する女性と、その同居者及び妊婦の同居者を対象に、風しんの抗体検査と予防接種に対し、費用の助成事業を実施しています。

実施方法 指定医療機関で個別に接種

自己負担額 抗体検査：無料

麻しん風しん（MR）混合ワクチン：5,000円

風しん単抗原ワクチン：3,500円

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

227

●子どもインフルエンザ予防接種

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

子育て支援、季節性インフルエンザの発病・重症化予防のため、生後6か月から小学生以下のインフルエンザ予防接種に対し、令和2年度より費用の助成事業を実施しています。

実施方法 指定医療機関で個別に接種

実施期間 毎年10月初旬から翌年1月下旬（予定）

助成額 注射用HAワクチン 1回 2,000円、1人につき2回まで助成。

経鼻生ワクチン 1回 4,000円 1人につき1回まで助成

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

228

●妊婦インフルエンザ任意予防接種

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

子育て支援、季節性インフルエンザの発病・重症化予防のため、妊婦のインフルエンザ予防接種に対し、令和6年度より費用の助成事業を実施しています。

実施方法 指定医療機関で個別に接種

実施期間 毎年10月初旬から翌年1月下旬（予定）

助成額 接種1回につき2,000円、1人につき1回まで助成。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

229

●子宮頸がん予防ワクチン男性任意予防接種

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

女性を対象に接種費用が無料となっているHPVワクチン予防接種について、接種を希望する男性も助成対象とします。接種することでHPVが原因となる中咽頭がん、肛門がんなどの予防、また、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防効果も期待できます。

令和7年度より助成事業を実施しています。

実施方法 指定医療機関で個別に接種

接種対象 小学6年生から高校1年生（相当）の男性

接種費用 無料

※男性は任意接種の位置づけとなりますが、対象年齢や費用助成は女性の定期接種と同様とします。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

230

●3歳児経過観察健康診査（心理）

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

3歳児健診で言葉の遅れや心理面で経過観察が必要とされた方に対し定期的に心理相談を行っています。（予約制です）

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

231

●すこやか相談

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

1歳6か月健診時に発達面で経過観察が必要と診断された幼児を対象に、心理相談員による相談を行います。内容は心理相談員・保健師の相談となっています。

実施日 原則として第1・第4金曜日他

実施場所 子育て支援・保健センターはぐくるりん他

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

232

●家族心理相談

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

保護者自身が精神的に不安定で育児をする上で影響があり、カウンセリングを希望する方に、個別に臨床心理士が対応します。（医療機関につながっていないケースが原則）

申込方法 電話や面談（保健師対応）

実施日 原則として第3木曜日

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

233

●バースデーサポート

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

立川市で1歳を迎えた子どもを育てる家庭を対象に、育児状況を確認するため子育てに関するアンケートを郵送します。アンケートに回答をした家庭には、育児に活用できるギフトを配布します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

234

●多胎児家庭支援（移動経費補助）

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

3歳未満の多胎育児中の家庭を対象に、育児状況を把握するため年1回の面談を行います。面談を受けた家庭には、乳幼児健診や予防接種などの母子保健事業を利用する際にタクシー移動で利用できる商品券（24,000円）を支給します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

235

●離乳食準備教室（らくらくゴックン）

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

これから、離乳食を始める乳児の保護者（概ね生後4～5か月まで）を対象に行う、離乳食の進め方・知っていること役立つこと・気をつけるポイントなどを学ぶ教室です。

お知らせは広報紙などに掲載します。

申込方法 市のホームページから電子申請

実施日 原則として第2金曜日午前

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

236

●離乳食後期教室（カミカミ教室）

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

8～10 か月児とその保護者を対象に、献立の考え方や調理法、1日3回食など離乳食後期の進め方について学ぶ教室です。

お知らせは広報紙などに掲載します。

申込方法 市のホームページから電子申請

実施日 原則として第2金曜日午後

実施場所 子育て支援・保健センターはぐくるりん

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

237

●親と子の健康相談

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

乳児から就学前のお子さんとその保護者、妊娠中の方を対象に保健師・助産師・看護師・心理相談員・栄養士・歯科衛生士が子育てにおいて心配なこと、わからないこと、食事や運動、しつけ、母乳などについて、また家族計画などの相談指導を行っています。

相談日 指定された水曜日

受付時間 はぐくるりん 午前9時30分～11時10分

西砂学習館・砂川学習館 午前9時30分～午前10時45分

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

238

●幼児歯科相談

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

4歳未満のお子さんを対象に歯科健診を行っています。健診結果及びご希望により、くり返し健診や予防処置（フッ素）を実施します。また、歯科衛生士による歯科相談を行います。

2歳になった月に通知しますので、ぜひ受けるようにしましょう。

健診の種類	対象者	実施日	受診会場	備 考
2 歳 児 歯科健診	原則として2歳児	第1・第4 金曜日	子育て支援・ 保健センター はぐくるりん	健診結果及びご希望により予防処置 を実施します。
くり返し 健 診	おおむね 2歳半・3歳半	第3金曜日	子育て支援・ 保健センター はぐくるりん	

実施日は、祝祭日等により変更することがあるので、ご注意ください。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

239

●妊婦歯科健康診査

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

妊婦を対象に指定医療機関で歯科健診指導を行います。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

240

●歯科健康教室（キラキラ☆歯育て）

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター 子ども健診係

4720

【事業内容】

1歳～1歳2か月までの乳幼児と保護者を対象に、栄養士による乳幼児期に大切な栄養の話と、歯科衛生士がむし歯予防や保護者の方のお口の健康についてアドバイスします。

お知らせは広報紙などに掲載します。

申込方法 市のホームページから電子申請

実 施 日 原則として第3火曜日

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

241

●特定不妊治療医療費助成

主管課・係・Tel >>>

子ども家庭センター こんにちは赤ちゃん係 4722

【事業内容】

特定不妊治療を受ける市民の方に、医療保険適用治療と併用した先進医療費又は、本来医療保険適用内であるが年齢・回数超過したことにより医療保険適用外となる自費診療にかかる費用の一部を助成します。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

242

●歯と口の健康週間

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

保健事業係

4730

【事業内容】

歯と口の健康週間の期間中、一般市民を対象に歯科相談や歯科健康診断を行っています。また、歯科衛生士によるブラッシング等の指導も行っています。このほか、歯科に関する講演会（立川市歯科医師会主催）も行っています。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

243

●39歳以下の健康診査

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

成人健診係

4740

【事業内容】

健康診査を受ける機会がなく当該年度中に18歳から39歳までの年齢になる市民を対象に肥満、高血圧、貧血等の予防のために健康診査を実施しています。

申込方法 はがきまたは封書及び電子申請による申込み

実施方法 前期及び後期（合計4日間）に公共施設等で実施。（定員制）

健診内容 身体測定、血圧測定、血液検査（糖代謝、肝機能、脂質、血球算定等）、尿検査、胸部レントゲン等

費用 500円（免除制度あり）

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

244

●40歳以上の健康診査（一般健康診査）

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

成人健診係

4740

【事業内容】

40歳以上の生活保護等の無保険の方を対象に年1回、市内の指定医療機関で健康診査を実施します。ただし、長期にわたり入院中の方等は対象外です。

・申込方法

当該年度4月1日時点で生活保護等無保険の方で、前年度健康診査を受診している方には、受診期間前に受診券等を送付します。前年度未受診の方や年度途中で生活保護等に切り替えをされた方は、お電話でお申し込みを。

・健診内容

身体計測、血圧測定、血液検査（糖代謝、肝機能、脂質、腎機能、血球算定他）、尿検査等。
立川市の追加健診項目（特定健診、後期高齢者健診実施時含む）として、心電図、胸部レントゲン等を実施します。
また、希望される場合は、大腸がん検診、PSA検査、肝炎ウイルス検査（過去未受診者のみ）を実施しています。

・費用

無料 ただし、大腸がん検診300円、PSA検査500円（免除制度あり）

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

245

●骨密度測定

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

成人健診係

4740

【事業内容】

健康づくりの一環として骨粗しょう症を予防するため、18歳以上の市民を対象に骨密度測定を行い、保健指導を実施しています。

申込方法 電話または電子申請による申込（先着順）

実施日 年9回 各回定員100人程度

費用 無料

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

246

●胃がん・大腸がん・肺がん検診

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

成人健診係

4740

【事業内容】

胃がん検診（胃部レントゲン検査）と大腸がん検診（便潜血検査）、肺がん検診（X線検査）を40歳以上の市民を対象に、胃がん検診（胃内視鏡検査）を当年度に50歳以上になる市民を対象に実施しています。

申込方法 電話または電子申請による申込

実施方法 6月から翌年2月まで市内指定医療機関で随時実施（個別検診）

6、7、11、12月に市内の公共施設等で実施予定（集団検診：定員制）

※胃内視鏡検査は個別検診のみ

費用 胃がん検診（胃部レントゲン）1,200円 / 胃がん検診（胃内視鏡）2,500円

大腸がん検診 300円（免除制度あり）

X線検査 800円（免除制度あり）

肺がん検査では喫煙指数（喫煙本数×喫煙年数）が600を超える方に対して、希望により喀痰（かたん）検査も行っています。

単	○	継		国		都	○	市負	○
---	---	---	--	---	--	---	---	----	---

247

●子宮頸がん・乳がん検診

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

成人健診係

4740

【事業内容】

《子宮頸がん検診》

20歳以上の市民のうち、前年度に市が実施した検診未受診の方を対象に子宮がん（頸部・必要に応じ体部）検診を実施しています。

申込方法 窓口・電話またははがき・封書及び電子申請による申込

実施方法 7月から翌年2月まで市内指定医療機関で実施

費用 頸部1,000円 / 頸部＋体部 2,000円（免除制度あり）

《乳がん検診（マンモグラフィー）》

40歳以上の市民のうち、前年度に市が実施した検診未受診の方を対象に、視触診とマンモグラフィー（乳房レントゲン検査）による乳がん検診を実施しています。

申込方法 窓口・電話またははがき・封書及び電子申請による申込

実施方法 7月から翌年2月まで市内指定医療機関で実施

費用 1,000円（免除制度あり）

単		継		国	○	都		市負	○
---	--	---	--	---	---	---	--	----	---

●胃がんリスク検査

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

成人健診係

4740

【事業内容】

50 歳～54 歳の市民を対象に、胃がんの発生に深くかかわっていると言われるピロリ菌感染の有無や胃粘膜の萎縮度などを血液検査により調べ、胃がんや胃潰瘍、萎縮性胃炎などの胃疾患にかかりやすいかどうかを判定する検査を実施しています。

申込方法 窓口または電話、電子申請による申し込み

実施方法 市内指定医療機関で実施

費 用 500 円

※次の方は対象外です。

- ・勤務先などで胃がんリスク検査（ABC 検査）を受ける機会のある方
- ・過去に胃がんリスク検査を受けたことのある方
- ・過去にピロリ菌除菌治療を受けたことのある方
- ・胃・十二指腸に関する疾患で治療中の方（経過観察中も含む）
- ・胃の全摘出術を受けた方
- ・プロトンポンプ阻害薬（胃酸の分泌を抑える薬）を 2 か月以内に服用された方
- ・腎不全または腎機能障害の方

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

249

●成人歯科健康診査

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

成人健診係

4740

【事業内容】

20歳以上の市民を対象に成人歯科健康診査を実施しています。

申込方法 窓口・電話及び電子申請による事前申込または指定歯科医療機関への直接申込

実施方法 市内指定歯科医療機関で実施

健診内容 問診及び歯周ポケット・清掃状態のチェック、受診者への指導相談など。75歳以上の方には飲み込みの力のチェックなども実施します。

費用 無料

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

250

●緑内障検診

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

成人健診係

4740

【事業内容】

緑内障の早期発見のため、40歳以上の市民を対象に、緑内障検診を実施しています。

申込方法 窓口・電話及び電子申請による事前申込

実施方法 市内指定医療機関で実施（実施期間あり）

実施期間 7月から翌年2月まで

費用 500円（免除制度あり）

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

251

●高齢者インフルエンザ予防接種

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

高齢者の季節性インフルエンザの発症及び重症化を防止するため、65歳以上の市民等を対象に、季節性インフルエンザワクチンの予防接種を実施しています。

実施方法 指定医療機関等で個別に接種

実施期間 毎年10月初旬から翌年1月下旬（予定）

自己負担額 2,500円（生活保護受給者等は自己負担額なし）

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

252

●新型コロナウイルス感染症ワクチン予防接種

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

高齢者の新型コロナウイルス感染症の重症化を予防するため、65歳以上の市民等を対象に、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を実施いたします。

実施方法 指定医療機関等で個別に接種

実施期間 毎年10月初旬から翌年3月下旬（予定）

自己負担額 未定（生活保護受給者等は自己負担額なし）

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

253

●帯状疱疹ワクチン定期予防接種

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4741

【事業内容】

高齢者の帯状疱疹発症及び重症化を防止するため、その年度に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳の節目年齢になる立川市民の方を対象に、帯状疱疹ワクチンの予防接種を実施しています（生涯 1 回限り）。

実施方法 市が発行する予診票を持って市指定医療機関で個別に接種

予診票の入手方法 対象者に予診票を送付

自己負担額 生ワクチン：4,000円

不活化ワクチン：1回につき10,000円

（生活保護受給者等は自己負担額なし）

単	○	継		国		都	○	市負	
---	---	---	--	---	--	---	---	----	--

254

●帯状疱疹ワクチン任意予防接種（令和7年度終了）

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

高齢者の帯状疱疹発症及び重症化を防止するため、接種日時点で 50～64 歳になる立川市民の方を対象に、帯状疱疹ワクチンの予防接種助成事業を実施しています。

実施方法 市が発行する予診票を持って市指定医療機関で個別に接種

予診票の入手方法 対象者に予診票を送付

自己負担額 生ワクチン：医療機関が定めた額から助成額（5,000円）を除いた額

不活化ワクチン：医療機関が定めた額から助成額（1回につき10,000円）を除いた額

（生活保護受給者等は助成額が生ワクチン10,000円、不活化ワクチン20,000円）

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

255

●高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

予防接種係

4740

【事業内容】

高齢者の肺炎の発症や重症化を防止するため、満 65 歳を対象に高齢者肺炎球菌の定期予防接種を実施しています。（生涯 1 回限り）。

実施方法 市が発行する予診票を持って市指定医療機関で個別に接種

予診票の入手方法 対象となる方に誕生日月の翌月に郵送

自己負担額 6,000円（生活保護受給者等は自己負担額なし）

単	○	継		国		都	○	市負	
---	---	---	--	---	--	---	---	----	--

256

●健康教育

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

保健事業係

4730

【事業内容】

健康への正しい知識を深め、健康づくりへの自覚を促すことを目的とした健康づくり教室を開催しています。

- ・実施日 広報やホームページ等にてお知らせ
- ・生活習慣病予防教室（8 日間講座、保育つき講座、男性向け講座など）
- ・がん予防教室・休日医学講座・歯科講座など

単		継	○	国		都	○	市負	○
---	--	---	---	---	--	---	---	----	---

257

●いのち支える自殺総合対策事業

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

保健事業係

4730

【事業内容】

「誰も自殺に追い込まれることのない立川市」を基本理念として、全庁的な自殺対策を推進しています。

主な相談窓口

相談窓口	連絡先	受付時間等
立川市健康推進課 (からだところの相談)	042-527-3272	子育て支援・保健センター開所時間内 ※土日祝、12/29～1/3は休み
多摩立川保健所(精神保健福祉相談)	042-524-5171	9時～17時(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み
東京都夜間こころの電話相談	03-5155-5028	17時～21時半(年中無休)
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560	9時～17時(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み
東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ (ナビダイヤル)	0570-087478	12時～翌朝5時半(年中無休)
東京いのちの電話(社会福祉法人いのちの電話)	03-3264-4343	24時間(年中無休)
東京多摩いのちの電話(NPO 法人東京多摩いのちの電話)	042-327-4343	10時～21時(年中無休) 毎月第3(金)10時～(日)21時
東京自殺防止センター(NPO 法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター)	03-5286-9090	20時～深夜2時半(年中無休)、 但し、(月)22時半～深夜2時半、 (火)17時～深夜2時半

単		継	○	国		都	○	市負	○
---	--	---	---	---	--	---	---	----	---

258

●健康相談

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

保健事業係

4730

【事業内容】

立川市民対象。生活習慣病の予防等の個別の相談に応じ、日常の一般的な健康に関することについて、医師、保健師、管理栄養士、運動指導者が相談に応じています。(個別予約制)

実施日 原則、第1火曜日と第3木曜日の月2回実施。詳しくはお問い合わせください。

場 所 子育て支援・保健センターはぐくるりん

単		継	○	国		都	○	市負	○
---	--	---	---	---	--	---	---	----	---

259

●ラフ&タフ体操教室

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

保健事業係

4730

【事業内容】

対 象 40歳から64歳までの市民。

体力の衰えを感じ始めた方や腰痛などで思うように運動できない方。

内 容 運動指導者がストレッチ体操を中心とした運動を指導します。

期 間 おおむね1クール4ヶ月(4～7月、8～11月、12～翌3月)

会 場 立川競輪場、子育て支援・保健センターはぐくるりんなど

単		継	○	国		都	○	市負	○
---	--	---	---	---	--	---	---	----	---

260

●アピアランスケアの助成

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

保健事業係

4730

【事業内容】

がん患者の方が治療を受けながら自分らしい社会生活ができるような支援として、外見（アピアランス）の変化の補正具（ウィッグ・胸部補正具等）に係る費用の一部を助成します。

対 象：申請日時時点で立川市に住民登録がある方で現にがん治療を受けている方、または過去にがん治療を受けていた方

助成対象補正具：ウィッグ・帽子・エピテーゼ等

助成金額：助成対象補正具の購入・レンタルにかかった費用（申請1回につき、上限50,000円。生涯で2回まで申請できます）

※助成対象補正具の詳細や、申請に必要な書類等については、主管課までお問い合わせをいただくか、市ホームページをご覧ください。

261

●地区健康活動推進事業

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

地域支援係

4029

【事業内容】

自治連各支部を中心とする実行委員会が「地区健康フェア」（おおむね100人以上の参加を見込む催し）や地区健康づくり活動（おおむね30人～100人の参加を見込む複数回の催し）を実施する場合、補助対象経費に該当するものに対して、補助金を支給し（270,000円限度）、測定器具の貸与や栄養士などの派遣、企画内容の助言など、実施を支援します。

また、健康づくり推進員を募集、養成し、その活動を支援します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

262

●熱中症対策事業

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

地域支援係

4029

【事業内容】

環境省が参画する国民運動「熱中症予防声かけプロジェクト」に参加し、共通のロゴを活用して地域ぐるみで熱中症予防を呼びかけます。また、暑い日にひと涼みできる「立川ひと涼みスポット」を市の施設のほか民間事業者にも協力を呼びかけて募集し、マップの作成配布により官民一体となって熱中症の予防を図ります。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

263

●医科休日急患診療

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

業務係

4029

【事業内容】

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）の急病患者のために診療を実施しています。

診療場所 錦町3-3-6 子育て支援・保健センター内

連絡先 立川市休日急患診療所 526-2004

診療科目 内科、小児科

受付時間 午前9時から午後8時45分まで

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

264

●歯科休日応急診療

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

業務係

4029

【事業内容】

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び1月4日に応急診療を実施しています。

診療場所 錦町3-3-6 子育て支援・保健センター内

連絡先 立川市歯科休日応急診療所 527-1900

受付時間 午前9時から午後4時45分まで

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

265

●医療機関案内テレホンサービス

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

業務係

4029

【事業内容】

緊急時の診療のために、立川市内の救急指定病院と医療機関案内テレホンサービスの電話番号を紹介しています。

案内日時 祝日・年末年始を除く月曜日から土曜日…午後5時から午後9時まで

電話 526-2004

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

266

●潜在看護師再教育・就職支援事業

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

地域支援係

4029

【事業内容】

潜在看護師（看護師資格を保有しているが就業していない方）が、市の指定医療機関に再就職する場合本人の希望により研修を実施し、その期間の経費の一部を、指定医療機関に助成します。

また、市内医療機関や都と連携し、看護師の方が市内医療機関の情報を入手しやすい環境を整えるなど、再就職を支援します。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

267

●看護師養成事業（看護専門学校）

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

1491

【事業内容】

平成25年3月末日をもって閉校しました。

卒業証明等の証明書交付事務は福祉総務課が受け付けます。

268

●感染症の発生した患家等の消毒

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

業務係

4029

【事業内容】

感染症（SARS・赤痢・コレラなど）患者の発生に際し、保健所と連携し患家等の予防消毒を行います。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

269

●骨髄移植ドナー支援

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

業務係

4029

【事業内容】

対 象 骨髄・末梢血幹細胞の提供（移植）を完了した市民及びその提供者が勤務する事業所。

内 容 骨髄等の提供のための通院（検査）・入院に要した日数に、提供者に対しては2万円（7日を上限）、事業者に対しては1万円（7日を上限）を奨励金として交付します。

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

270

●立川市・立川病院 こども救急室

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

業務係

4029

【事業内容】

平日の準夜間帯に小児の急病者のための診療を実施しています。

診療場所 錦町 4-2-22 国家公務員共済組合連合会 立川病院内

診療科目 小児科

診療曜日 月曜日・水曜日・金曜日（祝日と年末年始を除く）

受付時間 午後7時30分から午後10時まで

電 話 523-2677

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

271

●健康ポイント事業

主管課・係・Tel >>>

健康推進課

地域支援係

4029

【事業内容】

スマートフォンアプリを活用したウォーキングの実践や健康教室に参加することに対し健康ポイントを贈呈し、貯まったポイントに対して抽選等でインセンティブを提供することで、市民（18歳以上）の自主的な健康づくりの取り組みを支援します。

健康活動期間：令和7年12月1日～令和10年3月31日まで

単		継		国		都	○	市負	○
---	--	---	--	---	--	---	---	----	---

●特定健康診査・後期高齢者健康診査

主管課・係・Tel >>>

保険年金課
健康推進課

業務係
成人健診係

1390
4740

【事業内容】

生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を目的として、立川市国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している立川市民を対象とした、一年度に一度受診できる健康診査を行っています。

対象者 = 立川市国民健康保険にご加入の40歳以上の方
後期高齢者医療制度にご加入の立川市民

受診費用 = 無料。ただし、大腸がん検診をご希望の方は300円・PSA検査をご希望の場合は500円(免除制度有)

受診期間 = 5月中旬から3月31日まで

申込方法 = 受診券等の案内書類を送付します。

受診場所 = 立川市・国分寺市・国立市の指定医療機関

検診項目 = 以下のとおり

①問診 ②身体測定 ③血圧測定 ④尿検査 ⑤血液検査 ⑥理学的検査(視診等)
⑦尿潜血 ⑧総コレステロール・腎機能 ⑨胸部レントゲン ⑩心電図 ⑪眼底検査
⑫大腸がん検診 ⑬PSA検査 (⑨～⑪…医師の判断等により実施します。⑫、⑬…希望者のみ、有料。)

※ただし、上記健康診査と「人間ドック受診利用補助」は、検査項目が重なっているため、一年度中にどちらか一方のご利用となります。なお、脳ドックとの併用は可能です。



保険・年金

1. 国民健康保険（制度の概要、加入・脱退の届出、給付事業など）

273

●制度の概要（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1401・1402

〔事業内容〕

国民健康保険は相互扶助の医療保険制度です。所得に応じて一定の保険料を負担するかわりに、万が一の病気の時に医療費の一部について給付（保険の給付）を受けることができます。

◆対象になる方（被保険者）◆

立川市の国民健康保険には、次に該当しない75歳未満の方が、加入しなければなりません。

- 1 職場の健康保険（社会保険や共済組合等）に加入している方と、その被扶養者
 - ・法人事業所にお勤めの方とその扶養家族
 - ・個人事務所にお勤めで、社会保険に加入している方とその扶養家族
 - ・公務員、教職員など各種共済組合に加入している方とその扶養家族
 - ・職場を退職後、健康保険の任意継続を受けている方とその扶養家族
- 2 後期高齢者医療制度に加入している方
- 3 生活保護を受けている方又は残留邦人の支援給付を受けている方
- 4 国民健康保険組合に加入している方とその家族

◆マイナ保険証/資格情報のお知らせ/資格確認書◆

マイナンバーカードを保険証として利用登録したマイナ保険証の利用が基本となります。国民健康保険に加入した方でマイナ保険証を使用している方は「資格情報のお知らせ」、使用していない方は「資格確認書」をお渡しします。証書は国民健康保険の資格を証明するものです。医療機関で受診するときは必ずマイナ保険証や資格確認書等を提示してください。

なお、国民健康保険の資格を喪失したときには、必ず保険年金課又は窓口サービスセンターで脱退の手続きを行い、資格確認書等を返却してください。

●加入・脱退等の届出（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1401・1402

【事業内容】

国民健康保険に入る時、やめる時、その他異動があった時には、14 日以内に届出をしてください。
それぞれの届出に必要な書類等は次表のとおりです。

◆国民健康保険の届出一覧◆

こんなとき		ご用意いただくもの	
国保に加入	転入してきたとき	転出証明書	・本人確認資料※1 ・通帳等、金融機関お届け印（保険料口座振替希望の方）
	他の保険を脱退したとき	加入していた医療保険の資格喪失証明書等	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	子どもが生まれたとき	国保加入者の資格確認書など被保険者情報が記載された書類またはマイナンバーカード	
国保を脱退	転出するとき	国保の資格確認書など被保険者情報が記載された書類	
	他の保険に加入したとき	国保と社会保険の資格情報のお知らせや資格確認書など被保険者情報が記載された書類（変更する方全員分）	
	生活保護を受けることになったとき	保護開始決定通知書、国保の資格確認書など被保険者情報が記載された書類	
その他の変更	市内で転居や氏名、世帯主などがかわったとき	国保の資格確認書など被保険者情報が記載された書類	
	保険証の再発行（紛失した場合など）	本人確認資料※1	
	就学のため他の市町村に住むとき	在学証明書、転出先の住民票、国保の資格確認書など被保険者情報が記載された書類	

●手続きや申請によっては、マイナンバーの記載が必要な場合があります。記載にあたり、マイナンバーカード、本人確認書類等が必要になります。詳しくは保険年金課までお尋ねください。

※1 資格確認書など被保険者情報が記載された書類を直接お渡しする際には、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類が必要となります。

※転入・転出・転居等のときは戸籍住民課への届出と一緒に国保の届出をしてください。

以下の各種医療証をお持ちの方が、国保に入る時、やめる時、転居の時には医療証をお持ちのうえ各担当窓口へその旨届け出てください。



受給者証：障害福祉課業務係



医療証：子ども政策課手当・医療費給付係

●療養の給付（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1401・1402

【事業内容】

国民健康保険に加入している方が病気やけが等の治療をした場合、マイナンバーカードや資格確認書など被保険者情報が記載された書類を提示することにより、その費用の2割～3割を一部負担金として被保険者に負担していただき、残りを保険料などを財源として保険者（立川市）が負担します。

◆被保険者と保険者の負担割合一覧表

区 分	自己負担の割合	保険者の負担割合
義務教育就学前児童	2 割	8 割
一般	3 割	7 割
70 歳以上 75 歳未満	2 割または 3 割	8 割または 7 割

●高齢受給者証（マイナンバーカード未発行の方など）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1401・1402

【事業内容】

70 歳以上の被保険者（後期高齢者医療制度の被保険者は除く）でマイナンバーカードを保険証利用登録されている方には、負担割合を記載した資格情報のお知らせを交付します。マイナンバーカードの保険証利用に対応していない医療機関を受診する場合は、マイナンバーカードと一緒に提示してください。マイナンバーカードの保険証利用に対応している医療機関を受診する場合はマイナンバーカードのみ提示してください。

また、マイナンバーカード未発行や、マイナンバーカードを保険証利用登録されていない方には、負担割合を明示した「高齢受給者証」を交付します。負担割合を記載した資格情報のお知らせや高齢受給者証は 70 歳の誕生日の翌月から使えます。（ただし、各月 1 日生まれの方は当月から使えます。）

受診の際には、保険医療機関等の窓口に資格確認書と併せて提示することにより、2 割又は 3 割の自己負担で受診できます。

【事業内容】

健康保険では、保険医療機関の窓口マイナンバーカードや資格確認書など被保険者情報が記載された書類を提示して診療を受ける「現物給付」が原則となっていますが、やむを得ない事情で保険診療を受けることができずに自費で受診した等、特別な場合には、申請によりその費用について療養費が支給されます。（「現金給付」）

◆具体的には次のような場合が対象となります。◆

- 1 緊急時にやむを得ず、保険医療機関以外の医療機関で受診した場合や、保険医療機関にマイナンバーカード等を提示できなかった場合。
- 2 医師が必要と認め、コルセット等の治療用装具を作った場合。
- 3 医師の診断により、はり、きゅう、マッサージ等を行った場合。
- 4 海外渡航中に治療を受け、全額自己負担した場合。

※これらの他に柔道整復師の施術を受けた場合にも療養費の対象となります。
ただし、その場合、療養費は受領を委任された施術者に支給されます。

●高額療養費（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

被保険者が同一月内に同一の保険医療機関で治療を受け、窓口で支払う自己負担分が次表の金額を超えた場合、超えた分の金額が高額療養費として世帯主に支払われる制度です。

超えた分の金額は、月ごとに計算します。

◆70 歳未満の方の場合◆

- ①同じ人が、1 か月に同じ医療機関で下表の自己負担限度額を超えて一部負担金を支払ったとき、超えた分が支給されます。
（病院・診療所ごとに計算され、通院と入院、医科と歯科は別に扱います。）
- ②1つの世帯で、1 か月に 21,000 円以上的一部負担金を 2 回（または 2 人分）以上支払った場合、合算して下表の自己負担限度額を超えた分が支給されます。（世帯合算）
- ③1つの世帯で、12 か月以内に 4 回以上の支給を受けるとき、4 回目から下表の自己負担限度額〈多数該当：〇〇〇〇円〉を超えた分が支給されます。（多数該当）
- ④先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関窓口に表示すれば、毎月の自己負担は 10,000 円（慢性腎不全で適用区分ア・イの場合 20,000 円）になります。
- ⑤マイナンバーカード、または「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、医療機関での支払いが限度額までとなります。「限度額適用認定証」の交付は、保険年金課へ申請してください。なお、保険料に滞納があると交付できない場合があります。

◆自己負担限度額表（70 歳未満の方）◆

適用区分	所得要件	自己負担限度額
ア	旧ただし書所得 901 万円超	252,600 円 ＋ （総医療費－842,000 円）×1% 〈多数該当：140,100 円〉
イ	旧ただし書所得 901 万円以下 600 万円超	167,400 円 ＋ （総医療費－558,000 円）×1% 〈多数該当：93,000 円〉
ウ	旧ただし書所得 600 万円以下 210 万円超	80,100 円 ＋ （総医療費－267,000 円）×1% 〈多数該当：44,400 円〉
エ	旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円 〈多数該当：44,400 円〉
オ	住民税非課税世帯	35,400 円 〈多数該当：24,600 円〉

※旧ただし書所得とは、国保加入者の前年中の所得から 1 人あたり 43 万円を控除した金額を合計した額です。（所得が 2,400 万円を超える場合は控除額が異なります）

※所得の申告のない方がいる国保世帯は区分アとして扱います。

◆70 歳以上の方の場合◆

- ①外来は個人ごとに、入院がある場合は世帯ごとに定められた自己負担限度額をもとに計算します。
- ②複数の医療機関にかかった場合や、医科と歯科の両方にかかった場合でも、区別せず合算します。
- ③一般や現役並み所得の区分の場合、12 か月以内に4回以上の支給を受けるとき、4回目以降の自己負担限度額は、多数該当の限度額になります。（一般の外来分は回数に数えません）
- ④天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHⅠV感染症の人は、「特定疾病療養受領証」（申請より交付）を医療機関窓口で提示すれば、毎月の自己負担は 10,000 円になります。
- ⑤マイナンバーカード、または「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、医療機関での支払いが限度額までとなります。「限度額適用認定証」の交付は、低所得Ⅰ・Ⅱ及び現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方が対象で、保険年金課へ申請することができます。

◆自己負担限度額表 （70 歳以上の方）◆

区分	限度額		
	外来+入院（世帯単位）		
	外来（個人ごと）		多数該当の場合 ※1
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上 （限度額適用認定証不要）	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1％		140,100 円
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1％		93,000 円
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1％		44,400 円
一般※2 （限度額適用認定証不要）	18,000 円 （年間上限 144,000 円）	57,600 円	44,400 円
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	—
区分Ⅰ		15,000 円	—

※1 多数該当とは、過去12か月に高額療養費に該当する月が4回以上ある場合。なお、一般外来分のみは数えません

※2 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計が210万円未満の場合を含みます。

279

●高額療養費貸付制度（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

高額療養費が支給されるには、診療月から早くても 3～4 か月がかかります。この間の生活費等のやりくりにお困りの方のために高額療養費貸付制度が設けられています。

想定される高額療養費の支給額の範囲内のため限度額適用認定証を提示する場合と同様になります。

280

●結核・精神医療給付金（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

国民健康保険の加入者で、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく医療受給者は、非課税の方のみ、自己負担額（5%相当額）全額を給付します。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく精神通院医療受給者は、所得区分が 70 歳未満の住民税非課税世帯、70 歳以上の低所得Ⅰ・Ⅱの方のみ、自己負担額（10%相当額）全額を給付します。

281

●出産育児一時金

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

国民健康保険の被保険者が出産した場合、その世帯の世帯主に出産育児一時金として 48 万 8 千円または 50 万円（産科医療補償制度加入医療機関での出産の場合）が支給されます（他の健康保険から支給される場合は除きます）。なお、妊娠 12 週間（85 日）以上であれば、流産・死産の場合でも支給されます（この場合、医師の診断書が必要です）。

◆直接支払制度◆

一時金は、原則的に医療機関等に直接お支払いします。医療機関で支払う出産費用から直接出産育児一時金が差し引かれるため、次の場合を除き、市へ申請を行う必要がなくなります。

出産費用が出産育児一時金相当額を下回った場合、差額が生じた方に申請書（差額相当分）をお送りしますので、保険年金課へ申請してください。

◆受取代理制度◆

被保険者の申請により出産育児一時金の受取を医療機関等に委任するもので、直接支払制度と同様に、医療機関等での支払額（退院時）を低く抑えることができます。

直接支払制度の取扱いをしていない医療機関等でお産する予定の方は、医療機関等とご相談の上、出産予定日の 2 か月前から保険年金課へ申請してください。

◆償還払い◆

出産後に申請を行うこともできます。その場合は、出産費用をいったんご自身でお支払いいただくことになります。直接支払制度および受取代理制度をご利用にならなかった方は、保険年金課へお問い合わせください。

282

●出産育児一時金貸付制度

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

[事業内容]

国民健康保険の出産育児一時金の給付が見込まれる世帯主に対して、出産前の負担軽減のために出産育児一時金貸付制度が設けられています。なお、出産育児一時金の範囲内になります。

283

●葬祭費（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

[事業内容]

国民健康保険の被保険者の方が死亡された場合、申請により葬祭を行った喪主の方に葬祭費として5万円が支給されます。

284

●交通事故などによる傷病（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1424

[事業内容]

交通事故などの第三者からの行為でけがなどをしたとき、医療費は原則として加害者が負担すべきものですが、届出をすれば国民健康保険で治療を受けることができます。

この場合、国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に費用を請求することになります。まずは保険年金課へ相談のうえ、届出をして承認を受けてください。

●入院時食事療養費（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

入院中の食事にかかる自己負担は、下記のとおりになっており、残りは国保が負担しています。

① 通常の場合の一部負担

負担割合区分			1食あたり本人負担額
一般（下記以外）			510円※3 （指定難病は300円）
住民税非課税の世帯	70歳未満（区分 才）※1 70歳～74歳（区分 低所得Ⅱ）※1	90日までの入院	240円※3
		90日を超える入院※2	190円※3（申請が必要）
	70歳～74歳（区分 低所得Ⅰ）※1		110円※3

② 療養病床に入院する65歳以上の方の一部負担

負担割合区分		食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
一般（下記以外）		510円※3	370円
住民税非課税の世帯	70歳未満（区分 才）※1 70歳～74歳（区分 低所得Ⅱ）※1	240円	370円
	70歳～74歳（区分 低所得Ⅰ）※1	140円	370円

※1 限度額適用・標準負担額限度額認定証の区分です。住民税非課税世帯の方は申請することで限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けられます。

※2 過去12か月の入院日数が90日を超えたときは、申請により減額されます。マイナンバーカードを限度額適用・標準負担額減額認定証としてご利用されている方も申請が必要です。

※3 一部医療機関では、1食470円となる場合があります。

●高額医療・高額介護合算療養費（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

医療保険の被保険者と同じ世帯に介護保険の受給者がおり、それぞれの保険の自己負担額の合計が自己負担限度額を超える場合、それぞれの保険から「高額介護合算療養費」「高額医療合算介護サービス費」が支給される制度です。

◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額◆（算定期間 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日）

○70歳～74歳の方

所得区分	所得要件	国民健康保険＋介護保険
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145 万円以上	67 万円
一般	課税所得 145 万円未満	56 万円
区分Ⅱ	非課税	31 万円
区分Ⅰ	非課税（年金収入 806,700 円以下等）	19 万円

※所得区分は医療保険における区分を適用します。

○70歳未満の方

適用区分	所得要件	国民健康保険＋介護保険
ア	旧ただし書所得 901 万円超	212 万円
イ	旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
ウ	旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
エ	旧ただし書所得 210 万円以下	60 万円
オ	住民税非課税世帯	34 万円

※旧ただし書所得とは、国保加入者の前年中の所得から 1 人あたり 43 万円を控除した金額を合計した額です。（所得が 2,400 円を超える場合は控除額が異なります）

※所得の申告のない方がいる国保世帯は区分アとして扱います。

●一部負担金の徴収猶予・減免（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

国民健康保険に加入している方が病気やけがの治療をした場合、その費用の 3 割又は 2 割を一部負担金として被保険者に負担していただき、残りを保険者（市）が負担します。

しかし、災害その他特別な事情により一部負担金の負担が著しく困難な場合は、徴収猶予・減免措置がありますのでご相談ください。（申請が必要）

2. 国民健康保険の保険料

288

●保険料の算定（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

賦課係

1416

【事業内容】

国民健康保険の保険料は、国民健康保険に加入されている方一人ひとりについて、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40～64歳）、それぞれの所得割と均等割を計算し、世帯で合算したものが1年間（4月から翌年3月）の保険料になります。

◆令和8年度国民健康保険料算定表◆

区 分	1世帯あたりの年間保険料の算定方法			
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40～64歳)	子ども・子育て 支援金分
所得 割	前年の基準総所得 金額×6.85%	前年の基準総所得金 額×2.29%	前年の基準総所得金額 ×1.73%	前年の基準総所 得金額×0.31%
均 等 割	32,400 円 (被保険者 1人あたり)	12,200 円 (被保険者 1人当 たり)	14,800 円 (被保険者 1人当 たり)	2,000 円 (被保険者 1人 あたり)
年間限度額は医療給付費分 66 万円、後期高齢者支援金分 25 万円、介護納付金分 17 万円、子ども・子育て支援金分 3 万円です。				

※令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されます。

※子ども・子育て支援金分の均等割は、4月1日時点で18歳未満の方は、免除されます。

※医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割は、未就学児は免除されます。

※「基準総所得金額」は、総所得金額等から基礎控除額（総所得金額が2,400万円以下の場合
は43万円）を差し引いたものです。

◆所得申告◆

国民健康保険料は、確定申告や市・都民税の申告に基づいて計算しますので、未申告の方は申告をしていただく必要があります。低所得者の方には保険料の減額措置や高額療養費の限度額の引下げもありますので、所得の多少にかかわらず、所得の無かった方も申告をしてください。

●保険料の軽減・減免制度（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

賦課係

1416

【事業内容】

◆均等割額の軽減制度◆

国民健康保険料では、世帯主を含めた被保険者の前年中の総所得金額等の合計（軽減判定所得）が、一定の基準を超えない場合、保険料の均等割額が自動的に軽減されます。ただし、確定申告や市・都民税の申告がされていない場合には適用されませんので、収入、所得が無かった方も申告をしてください。軽減の基準と軽減割合は以下のとおりです。

軽減割合	軽減判定所得が以下の基準を超えないこと
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円+（31万円×加入者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円+（57万円×加入者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）

※65歳以上で公的年金収入のある方は、年金所得から15万円を控除して計算します。
（高齢者特別控除）

◆未就学児の軽減制度◆

未就学児の均等割額は、無料となります。（国制度で5割軽減、残りの5割を立川市独自の制度で軽減します。）

◆18歳未満（4月1日時点）の軽減制度◆

18歳未満（4月1日時点）の子ども・子育て支援金分の均等割額は、無料となります。

◆災害等特別な事情に伴う減免制度（申請が必要）◆

災害、病気、けがなど特別な事情で生活が困窮し、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、支払いが著しく困難な方は、減免制度があります。納期限までに市役所保険年金課へご相談ください。また、その他の理由により納付が困難な場合にも、支払い方法についてご相談ください。

◆後期高齢者医療制度に関する減免制度（①は申請が必要）◆

- ①75歳になった方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することによって、その被扶養者の方（65～74歳）が新たに国民健康保険に加入することになる場合、申請により、保険料のうちの「所得割額」が免除され、「均等割額」が5割軽減（加入から2年を経過する月まで）されます。
- ②同一の世帯内において、75歳になった方が後期高齢者医療保険に加入し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することとなる場合、現在、保険料の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

◆非自発的失業による軽減（申請が必要）◆

会社の倒産やリストラなどにより離職された方（非自発的失業者）は、給与所得を100分の30として保険料を算定します。申請にはハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」が必要になります。まずは保険年金課賦課係へご相談ください。

◆産前産後期間の保険料の軽減（申請が必要）◆

出産する方の出産（予定）日の前月から4か月（多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の3か月前から6か月）相当分の保険料が、申請により免除されます。

●保険料の納付（国保）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

賦課係

1416

【事業内容】

◆納付書での納付(普通徴収)◆

保険料は9期（9回）で納めていただきます。令和7年度の各納期限は次のとおりです。

期別	納期限	期別	納期限
第1期	令和8年7月31日	第6期	令和8年12月25日
第2期	令和8年9月1日	第7期	令和9年2月2日
第3期	令和8年9月30日	第8期	令和9年3月2日
第4期	令和8年10月31日	第9期	令和9年3月31日
第5期	令和8年12月1日		

納付場所は市役所本庁舎、窓口サービスセンター、一部金融機関の本支店、東京都と関東各県および山梨県に所在する郵便局、さらに主要なコンビニエンスストア（30万円以下の納付書に限る）でもお支払いが可能です。詳しくは納付書の裏面をご覧ください。

また、納付書のバーコードをスマートフォンで読み取り、モバイルバンキングを利用して納付できる「モバイルレジサービス」を実施しています。ご利用には、事前に金融機関へモバイルバンキングの登録が必要です。またスマートフォン決済アプリ（auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイ）でも納入できます。そのほか、株式会社エフレジが提供するサービスを利用し、クレジットカードでも納付ができます（ご利用の際は納付額に応じた手数料がかかります）。詳しくは、納付書の裏面をご確認ください。

◆口座振替による納付(普通徴収)◆

保険料が口座から自動的に引き落とされます。希望される方は、納入通知書、口座番号のわかるもの、預貯金通帳の届出印を持って、市が指定する金融機関及び郵便局の窓口で申請してください。

また、口座振替依頼書による申請も可能です。（ご連絡いただければ依頼書をご自宅等に郵送します。）必要事項を記入し、預貯金通帳の届出印を押印のうえ、ポストに投函してください。さらに、市役所保険年金課と窓口サービスセンターでは「キャッシュカードを利用した口座振替申請」も可能です。対象金融機関等に一定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

なお、口座振替による納付の振替日は、上記「納付書での納付の納期限」と同じ日です。

◆年金天引き（特別徴収）◆

令和8年度を通じて、下記①～③に全て該当するご世帯は、年金からの天引き（特別徴収）により保険料を6回に分けて納めていただきます。令和8年度の年金天引きの日程は以下のとおりです。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内で国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 年金天引き（特別徴収）の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険料と介護保険料と合わせた特別徴収される金額が、年金受給額の2分の1を超えないこと。

特別徴収日は年6回（偶数月）年金支給日です。

	天引き日		天引き日
第1回	令和8年4月15日	第4回	令和8年10月15日
第2回	令和8年6月15日	第5回	令和8年12月15日
第3回	令和8年8月14日	第6回	令和9年2月15日

3. 後期高齢者医療（制度の概要、届出、給付事業など）

291

●制度の概要・加入の手続き（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1401・1402

【事業内容】

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を安定して支えるために、現役世代と高齢者の方々の負担を明確かつ公平にすることを目的として創設された医療保険です。東京都内全ての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が主体となって運営しています。

◆対象となる方（被保険者）・加入の手続き◆

この制度の対象となるのは、75歳以上の方および65歳～75歳未満の方で一定の障害状態にあり広域連合から認定を受けた方です。75歳の誕生日を迎えますと自動的に後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)となりますので、特に加入のお手続きは必要ありません。ただし65歳～75歳未満で一定の障害状態にある方が加入を希望される場合には、申請が必要となります。

◆被保険者証◆

マイナンバーカードを保険証として登録することにより、被保険者証としてご利用できます。マイナンバーカードの利用が基本となります。被保険者となった方には、マイナンバーカードを保険証として利用登録している方は「資格情報のお知らせ」、利用登録していない方は「資格確認書」が、75歳のお誕生日を迎える前月の下旬に送付されます。医療機関等にかかる際には、マイナンバーカードや資格確認書を提示することになります。

292

●療養の給付（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1401・1402

【事業内容】

後期高齢者医療制度に加入している方が病気やけがの治療をした場合、マイナンバーカードや資格確認書など被保険者情報が記載された書類を提示することにより、その費用の1割、2割または3割は一部負担金として被保険者に負担していただきますが、残りを保険者が負担します。

◆被保険者と保険者の負担割合一覧表

区 分	自己負担の割合	保険者の負担割合
一般	1割	9割
一定以上所得のある方	2割	8割
現役並み所得者	3割	7割

※「現役並み所得者」となる方の基準については、「高額療養費」を参照してください。

●療養費（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel 》》

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

健康保険では、保険医療機関の窓口にマイナンバーカードや資格確認書など被保険者情報が記載された書類を提示して診療を受ける「現物給付」が原則となっていますが、やむを得ない事情で保険診療を受けることができずに自費で受診した等、特別な場合には、申請によりその費用について療養費が支給されます。（「現金給付」）

◆具体的には次のような場合が対象となります。◆

- 1 緊急時にやむを得ず、保険医療機関以外の医療機関で受診した場合や、保険医療機関にマイナンバーカード等を提示できなかった場合。
 - 2 医師が必要と認め、コルセット等の治療用装具を作った場合。
 - 3 医師の診断により、はり、きゅう、マッサージ等を行った場合。
 - 4 海外渡航中に治療を受け、全額自己負担した場合。
- ※ これらの他に柔道整復師の施術を受けた場合にも療養費の対象となります。
ただし、その場合、療養費は受領を委任された施術者に支給されます。

●高額療養費（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

被保険者が、同一月内に保険医療機関で治療を受けたときに、窓口で支払う自己負担分が次の表の額を超えた場合、超えた分の額が高額療養費として支給されます。なお、同じ世帯内に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は、病院・診療所、調剤薬局などの区別なく合算できます。

高額療養費に該当した場合、東京都後期高齢者医療広域連合から「申請書」が郵送（初回のみ）されます。ご記入の上、受付窓口へご提出ください。2回目以降の申請は不要です。

◆後期高齢者医療制度の自己負担限度額◆

負担割合	区分	限度額		
		外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯単位)	多数該当の場合 ※1
3割	現役並み所得者Ⅲ (市役所への申請不要)	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1%		140,100 円
	現役並み所得者Ⅱ	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1%		93,000 円
	現役並み所得者Ⅰ	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1%		44,400 円
2割	一般Ⅱ (市役所への申請不要)	6,000 円＋（総医療費－30,000 円）×10%または 18,000 円のいずれか低い方 (年間上限 144,000 円)	57,600 円	44,400 円
1割	一般Ⅰ (市役所への申請不要)	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円	44,400 円
	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	—
	区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円	—

※1 多数該当とは、過去12か月に高額療養費に該当する月が4回以上ある場合。なお、一般外来分のみは数えません。

※マイナンバーカードを限度額適用・標準負担額減額認定証等として窓口で提示することができます。

※マイナンバーカードを保険証利用登録されておらず、区分Ⅰ、Ⅱ及び現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方は、申請により限度額が記載された資格確認書を交付することができます。窓口で提示すると支払いが自己負担限度額までとなり、区分Ⅰ、Ⅱの方は入院時の食事代が減額されます。食事代については「入院時食事療養費」の項目を参照してください。

※現役並み所得者とは、現役世代の平均的収入以上の所得がある方（住民税課税標準額が145万円以上の方）や、その方と同じ世帯にいる被保険者。詳しくはお問い合わせください。

※区分Ⅱの方とは、世帯全員が住民税非課税である方のうち区分Ⅰに該当しない方。

※区分Ⅰの方とは、世帯全員が住民税非課税であって、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を806,700円として計算）を差し引いたときに0円となる方と老齢福祉年金受給者。

295

●葬祭費（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

後期高齢者医療被保険者の方が死亡された場合、申請により葬祭を行った喪主の方に葬祭費として5万円が支給されます。

296

●交通事故などによる傷病（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1424

【事業内容】

交通事故などの第三者からの行為でけがなどをしたときは、医療費は原則として加害者が負担すべきものですが、届け出をすれば後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

まずは保険年金課へ電話でご相談のうえ、届出をして承認を受けてください。

297

●入院時食事療養費（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

入院中の食事に係わる自己負担は、1食につき510円です。（この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）次の①②に該当する方は負担が軽減されますので、入院する際に（既に入院中の方も）減額認定の申請を保険年金課にて行ってください。（指定難病は300円です。）

① 自己負担限度額区分「低所得Ⅱ」の方…1食につき240円

このうち、過去1年間（減額証受領後）の入院日数が90日を超えている方…1食につき190円 ※マイナンバーカードをご利用の方も入院日数が90日を超えている方は減額認定の申請が必要です。

② 自己負担限度額区分「低所得Ⅰ」の方（老齢福祉年金受給者を含む。）…1食につき110円
※ただし、1日の負担額は3食に相当する額を限度とします。

療養型病床に入院している65歳以上の方の場合、食費と居住費の一部が自己負担になります。

ただし、入院医療の必要性が高い方（人工呼吸器、静脈栄養などが必要な方や難病の方など）は、食事代のみになります。

◆療養型病床に入院している方の食事負担額◆

	一 般 (右記以外の方)	区分Ⅱ	区分Ⅰ	
				老齢福祉 年金受給者
一食あたりの 食費	510円	240円	140円	110円
1日あたりの 居住費	370円	370円	370円	0円

※1 保険医療機関の施設基準などにより470円の場合もあります。

●高額医療・高額介護合算療養費（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1399・1400

【事業内容】

医療保険の被保険者と同じ世帯に介護保険の受給者がおり、それぞれの保険の自己負担額の合計自己負担限度額を超える場合、それぞれの保険から「高額介護合算療養費」「高額医療合算介護サービス費」が支給される制度です。

◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額◆（算定期間 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日）

区分	所得要件	後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145 万円以上	67 万円
一般※	課税所得 145 万円未満	56 万円
区分Ⅱ	非課税	31 万円
区分Ⅰ	非課税（年金収入 806,700 円以下等）	19 万円

※「一般」には、令和 4 年 10 月 1 日から自己負担割合が「2 割」となる方を含みます。

●一部負担金の徴収猶予・減免（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

医療給付係

1401・1402

【事業内容】

後期高齢者医療制度に加入している方が病気やけがの治療をした場合、その費用の 3 割、2 割又は 1 割を一部負担金として被保険者に負担していただき、残りを保険者（東京都後期高齢者医療広域連合）が負担します。

しかし、災害その他特別な事情により一部負担金の負担が著しく困難な場合は、申請により徴収猶予・減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。（申請が必要）

4. 後期高齢者医療の保険料

300

●保険料の算定（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

賦課係

1406

[事業内容]

後期高齢者医療保険料は、東京都のすべての市区町村で構成される「東京都後期高齢者医療広域連合」が、加入者（被保険者）一人ひとりに個人単位で計算しています。被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計が1年間の保険料です。

◆令和7年度後期高齢者医療保険料算定表◆

区 分	1人当たりの算定方法	
	基礎賦課分	子ども・子育て支援金分
均 等 割	53,300 円	1,300 円
所 得 割	前年の基準総所得金額×9.88%	前年の基準総所得金額×0.26%
賦課限度額	850,000 円	21,000 円

※令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されます。

※基準総所得金額とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（総所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を差し引いたものです。

●保険料の軽減（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

賦課係

1406

【事業内容】

後期高齢者医療保険料では、前年の所得が一定額以下の世帯に属する方に対して、保険料の軽減制度が設けられています。この軽減制度が適用されるかどうかは、自動的に判定されますので、手続き等は必要ありません。ただし、確定申告や市・都民税の申告がされていない場合には適用されませんので、収入、所得が無かった方も申告をしてください。軽減の基準と軽減割合は以下のとおりです。

◆均等割額に係る軽減制度◆

国により特例として実施されてきた均等割額軽減特例は、下表のとおりです。

総所得金額等の合計が下記に該当する	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7.2割軽減
43万円+（31万円×加入者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）	5割軽減
43万円+（57万円×加入者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）	2割軽減

※ 65歳以上（令和8年1月1日時点）で公的年金収入のある方は、年金所得から15万円を控除して計算します。（高齢者特別控除）

◆所得割額に係る軽減制度◆

下記の基準に該当される方は、保険料の「所得割額」が軽減されます。

前年中の基準総所得金額	年金収入にのみで換算すると	軽減割合
15万円以下	168万円以下	50%
20万円以下	173万円以下	25%

◆被用者保険の被扶養者だった方の特例◆

後期高齢者医療制度に加入される前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く）の被扶養者であった方は、これまで保険料を納めていなかった経緯から、急激な保険料負担の発生を緩和することを目的として、「所得割額」が免除され、「均等割額」が5割軽減（加入から2年を経過する月まで）されます。

◆保険料の減免（申請が必要）◆

災害その他の特別な事情がある方への減免措置もあります。保険年金課へご相談ください。

●保険料の納付（後期高齢者医療）

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

賦課係

1406

【事業内容】

原則として、介護保険料が天引きされている公的年金から天引きされます。（特別徴収）

ただし、年金受給額が年額 18 万円に満たない方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた特別徴収額が 1 回当たりの年金受給額の 2 分の 1 を超える方については、年金からの天引きは行わず、納付書や口座振替により納付していただくことになります。（普通徴収）

また、年金天引きの対象の方であっても、申請をしていただくことで口座振替による納付に変更ができます。

◆令和 7 年度 年金天引き日および納期限◆

年金からの天引き（特別徴収）	納付書または口座振替で納付（普通徴収）
全 6 回	全 9 期
偶数月の 15 日 （土日・祝の場合その前日）	7～3月の月末 ※12月のみ 25 日 （土日・祝の場合その翌営業日）

※納付場所は市役所本庁舎、窓口サービスセンター、一部金融機関の本支店、東京都と関東各県および山梨県に所在する郵便局、コンビニエンスストアです。（納付できる金融機関やコンビニエンスストアは納付書の裏面でご確認ください。）また、スマートフォン決済アプリ（auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイ）でも納付できます。詳しくは納付書の裏面をご覧ください。

5. 保健事業

303

●特定保健指導（国保のみ）

主管課・係・Tel	≫≫	保険年金課 健康推進課	業務係 保健事業係	1390 4740
-----------	----	----------------	--------------	--------------

【事業内容】

立川市国民健康保険にご加入の 40 歳以上の方を対象に、メタボリックシンドロームの改善と予防に向けた支援を行っています。

対 象 者 ＝立川市特定健康診査又は市の補助を利用して人間ドックを受診された方のうち、生活習慣の改善が必要と認められた方

申込方法 ＝ 対象となった方への案内書類は、健診の受診からおおむね 4 か月後に自動的に発送します。

受診費用 ＝ 無料

指導内容 ＝ 食生活等の生活習慣改善に向けて、専門スタッフが個々にアドバイスをいたします。
※きめ細かい保健指導を実施するため、民間事業者へ委託をしています。対象となった方には、民間事業者からご案内をさせていただきます。

304

●人間ドック・脳ドック受診利用補助

主管課・係・Tel	≫≫	保険年金課	業務係	1390
-----------	----	-------	-----	------

【事業内容】

人間ドック・脳ドックを受診された場合に費用の一部を補助します。

対 象 者 ＝ 30 歳から 74 歳までの立川市国民健康保険にご加入の方及び立川市にお住まい等で後期高齢者医療制度にご加入の方。（保険料に滞納がある場合、補助できないことがあります。）

利用期間 ＝ 人間ドック・脳ドックともに、受診日の属する年度に対して各 1 回補助
（人間ドックについては、同一年度内に立川市の健康診査を受診されない方）
（脳ドックについては、50 歳未満の方は 2 年度に 1 回）

補助費用 ＝ 人間ドック：20,000 円 脳ドック：15,000 円
（ただし、受診費用（税込）が補助金額を下回る場合は実費分）
※受診費用額や受診内容等については、各受診機関へお問い合わせください。

申請方法 ＝

（事前申請）下記契約受診機関にご予約後、受診前日までに受診日・受診費用（申請書に記入いただきます）をお控えのうえ、予約票（ある場合）を持参し、下記申請場所へご申請ください。

（事後申請）契約機関以外での受診またはドック受診終了後に申請する場合には、振込み先の口座番号が分かるもの・領収書（写）・健診結果（写）を持参し、下記申請場所へ申請してください（健診結果の提出が無い場合補助できません）。ただし、申請は受診日から 2 年以内までの分に限ります。なお、健診結果の写は市で適切に保管し、特定保健指導・健康相談・教室の案内等に活用させていただきます。

申請場所 ＝ 保険年金課（市役所本庁 1 階 6 番窓口）・窓口サービスセンター

※「特定健康診査・後期高齢者健康診査」については項目 No.272 をご覧ください。

◆契約受診機関一覧

契約受診機関名	人間 ドック	脳 ドック	所在地電話番号
多摩健康管理センター	○		錦町 3-7-10 Tel 528-2011
川野病院	○	○	錦町 1-7-5 Tel 522-8161
立川相互ふれあいクリニック健康管理センター	○	○	錦町 1-23-4 Tel 524-7365
立川病院健診センター	○	○	錦町 4-2-22 Tel 523-3147
立川健診プラザ	○	○	柴崎町 2-12-24 MK立川南ビル 1 階・2 階 Tel 03-3207-2222
J A 東京健康管理センター	○	○	柴崎町 3-6-10 Tel 528-1380
立川駅前こばやし内科・胃と大腸内視鏡クリニック	○	○	柴崎町 3-6-30 中晋ビル 6 階 Tel 521-1171
立川中央病院附属健康クリニック	○	○	柴崎町 3-14-2 BOSEN ビル Tel 0570-032-220 (予約専用)
立川北口健診館	○	○	曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 6F・9F Tel 521-1212
立川高島屋 S.C. 大腸胃食道の内視鏡・消化器内科クリニック	○	○	曙町 2-39-3 立川高島屋 S.C.10 階 Tel 506-1085
鈴木慶やすらぎクリニック		○	若葉町 3-3-3 Tel 538-7135
立川新緑クリニック		○	若葉町 3-54-16 Tel 535-8711
おおたか脳神経外科・内科		○	柏町 4-56-1 グローバルビル 1FA Tel 535-1177

6. 国民年金（制度の概要と保険料）

305

●国民年金制度

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

全ての公的年金制度の基礎として、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入し、老齢・障害・死亡の保険事故に該当したときに「基礎年金」が支給されます。

◆加入者の分類◆

年金に加入する方(被保険者)は職業などによって、以下の 3 種類に分類されます。

① 第 1 号被保険者

日本国内に住んでいる自営業、自由業、農林漁業、学生、無職などの人で 20 歳以上 60 歳未満の方。（厚生年金に加入していない方）

② 第 2 号被保険者

厚生年金・共済年金に加入している会社員や公務員などで 70 歳未満の方。（65 歳以上で老齢年金などの受給資格のある方を除く）

③ 第 3 号被保険者

第 2 号被保険者（厚生年金・共済年金の加入者）に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の方。なお、第 3 号被保険者の届出については、健康保険の被扶養者の届出と一緒に、配偶者の勤務先を通じて届出してください。

306

●国民年金保険料

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

令和 8 年度の国民年金保険料は、月額 17,920 円です。

なお、申出により 1 か月 400 円の付加保険料を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。（付加年金の年金額は 200 円×付加保険料を納めた月数です）。

保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金の受給資格に達しなかったり、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

307

●保険料の申請免除

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

経済的な理由等で、保険料（17,920 円／令和 8 年度）を納付することが困難な場合に、本人の申請によって保険料が免除される「申請免除」の制度が設けられています。本人・配偶者・世帯主の所得をもとに計算される基準に応じて、「全額免除」、「4 分の 3 免除」、「半額免除」、「4 分の 1 免除」の 4 段階に分かれています。過去の期間については、申請日より 2 年 1 か月前まで申請できます。

※なお、免除された期間は受給資格期間に含まれ、年金受給額にも反映されます（一定の割合での減額あり）。ただし、一部免除（4 分の 3 免除・半額免除・4 分の 1 免除）については減額された保険料の納付がないと未納となり、受給資格期間にも年金受給額にも反映されなくなります。

●納付猶予・学生納付特例

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

◆納付猶予◆

経済状況等によって保険料の納付が困難な 50 歳未満の方に対し、本人及び配偶者の所得要件により、申請によって保険料の納付を猶予する「納付猶予制度」が設けられています。

◆学生納付特例◆

大学や各種学校（ただし一年以上の在籍が必要）に在籍する 20 歳以上の学生のうち、前年の所得(1 月から 3 月までは前々年)が 128 万円以下の場合、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

※どちらの制度も、過去の期間については、2 年 1 か月前まで申請できます。

※なお、以上の制度により納付が猶予されている期間は、受給資格期間には反映されますが、年金額は反映されません。

※免除及び猶予された保険料は過去 10 年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能です。ただし、免除及び猶予を受けた年度から起算して 3 年度目以降の保険料を納付する場合には、当時の年金額に一定の金額が加算されます。

●法定免除

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

第 1 号被保険者が、次のいずれかの要件に該当した時に、届出により保険料が全額免除されます。

- ①障害基礎年金または障害厚生年金（1 級・2 級）の受給権者
- ②生活保護法による生活扶助を受けている時（外国籍の方を除く）
- ③厚生労働省令で定める施設に入所している時

※保険料免除期間は、要件に該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなるに至った日の属する月まで

●産前産後免除

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

第 1 号被保険者が出産する場合、出産予定月または出産月の前月から 4 か月間（多胎の場合は出産予定月または出産月の 3 か月前から 6 か月間）の保険料が全額免除されます。この期間は、全額納付した期間として基礎年金額に反映されます。

※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます）

◆対象となる方◆

国民年金第 1 号被保険者で出産日が平成 31 年（2019 年）2 月以降の方（免除が認められるのは、平成 31 年（2019 年）4 月以降の期間となります。）

7. 受けられる年金の種類

311

●老齢基礎年金

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

[事業内容]

◆対象者など◆

年金保険料を納めた期間(保険料免除期間・学生納付特例期間等を含む)が10年以上ある人が、原則65歳に達した日(誕生日の前日)の翌月分から受給できます。ただし、繰上げ支給や繰下げ支給により65歳になる前や66歳以降に受取ることもできます。

312

●障害基礎年金

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

[事業内容]

◆対象者など◆

国民年金加入中や20歳前・60歳以上65歳未満(老齢基礎年金受給前)に初診日がある病気やけがによって、障害年金の等級1級・2級のいずれかに該当する場合に支給されます。

国民年金加入中・60歳～65歳未満(老齢基礎年金受給前)に初診日がある方は、保険料の納付要件等、請求に一定の条件があります。

20歳前に初診日がある方は、納付の要件はありません。原則として20歳になると障害基礎年金が申請できますが、受給決定後は、一定の所得制限・国内居住要件等の条件があります。

313

●特別障害給付金

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

[事業内容]

◆対象者など◆

国民年金制度の発展過程において生じた事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、以下の方が受給対象となります

(なお、所得制限があります)。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済組合等加入者の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方、また、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

314

●遺族基礎年金

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

◆対象者など◆

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格期間（25 年以上）を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた以下の方に支給されます。

- ① 子（18 歳到達年度の末日までの間にあるかまたは 20 歳未満で 1 級または 2 級の障害の状態にある子）のある配偶者
- ② その人の子（18 歳到達年度の末日までの間にあるかまたは 20 歳未満で 1 級または 2 級の障害の状態にある子）

※請求には、保険料の納付要件等一定の条件があります。

315

●寡婦年金

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

◆対象者など◆

老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、65 歳前に年金を受給しないで死亡した場合に、夫に生計を維持されていた 10 年以上婚姻関係があった妻に、60 歳から 65 歳までの間支給されます。

316

●死亡一時金

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

◆対象者など◆

36 月以上国民年金の保険料を納付（1 号期間）した方が、年金を受けないで死亡したときに、その方と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

※優先順 ①配偶者>②子>③父母>④孫>⑤祖父母>⑥兄弟姉妹

317

●未支給年金

主管課・係・Tel >>>

保険年金課

国民年金係

1394・1395

【事業内容】

◆対象者など◆

年金は受けている方が死亡した月分まで支給されますが、死亡日において支給されていない年金は、所定の要件を満たしている遺族の方に「未支給年金」として、国民年金（障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金）の受給者が死亡した当時、その方と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

※優先順 ①配偶者>②子>③父母>④孫>⑤祖父母>⑥兄弟姉妹>⑦前記の者以外の 3 親等以内の親族



その他の福祉

1. その他の福祉

318

●民生委員・児童委員

主管課・係・Tel 》》

地域福祉課

地域福祉推進係

1473

【事業内容】

1. 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員は厚生労働大臣より委嘱され、任期は3年です。地域の実情に通じる住民の中から民生委員推薦会によって推薦され、社会奉仕の精神をもって地域の方々が安心して暮らせるように活動する、無報酬のボランティアです。担当区域を持ち、市役所や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、ひとり暮らし高齢者世帯への訪問・見守りや、子育て世帯への支援、福祉サービスを必要とする住民への助言等を行います。また、相談者の求めに応じ、調査書・意見書の発行（証明事務）も行っています。

委員には相談内容について守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は、子ども家庭支援センター、児童相談所等の児童福祉施設や小中学校等と連携して、非行や不登校、虐待等の問題に対処し、児童福祉の向上に努めています。

【民生委員・児童委員・主任児童委員定数】

地区	町	区域担当	主任児童委員	合計
第1地区	富士見町・柴崎町	28名	2名	30名
第2地区	錦町・羽衣町	22名	2名	24名
第3地区	曙町・高松町・緑町	23名	2名	25名
第4地区	栄町・若葉町	22名	2名	24名
第5地区	幸町・柏町・泉町・砂川町	28名	2名	30名
第6地区	上砂町・一番町・西砂町	23名	2名	25名

※民生委員・児童委員の担当区域はお問い合わせください。

2. 民生委員推薦会

民生委員推薦会は、市長の委嘱する推薦委員で構成されています。民生委員の任期途中に欠員が生じた時や、任期満了による一斉改選時に、民生委員としての適格者を選び、都知事に推薦します。その後、都知事から国に推薦され、厚生労働大臣が民生委員・児童委員を委嘱します。

3. 民生・児童委員協力員事業

民生委員・児童委員を支援するため、都知事より民生・児童委員協力員が委嘱されています（定数18名）。民生委員・児童委員と連携を取りながら、サロン運営や地域行事への参加などを通じ、高齢者や子どもなど地域の見守りを進めています。

4. 社会福祉協力委員

民生委員・児童委員は市長から社会福祉協力委員に任命され、担当する区域内で社会調査、相談及び助言等を行います。

主に市からの依頼を受け、「1人暮らし高齢者調査」等への協力を行っています。

319

●保護司

主管課・係・Tel >>>

地域福祉課

地域福祉推進係

1481

【事業内容】

保護司は、社会奉仕の精神をもって、不幸にして犯罪を犯してしまった人達の更生を助け、犯罪の予防のために世論の啓発に努めるとともに、地域社会の浄化をはかり個人及び公共の福祉に寄与することを使命として、保護観察所等関係行政機関と連携・協力して更生保護の向上に努めています。

保護司の委嘱については、配置の必要性により北多摩西地区保護司会立川分区長等が適格者を保護観察所長に推薦し、保護司選考会により選出されて、法務大臣が委嘱します。

また、市行政に対しても、更生福祉協力員として福祉事業の推進に協力しています。

地区別保護司数

(総数46名)

富士見町	4名	若葉町	6名
柴崎町	2名	幸町	3名
錦町	3名	柏町	2名
羽衣町	4名	砂川町	2名
曙町	5名	上砂町	5名
高松町	2名	一番町	1名
栄町	3名	西砂町	4名

令和8年4月1日現在

320

●旧軍人・戦没者遺族等援護（国制度）

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

1491

【事業内容】

旧軍人・軍属及び戦没者遺族等に対して支給される各種援護に関する相談、請求書の受付及び進達事務を行っています。

援護事務の種類	内 容
戦没者等の妻に対する特別給付金	戦没者等の妻としての精神的苦痛に対する謝意として支給
戦没者等の父母等に対する特別給付金	大戦で子や孫を失い、子孫が絶えたという特別の事情におかれた父母等に感謝として支給
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	戦傷病者の妻として、特別の事情におかれたことに対する感謝として支給
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	公務扶助料・遺族年金等の受給権者がいない戦没者等の遺族に対し弔意として支給

321

●日赤への協力

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

1490

【事業内容】

日本赤十字社定款に基づき、市は日本赤十字社東京都支部の下部組織として、赤十字事業の推進に協力しています。また、赤十字奉仕団の運営・献血活動の協力等を行っています。

●福祉のまちづくりの推進

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

1491

【事業内容】

東京都は、高齢者や障害者をはじめとしたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるよう、「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年3月制定・平成21年4月改正・10月施行）を定めています。

条例は、建築物、道路、公園、公共交通施設等、施設用途および規模によって定められた特定都市施設について、整備基準を定めています。詳しい整備内容については担当までお問い合わせください。

整備基準に適合した施設には、所有者の請求に基づき、「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付しています。ユニバーサルデザインの考え方に沿った福祉のまちづくりを進めるため、ご理解とご協力をお願いします。



●地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）配置事業

主管課・係・Tel >>>

地域福祉課
社会福祉協議会地域福祉推進係
地域づくり係1473
540-0200

【事業内容】

市内6日常生活圏域ごとに地域福祉コーディネーター（専任の社会福祉協議会職員）を配置しています。

地域福祉コーディネーターは、地域のさまざまな団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等）と連携し、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、それらの団体によるネットワークを活用しながら地域住民と協働して制度の狭間にある生活課題等の解決にあたっています。

町単位やご近所単位で進める地域づくりに関する相談をお寄せください。

例えば、住民で開催する孤立防止のための茶話会や体操教室の開催、防災・減災活動、地域懇談会などの立ち上げや運営のお手伝いをさせていただきます。

○地域福祉コーディネーター

- ・第1地区（富士見町・柴崎町）

Tel: 042-540-0205 FAX: 042-529-8714 E-mail: dai1chiku@tachikawa-shakyo.jp

- ・第2地区（錦町・羽衣町）

Tel: 042-519-3001 FAX: 042-519-3003 E-mail: dainichiku@soleil.ocn.ne.jp

- ・第3地区（曙町・高松町・緑町）

Tel: 042-540-0210 FAX: 042-529-8714 E-mail: dai3chiku@tachikawa-shakyo.jp

- ・第4地区（栄町・若葉町）

Tel: 042-537-7147 FAX: 042-537-7157 E-mail: sakaewakaba@room.ocn.ne.jp

- ・第5地区（砂川町・柏町・幸町・泉町）

Tel: 042-534-9616 FAX: 042-534-9617 E-mail: dai5chiku@sweet.ocn.ne.jp

- ・第6地区（上砂町・一番町・西砂町）

Tel: 042-534-9501 FAX: 042-534-9502 E-mail: dai6chiku@sweet.ocn.ne.jp

324

●重層的支援体制整備事業

主管課・係・Tel >>>

地域福祉課
社会福祉協議会地域包括ケア推進係 1477
地域包括支援係 503-6389
地域づくり係 540-0200

【事業内容】

本人・世帯の世代や置かれている状況に関わらず相談を受け止める「包括的な相談支援」、社会とつながる機会や活動への参加を支援する「参加支援」、居場所の創出や地域づくりをコーディネートする「地域づくりに向けた支援」を多くの関係機関と連携して実施します。

「包括的な相談支援」では、さまざまな相談窓口のどこに相談しても、最初に相談を受けた窓口がしっかりと受け止めて、関係機関が連携することで相談者の困りごとに必要な支援を検討・実施していきます。地域福祉課と社会福祉協議会（地域包括支援係）では、関係機関の連携による支援が円滑に実施できるよう、全体の調整を行います。また、さまざまな要因で窓口相談に来られない方に、訪問等のアウトリーチによる支援を行います。

「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」は、社会福祉協議会（地域づくり係）の地域福祉コーディネーターとともに実施しています。

また、地域の空き部屋や企業・団体等の空きスペースを活用し、住民が主体となりサロンやコミュニティカフェ等を通じて、さまざまな困りごとの解決を目指す、誰もが気軽にふらっと立ち寄れる地域福祉アンテナショップの設置を進めています。

単		継	○	国	○	都	○	市負	○
---	--	---	---	---	---	---	---	----	---

325

●福祉有償運送

主管課・係・Tel >>>

地域福祉課

地域福祉推進係

1473

【事業内容】

障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な方に対して行う、ドア・ツー・ドアの有償輸送サービスです。

利用できる方

障害者、介護保険の要介護者等、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方及びその付添人。

利用方法

利用するには、あらかじめ国土交通省による登録を受けた団体への会員登録が必要です。立川市で福祉有償運送事業を実施している団体については、地域福祉課へお問い合わせください。

326

●総合的な見守りシステム事業

主管課・係・Tel >>>

地域福祉課
他関連課

地域福祉推進係

1481

【事業内容】

子どもから高齢者まですべての市民が、地域から孤立することなく安心して暮らせるよう、総合的な見守りシステムを関係各課により構築しています。

○地域見守りネットワーク事業

市内で活動する団体や事業者の協力のもと、日々の活動の中で気づいた市民の異変を連絡していただき安否確認等につなげる取り組みを実施しています。

○見守りホットライン

「いつもとちがうな」「どうしたのかな」など心配なご近所さんに気づいたら、見守りホットラインにご連絡ください。内容に応じ、担当課につないで対応します。

見守りホットライン 042-506-0024 (Call おお通報！)

受付時間

安否確認の情報提供	通年 24 時間
支援等の相談	平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※緊急の場合は警察署（110 番）や消防署（119 番）に通報してください。

327

●社会を明るくする運動

主管課・係・Tel >>>

地域福祉課

地域福祉推進係

1481

【事業内容】

犯罪や非行の防止と更生について理解を深めることを目的に、法務省の主唱により毎年7月を強化月間として、全国一斉にこの運動が展開されています。

市においても推進委員会を設け保護司会を中心に、民生・児童委員協議会、青少年健全育成地区委員会等関係団体の協力のもとに運動を実施しています。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

328

●市民農園

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

生きがいづくり係

523-4012

【事業内容】

立川市に住民登録のある方が対象。農園で野菜等の栽培を通じて土に親しむとともに、生きがいや健康づくり、ふれあいの機会を提供。柴崎町にある2か所の農園（計 199 区画）を約2年間有料で貸し出ししています。申し込みは年1回 12 月ごろ、広報で募集します。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

329

●原子爆弾被爆者見舞金

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

1490

[事業内容]

4月1日から引き続き立川市在住の被爆者健康手帳をお持ちの方に、年1回10,000円を支給します。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

330

●原子爆弾被爆者援護事務

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

1490

[事業内容]

東京都の医療費助成などの窓口として居住地変更、医療費、手当てなどの申請を受け付けます。

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

331

●中国残留邦人支援事業

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

1490

[事業内容]

平成20年に改正施行された「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき帰国された立川市在住の残留邦人等の方に、地域において生き生き暮らすことができるように生活支援等必要な支援を行います。

なお、支援の種類には次のものがあります。

- (1) 生活支援 — 食べる物、着る物、水道、電気ガス代などの日常の暮らしの費用
- (2) 住宅支援 — 家賃、間代、地代などの費用
- (3) 医療支援 — 病気やけがで治療のため医師に係る費用
(福祉総務課で医療券を交付します)
- (4) 介護支援 — 介護にかかる費用
- (5) 生業支援 — 手に職をつけたり、仕事につくときに必要な費用
- (6) 葬祭支援 — 葬式にかかる費用
- (7) 配偶者支援金 — 死亡した残留邦人等の特定配偶者に対する支援金
- (8) 地域生活支援プログラム事業 — 日本語教室等に係る交通費や教材費等の補助

* その他中国残留邦人等に対して通訳者の派遣等の支援をしています。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

【事業内容】

昭和60年4月1日から「立川市・昭島市・国立市」の三市で組合を設立し、共同で火葬事業を運営しています。誰でも利用できますが、死亡時に組織市（三市）の市民であった方の使用料は無料です。

＜予約受付＞

電話予約 午前8時30分～午後5時まで（12/31は午後0時まで、年始は1/3まで休み）
直接、聖苑組合へ 042-522-2730

インターネット予約 24時間年中無休

＜火葬時間＞

午前9時30分～午後3時まで

※午前10時30分～午後2時30分までは、死亡者が組織市以外の方は申込みができません。

＜火葬休業日＞

友引にあたる日、年末年始（12/31の午後0時から1/3まで）

＜聖苑組合ホームページ＞

URL：<http://tachikawa-seien.tokyo.jp/>

●葬儀事業（指定管理者事業）

主管課・係・Tel >>>

福祉総務課

調整係

524-1998（斎場）

【事業内容】

市民等の方が亡くなられたときは、市の葬儀事業が利用できます。事業は指定管理者（シルバー人材センター葬祭事業所）が執行します。ご遺体の移送から葬儀すべてを行い、ご希望に沿った葬儀の相談に応じています。

- | | |
|---------------|--|
| （１）霊柩車の運行 | （自宅・病院等からの遺体移送） |
| （２）霊安室での遺体預かり | （葬儀までの期間で面会は可） |
| （３）斎場での葬儀 | （葬儀一切の運営。なお、祭壇は無料） |
| （４）葬祭用品の販売 | （棺他、葬儀に必要な用品） |
| （５）納骨堂 | （死亡者が立川市民であり、現に墓地または納骨堂を所有し１年以内に改葬できる方が対象。最長１年間） |

<対象者・料金>

斎 場	対象者	死亡時に市内に住所があった方 または立川市が交付する介護保険被保険者証をお持ちの方
	料 金	通夜・本葬あわせて 40,000 円 遺族控室（２階和室）は 10,000 円 ※僧侶お礼・生花・会葬礼状・通夜告別式飲食費用等は別途必要
納骨堂	対象者	死亡時に市内に住所があり、改葬ではない方 （墓地または納骨堂を所有し１年以内に改葬できること） ※期間は最長１年間
	料 金	1,500 円（１年分） ※申込時に保証金 3,000 円が必要（使用後にお返しします）

<受付>・・・ 斎場直通電話 524-1998

午前 8:30～午後 8:00 まで（但し、12/31～1/3 は午後 5:00 まで）

申し込み時に必要なものは、火葬許可証・印鑑・各使用料金です。

※受付終了後は録音音声により空き状況をお知らせしています。

単	○	継		国		都		市負	
---	---	---	--	---	--	---	--	----	--

2. 社会福祉協議会の事業

334

●社会福祉協議会の主な事業

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

529-8300

【事業内容】

社会福祉協議会は、「一人ひとりが共に生き、しあわせ広がる立川～やさしいつながりのあるまちをつくる～」の実現を目指して福祉のまちづくりを住民の皆さまと一緒に考え、その自主的な取り組みを応援しています。

また地域で福祉サービスを必要とされる方々への相談援助やサービスの提供を行い、地域福祉の推進を総合的に図ります。

○地域福祉事業（経営総務係）

「あいあい通信」などの地域福祉に関する広報、専門相談事業、会費・寄付・募金等の取り扱いなどを行っています。

Tel：042-529-8300 FAX：042-529-8714

E-mail：info@tachikawa-shakyo.jp

○地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）（地域づくり係）

住民等と協働して地域づくりを進めます。市内6日常生活圏域ごとに配置されています。

Tel：042-540-0200 FAX：042-529-8714

E-mail：chiikizukuri@tachikawa-shakyo.jp

○ボランティア・市民活動センターたちかわ（地域づくり係）

ボランティア・NPO・立川のまちづくりに参加したい市民の相談窓口です。

Tel：042-529-8323 FAX：042-529-8714

E-mail：shimin@tachikawa-shakyo.jp

○立川市くらし・しごとサポートセンター（自立生活支援係）

生活困窮等で、暮らし・仕事・住まいにお困りの方の相談窓口です。生活福祉資金貸付・受験生チャレンジ支援貸付等の相談窓口を兼ねています。

Tel：042-503-4308 FAX：042-526-6081

○地域あんしんセンターたちかわ（地域あんしんセンター係）

福祉サービスの利用にかかる総合相談や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度利用支援事業、法人後見の受任、市民後見人の養成などを実施しています。

Tel：042-529-8319 FAX：042-526-6081

E-mail：anshin@tachikawa-shakyo.jp

○立川市南部西ふじみ地域包括支援センター（地域包括支援係）

高齢者やそのご家族の総合相談窓口です。介護保険制度や健康増進等のご相談をお受けします。市内の地域包括支援センターを統括支援する基幹センターとしても活動しています。

Tel：042-540-0311 FAX：042-548-1747

E-mail：fujimihokatsu@tachikawa-shakyo.jp

○機械入浴サービス（在宅サービス係）

ご家庭または公衆浴場での入浴が困難な方に、介護浴槽での入浴サービスを提供しています。

Tel：042-540-0821 FAX：042-548-1724

○障害児・者へのサービス（障害福祉係）

学童保育所、生活介護支援事業所を運営し、障害児・者を対象としたサービスを提供しています。

Tel：042-529-8638 FAX：042-548-1724

E-mail：shogaifukushi@tachikawa-shakyo.jp

○障害者相談支援事業所（障害相談支援係）

障害児・者を対象とした障害福祉サービス等のサービス等利用計画案、または障害児支援利用計画案を作成し、サービス利用支援等の相談に応じます。

TEL：042-540-0822 FAX：042-548-1724

E-mail：shogai-sodan@tachikawa-shakyo.jp

○地域活動支援センター たあふく（障害相談支援係）

障害のある人やそのご家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、相談の場、集う場、活動の場を提供しています。

TEL：042-503-9109 FAX：042-548-1724

E-mail：chikatsu@tachikawa-shakyo.jp

○地域生活支援拠点等コーディネーターの配置（障害相談支援係）

障害者等の相談に関する機能等の円滑な運用と、地域全体で支えるサービス提供体制の構築のためのコーディネートを行います。

TEL：042-503-9109 FAX：042-548-1724

E-mail：chikatsu@tachikawa-shakyo.jp

○立川市基幹相談支援センター（基幹相談支援係）

地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、立川市と協働した自立支援協議会の運営等による地域づくりの取り組み、地域の相談体制強化の取り組みを担います。

TEL：042-503-1070 FAX：042-548-1724

E-mail：kikan@tachikawa-shakyo.jp

●総合福祉センターの施設貸し出し・利用案内

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

経営総務係

529-8300

【事業内容】

高齢者や障害のある方に関わる福祉団体に、総合福祉センターの施設を貸し出しています。

一階にある立川市社会福祉協議会・受付窓口にて、使用月の前々月初日から使用日の3日前までに申請してください。（例：9/25に使用→7/1から予約可能）

電話での予約は行っていません。

開館日・利用可能時間：月曜日から土曜日 午前9時から午後7時（土曜日は午後5時まで）

予約受付日・時間：月曜日から土曜日 午前9時から午後5時

利用できる施設

●機能回復訓練用プール

立川市内在住の次の方が利用できます。

- ・高齢者（65歳以上）
- ・障害者
- ・福祉団体
- ・上記の方を介護する方

時間 \ 曜日	火	水	木
9:00～11:30	団体	個人	団体
13:00～15:30	個人	団体	個人

◇土曜日は5月第3土曜日から9月第3土曜日まで開放。日曜日は7月下旬～8月の午前開放。

上記期間中、センター内清掃等により3回程度休業を予定。訓練等の指導は行っていません。

◇夏季（6～8月）平日午後4時30分まで延長、冬季（11～2月）午後2時30分まで。

◇利用にあたって個人は事前登録、団体は予約が必要になります。詳細はお問い合わせ下さい。

●その他の施設 カッコ内は利用可能人数の目安

視聴覚室[75名]、第1活動室[24名]、第2活動室[24名]、和室[20名]、録音室[2名]

ボランティアルーム[18名]、団体交流室[18名]、ランチルーム[20名]

※ボランティアルーム（③項参照）、団体交流室は、市民活動団体など非営利活動を行う団体が利用できます。

① 専門相談事業

336

●アルコール相談

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 経営総務係 529-8300

【事業内容】

アルコールの悩みを抱えている方のために毎月第2・4水曜日の午後1時～午後4時に、アルコールの悩みを乗り越えた経験者が相談に応じます。

相談室にお越しいただくことのできない方のために、電話相談（529-8426）も行っています。
（相談時間内のみ）

337

●精神障害者の家族相談

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 経営総務係 529-8300

【事業内容】

精神障害者の家族の方のために毎月第2月曜日（祝日の場合は第3月曜日）の午後1時30分～午後4時30分に、同じ悩みを持つ家族がお話を伺います。背負った荷物を少しでも軽くし、家族が元気になるために、共に考えます。

予約受付：立川麦の会 担当眞壁（537-3905）

② 募金活動など

338

●共同募金運動・歳末たすけあい運動

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 経営総務係 529-8300

【事業内容】

民間福祉事業の振興と地域福祉活動の推進を図るため、市内各団体の協力を得て赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動を実施します。

339

●物品寄付の受付

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターたちかわ 529-8323

【事業内容】

市民の皆さまからの物品寄付に関するご相談をお受けします。

③ ボランティア・市民活動センター事業

340

●ボランティア・市民活動の相談（ボランティア・市民活動センターたちかわ）

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターたちかわ

529-8323

【事業内容】

ボランティア・市民活動センターたちかわは、ボランティア・NPO・立川のまちづくりの相談窓口です。

「ボランティア活動がしたい」「NPO法人やボランティアグループの設立・運営はどうしたらいいの?」「活動のための資金・保険・場所を探しています」「学校でのボランティア学習の支援をして欲しい」「誰か活動のサポートをしてくれないかな?」「企業で社会貢献活動をしたいが、どんな活動ができるか?」など。

そんな方は「ボランティア・市民活動センターたちかわ」をご活用ください。

いろいろな価値観を大事にします

「自己実現のために」「社会に参加したい」「困っている人を支援したい」など

いろいろな分野の活動を紹介できます

まちづくり・文化芸術・福祉・環境・国際・社会教育・人権・防災など

さまざまな活動のスタイルを応援します

ボランティアで・NPO法人で／地域密着で・広域で／有償で・無償で

○ボランティアや市民活動に関する情報は

Facebook（フェイスブック）



X（エックス）



YouTube（ユーチューブ）



メールマガジン（読者登録画面）



たちかわまちねっと Web



Instagram（インスタグラム）



- ・あいあい通信内情報掲示板（5、7、10、2月発行）
- ・ボランティア・市民活動センターたちかわ登録団体紹介BOOK などをご参照ください。

341

●ボランティア体験や説明会などの開催

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会 ボランティア・
市民活動センターたちかわ

529-8323

【事業内容】

○夏！体験ボランティア

7月～8月にかけて、市内の福祉施設や市民活動団体などの協力によりボランティア体験の機会を提供します。申込みは7月中旬から受け付けています。

○はじめてのボランティア体験

ボランティアを始めてみたい方向けの体験型入門講座です。

342

●ボランティア保険・行事保険の加入受付・相談

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会 ボランティア・
市民活動センターたちかわ

529-8323

【事業内容】

■ボランティア保険

国内におけるボランティア活動中や往復途上の偶然な事故・ケガにより、ボランティア自身がケガをした場合の『傷害保険』と、活動中の思いがけない事故により、活動の対象者など他人の身体や持ち物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の『賠償責任保険』の2つの補償をセットにした保険です。

■行事保険

福祉等に従事する非営利団体やボランティアグループ等の市民活動団体が主催する行事やイベントに対する保険です。また、事業当日まで参加者の人数が特定できないイベント等に対応する「当日対応型行事保険」のご案内もしております。

保険料や補償内容など、詳細はボランティア・市民活動センターたちかわにお問い合わせください。

343

●ボランティア・市民活動団体に対する助成金

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会 ボランティア・
市民活動センターたちかわ

529-8323

【事業内容】

ボランティアグループ・市民活動団体など広く市民活動を行うグループの活動に必要な資金の助成を行います。

申請条件、受け付け時期など、詳細はお問い合わせください。

344

●ボランティアグループ・市民活動団体の登録制度

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会

ボランティア・
市民活動センターたちかわ

529-8323

【事業内容】

ボランティアグループ・市民活動団体などの登録制度です。

○登録要件

5名以上のメンバーで構成され、公益性のある開かれた活動を行う非営利団体で、次のいずれかに該当する団体が登録できます。

- ・市内に活動拠点が設置されている団体
- ・立川市民を主たる対象に活動する団体
- ・立川のまちづくりの推進に寄与する団体

○登録団体には次のようなメリットがあります。

- ・学習等供用施設の利用が一部無料になります。
- ・印刷機の利用料金が安くなります。
- ・助成事業への申請権が得られます。
- ・たちかわ楽市「しみん祭」へ出店することができます。(有料)
- ・その他、ボランティアルーム・団体交流室の優先予約や広報誌への情報掲載等ができます。
- ・登録団体向けメールマガジンをお届けします。
- ・たちかわまちなえとWebへの投稿が自由にできます。

345

●NPO法人設立相談・市民活動団体支援講座などの開催

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会

ボランティア・
市民活動センターたちかわ

529-8323

【事業内容】

NPO法人格の取得を検討している団体の方に向け、常時相談を受け付けています。また、YouTubeチャンネルにて、基礎的な知識を得ていただくためのガイダンス動画を配信しています。

また、団体活動の活性化に寄与するテーマでの講座を開催します。

346

●印刷機、拡大コピー機などの機材貸し出し

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会

ボランティア・
市民活動センターたちかわ

529-8323

【事業内容】

印刷機（カラー印刷対応）、拡大コピー機（白黒印刷のみ）、紙折り機など、市民活動に必要な物品の貸し出しを行っています。（一部有料）

347

●支えあいサロン活動の推進

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会 地域づくり係

540-0200

[事業内容]

高齢者や障害者、子育て中の親などが、孤立しないように定期的に集う場所（サロン）づくりを推進しています。

開催方法など、ご相談ください。会場使用料、講師料及び活動費などの助成もあります。

348

●活動スペースの貸し出し

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会

ボランティア・
市民活動センターたちかわ

529-8323

[事業内容]

グループの会議や作業スペースとしてお使い頂ける部屋の貸し出しを無料で行っています。

・ボランティアルーム・団体交流室

富士見町2-36-47 総合福祉センター2階

予約制です。新規にご利用の団体は、窓口でお申込みください。

349

●小・中・高等学校等での福祉学習プログラム実施のコーディネート

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会 地域づくり係

540-0200

[事業内容]

小・中・高等学校等の総合的な学習の時間へのプログラム提供など、子どもたちの体験学習支援を行います。また、地域主催の福祉学習や体験プログラム実施に協力します。体験用の車いすや高齢者疑似体験セットの貸し出しも行っています。

④ 立川市くらし・しごとサポートセンターに関する事業

350

●生活困窮者自立支援事業

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会

立川市くらし・しごと
サポートセンター 503-4308

[事業内容]

生活困窮者自立支援法で定められた生活困窮者に対する常設の相談窓口です。

生活や仕事でお困りの方に合わせた相談・援助を行い、その人なりの自立に向けた支援を行う窓口です。必要に応じて、他機関へつなぎます。

平日（月～金）午前8時30分～午後5時15分

351

●住居確保給付金事業

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

立川市くらし・しごと 503-4308
サポートセンター

[事業内容]

就労能力及び就労意欲のある方のうち、離職等で住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に家賃額相当の給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。基本的には不動産業者等への代理納付です。（家賃補助）

また、家計改善支援事業における相談支援を実施し、転居による家計改善が見込まれる場合、転居費用相当分の給付金を支給することにより、家計改善に向けた支援を行います。（転居費用補助）

それぞれ利用には要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

352

●家計改善事業

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

立川市くらし・しごと 503-4308
サポートセンター

[事業内容]

経済的に困窮している方に対して、家計相談や家計簿作成の支援等を行い、自らが家計を管理しようとする意欲と家計管理の力を高めていくことで、早期の生活再生を支援します。

353

●生活福祉資金貸付事業

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

立川市くらし・しごと 503-4308
サポートセンター

[事業内容]

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的としています。生活の維持ができ、返済の見通しが立つ場合に貸付を行います。その他にも対象要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

資金の種類	
1 総合支援資金	生活支援費
	住宅入居費
	一時生活再建費
2 福祉資金	福祉費
	緊急小口資金
3 教育支援資金	教育支援費
	就学支度費
4 不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金

354

●受験生チャレンジ支援貸付事業

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

立川市くらし・しごと 503-4308

サポートセンター

【事業内容】

中学3年生・高校3年生等の受験生がいる低所得世帯を対象に、学習塾の費用や受験料の貸付を行います。貸付対象となる学校へ入学した場合、所定の手続きをすると、返済免除となります。収入要件等がありますので、詳細はお問い合わせください。

学習塾等受講料：300,000 円以内

受験料：中学3年生 27,400 円以内 高校3年生 120,000 円以内。

単		継		国		都	○	市負	
---	--	---	--	---	--	---	---	----	--

355

●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

主管課・係・Tel >>>

社会福祉協議会

立川市くらし・しごと 503-4308

サポートセンター

【事業内容】

都内在住で、〈母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金〉を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を目指すひとり親家庭の親を対象とした制度です。具体的には訓練促進資金を貸付け、就学を容易にすることにより資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立を図ることを目的としています。

(1)入学準備金（養成機関への入学時に、入学・修学に必要な経費） 500,000 円以内

(2)就職準備金（養成機関を修了し、資格を取得しその資格を活かした仕事に就く際に、就職に必要な経費） 200,000 円以内

※資格を取得し、都内でその資格が必要な業務に5年間引き続き従事したときなど、要件を満たした場合は償還免除されます。

(3)住宅支援資金

都内在住で〈母子・父子自立支援プログラム〉の策定を受け、児童扶養手当を受給する者を対象に入居している住宅の家賃を貸付け、就労などの確保等に繋げ、自立の促進を図ることを目的としています。月額 70,000 円以内（上限 12 か月）

※貸付を受けた日から1年以内に就職などをして、1年間引き続き就業を継続した場合は償還免除されます。

⑤ 地域あんしんセンター事業

356

●福祉サービス総合支援事業

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会 地域あんしんセンター係 529-8319

【事業内容】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力の十分でない人が、福祉サービスを適切に利用しながら安心して生活できるように、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度、福祉サービスの利用に際しての苦情対応などの受付や支援を行います。

＜日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）＞

自己選択や自己決定など判断能力に不安のある高齢の方や障害のある方が、その人らしい生活を安心して送っていただけるよう支援します。定期的に自宅を訪問し、本人の意思に基づく福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理の支援、書類の預かりサービスなどを行います。

〔1回1時間まで 1,700 円または 3,000 円、書類等の預かりサービス 1,000 円／月〕

＜成年後見制度利用支援事業＞

成年後見制度の概要や利用手続きに関する相談支援、情報提供等を行います。また、制度の普及推進のため、市民向けに講演会等を開催します。

＜苦情相談の受付＞

福祉サービスの利用にかかる苦情相談を受け、解決に努めます。

357

●成年後見活用あんしん生活創造事業

主管課・係・Tel 》》 社会福祉協議会 地域あんしんセンター係 529-8319

【事業内容】

判断能力の不十分な市民が、自らの財産を管理することなどが困難となった場合でも、地域で安心して生活できるよう成年後見制度を推進、普及します。

＜中核機関＞

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の業務を市より受託し、「立川市成年後見制度利用促進計画」に基づき、地域連携ネットワークの構築・整備に市と協働して取り組みます。

＜第三者後見人等連絡会＞

市民の後見人等として、受任中または受任予定の第三者（専門職）後見人等と、行政や地域包括支援センター等との連絡会を行い、ネットワークの構築に努めています。

＜親族申立、親族後見人等の支援＞

親族申立等の手続き支援や第三者後見人等の候補者の紹介。親族後見人の支援を行います。

＜法人後見＞

社会福祉協議会が法人として、後見人等を受任します。

358

●市民後見人養成事業

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 地域あんしんセンター係 529-8319

【事業内容】

市民参画による権利擁護を推進するため、市民後見人の養成や支援を行います。市民後見人の受任までは、法人後見受任ケースの後見支援員として活動していただきます。

359

●障害者虐待防止対応事業

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 基幹相談支援係 524-8774

【事業内容】

障害者虐待防止センターの業務を市より一部受託し、「立川市障害者虐待防止マニュアル」に基づき、障害者虐待ケースへの対応を立川市と協働して取り組み、障害者の虐待防止や権利擁護に努めます。

また、虐待の早期発見、早期対応に努めるため関係機関とより良い連携を図るとともに、制度の周知啓発のため、関係機関向けの学習会を開催します。

360

●出前講座

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 地域あんしんセンター係 529-8319

【事業内容】

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度に関することなど、地域に出向いて講座を行います。（無料）

361

●専門相談事業

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 地域あんしんセンター係 529-8319

【事業内容】

- ① 成年後見制度に関する専門相談を実施します。

毎月第3火曜日 午後1時～午後4時 総合福祉センター

相談員：司法書士・地域あんしんセンターたちかわ職員（社会福祉士等）〔予約制／無料〕

予約受付：地域あんしんセンターたちかわ

- ② 終活に関する専門相談を実施します。

毎月第4木曜日 午後1時30分～午後4時20分 総合福祉センター

相談員：弁護士・地域あんしんセンターたちかわ職員（社会福祉士等）〔予約制／無料〕

予約受付：地域あんしんセンターたちかわ

362

●たちかわ入居支援福祉制度

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 地域あんしんセンター係 529-8319

【事業内容】

判断能力が十分でない高齢者や障害者等で、民間アパート等の賃貸借契約、また更新時に適切な親族等がなく、他の保証人制度が利用できない方に対して、社会福祉協議会が、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用と併せて住宅保証人となります。制度の申請、利用可否の決定は立川市の担当窓口で行います。

⑥ 地域包括支援センター事業

363

●認知症の方への支援

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 地域包括支援係 540-0311

【事業内容】

「認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまち・たちかわ」を目指して、認知症地域支援推進員を中心に関係者と連携しながら支援を行います。令和7年1月より、市内6日常生活圏域に1名ずつの配置となり、南部西ふじみ地域包括支援センターは富士見町・柴崎町を担当しています。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

364

●在宅医療・介護相談窓口

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 地域包括支援係 540-0311

【事業内容】

医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関するご相談をお受けします。

単		継		国	○	都	○	市負	○
---	--	---	--	---	---	---	---	----	---

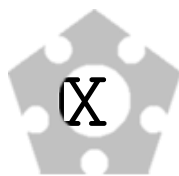
365

●車いす短期貸し出し事業

主管課・係・Tel >>> 社会福祉協議会 地域包括支援係 540-0311

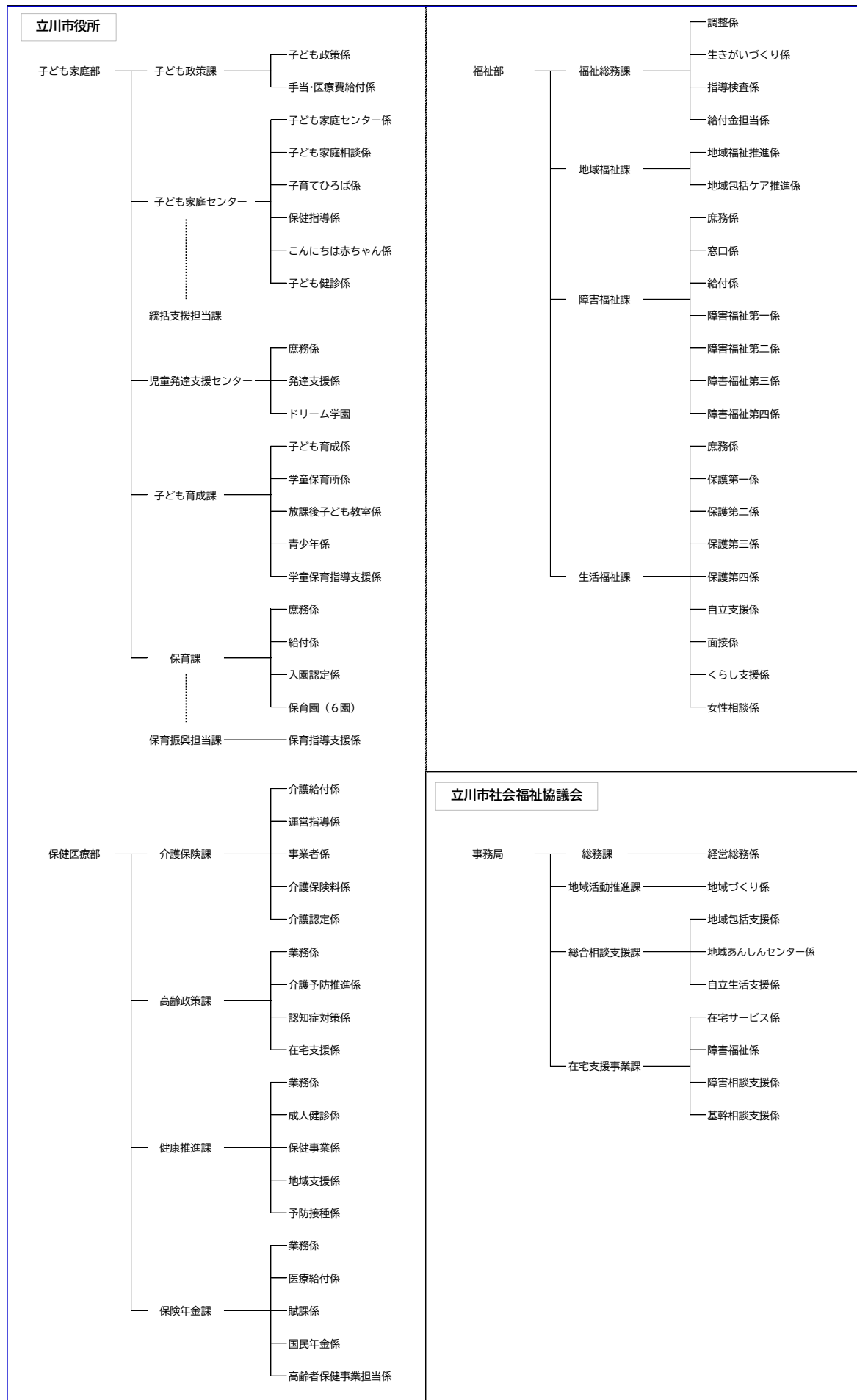
【事業内容】

市民を対象として短期間（原則として1か月以内）の車いすの貸し出しを行っています。貸し出し用の車いすは、市民や地域の企業から寄贈されたものを使用しています。自己負担はありません。介護保険制度や障害福祉制度等の福祉制度での車いすレンタル・給付事業の対象となる方は原則として対象外となります。



福祉部及び保健医療部組織等と 福祉関係施設等一覧

1. 組織図



2. 福祉関係施設等一覧

公的機関				
No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
1	市役所	泉町 1156-9	523-2111	
2	子育て支援・保健センターはぐくるりん	錦町 3-3-6	527-3272	521-0422
3	立川市社会福祉協議会	富士見町 2-36-47	529-8300	529-8714
4	立川市シルバー人材センター	柴崎町 1-17-7	527-2204	527-2220
5	立川市斎場	羽衣町 3-20-23	524-1998	522-1625
6	立川・昭島・国立聖苑組合	羽衣町 3-20-18	522-2730	521-4846
7	立川年金事務所	錦町 2-12-10	523-0352	527-2449
8	東京都立川児童相談所	柴崎町 2-21-19	523-1321	526-0150
9	東京都女性相談支援センター多摩支所		522-4232	524-1097
10	東京都多摩立川保健所	柴崎町 2-21-19	524-5171	528-2777
11	シルバー大学（柴崎福祉会館内）	柴崎町 5-11-26	528-1246	521-2738
12	立川市老人クラブ連合会	柴崎町 5-11-26	521-3733	521-2738

地域包括支援センター				
No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
1	立川市南部西ふじみ 地域包括支援センター	富士見町 2-36-47 立川市社会福祉協議会内 （富士見町・柴崎町）	540-0311	548-1747
2	立川市南部東はごろも 地域包括支援センター	羽衣町 1-12-18 羽衣地域福祉サービスセンター内 （錦町・羽衣町）	523-5612	523-5613
3	立川市中部たかまつ 地域包括支援センター	高松町 2-27-27 TBK高松第一ビル 101 号室 （高松町・曙町・緑町）	540-2031	522-1636
4	立川市北部東わかば 地域包括支援センター	若葉町 3-45-2 介護老人保健施設わかば内 （栄町・若葉町）	538-1221	538-1222
5	立川市北部中さいわい 地域包括支援センター	幸町 4-14-1 至誠キートスホーム内 （砂川町・柏町・幸町・泉町）	538-2339	538-1302
6	立川市北部西かみすな 地域包括支援センター	上砂町 5-76-4 砂川園内 （上砂町・一番町・西砂町）	536-9910	536-9953

福祉相談センター				
No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
1	に し き 福祉相談センター	立川市錦町 6-28-15 至誠ホーム内	527-0321	527-0322
2	か み す な 福祉相談センター	立川市上砂町 1-13-1 上砂地域福祉サービスセンター内	537-7799	536-7182
3	に し す な 福祉相談センター	立川市西砂町 5-5-5 西砂ホーム内	531-5550	531-3451

障害者のための施設等

令和8年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号
施設入所支援・短期入所			
1	武蔵立川学園	西砂町 4-75-4	531-0761
2	まことホーム アウリンコプラス	錦町 6-28-15	529-3827
3	クオーレけやきの杜	若葉町 1-23-5	537-7522
4	まんまるエルウィング	錦町 1-15-31-212	050-1808-4204
5	ショースティひまわり柏町	柏町 4-21-24 セピアハイツB 201号室	042-508-2850
6	オアーゼ	若葉町 2-29-3	080-7241-8554
7	立川療護園 はごろもの音	羽衣町 2-26-3	512-7401
地域デイサービス			
8	テイクオフ成人部（ペガサス）	高松町 1-20-7-102	527-9203
9	スマイルくらぶ	高松町 3-25-10 富士永ハイツ101	523-0818
児童発達支援事業			
10	立川市ドリーム学園	錦町 3-3-6 子育て支援・保健セ ンター内	525-9418
11	LITALICO ジュニア立川南口教室	柴崎町 2-3-13 エイティエイト立川デュオ2階	548-1243
12	ハビー立川教室	錦町 1-10-25 Y・S錦町ビル2階	519-3217
13	ハイタッチ！立川幸教室	幸町 5-1-7 フルミエールメゾン 1 階B	537-8653
14	こばんはうすさくら 立川幸町教室	幸町 3-13-14 矢島ビル1 階	537-8530
15	ステップきっず	幸町 1-11-3-2階	537-7336
16	ジョブサU18 立川南口教室	柴崎町 2-4-15 ほまれ屋本社ビル 202 号室	595-6730
17	コペルプラス立川教室	錦町 3-2-2 T・Mタワー1 階	595-9681
18	ネクストエール立川教室	柏町 2-40-1 メゾン咲 103・105	537-8622
19	みんなの広場 2	富士見町 1-23-16 富士パークビル 102	512-9299
20	ハイタッチ！立川柏教室	柏町 2-43-1 ARROWS-B101	537-9551
21	ネクストエール立川上砂教室	上砂町 5-45-1 ヴェルディール武蔵砂川 102・103	537-8267
22	育ちの森・きらりん kids	栄町 5-8-5	508-3563
居宅訪問型児童発達支援			
23	こころと育ち相談室えがお	曙町 3-35-2	527-6267
放課後等デイサービス			
24	みんなの広場 1	栄町 4-2-1 ジュネサイトウ 1 階	524-6788
25	スマイルJr	高松町 3-25-10 富士永ハイツ101	523-0818
26	テイクオフ	高松町 1-20-5	527-9203
27	サンフラワー	一番町 5-1-5 ネクスス立川 1 階	848-9136
28	ジョブサU18 立川北口教室	曙町 1-24-11 橋本ビル 7 階	548-1300

29	ドリームボックス立川	柴崎町 5-8-1 リバーサイドアプス 1 階	512-8794
30	立川らびっとくらぶ	幸町 3-25- 立川けやき台ハイツ 1 階	537-7564
31	ゆいまーる	羽衣町 1-20-4	512-9676
32	トライきっず砂川七番	幸町 5-5-14 セブンヒルズマンション1 階	537-7841
33	ジョブサU18 立川南口教室	柴崎町 2-4-15 ほまれ屋本社ビル 201 号室	595-9980
34	ハイタッチ！立川幸教室	幸町 5-1-7 フルミエールメゾン 1 階B	537-8653
35	こばんはうすさくら 立川幸町教室	幸町 3-13-14 矢島ビル1 階	537-8530
36	LITALICO ジュニア立川南口教室	柴崎町 2-3-13 エイティエイト立川デュオ2 階	847-3399
37	キッズガーデンこもれび	羽衣町 3-2-14	512-9768
38	かりゆーし	羽衣町 3-29-4	512-5849
39	ネクストエール立川教室	柏町 2-40-1 メゾン咲 103・105	537-8622
40	LEIF 立川	柴崎町 6-19-30	595-9811
41	l u l u	砂川町 6-44-20	537-7362
42	ネクストエール立川上砂教室	上砂町 5-45-1 ヴェルディール武蔵砂川 102・103	537-8267
43	みんなの広場 2	富士見町 1-23-16 富士パークビル 102	512-9299
44	こばんはうすさくら 立川若葉町教室	若葉町 2-14-18 ジャロック本社ビル 102	534-9095
45	トライきっず 泉 体 育 館	幸町 1-10-6	538-2900
46	ハイタッチ！立川 柏 教 室	柏町 2-43-1 ARROWS-B101	537-9551
47	l u l u そ の に	砂川町 6-20-13	534-9790
48	育ちの森・きらりん kids	栄町 5-8-5	508-3563
保育所等訪問支援			
49	こころと育ちの相談室えがお	曙町 3-35-2	527-6267
50	立川市児童発達支援センター	錦町 3-3-6 子育て支援・保健センター内	529-8586
51	LITALICO ジュニア立川南口教室	柴崎町 2-3-13 エイティエイト立川デュオ2 階	548-1243
52	ネクストエール立川教室	柏町 2-40-1 メゾン咲 103・105	537-8622
生活訓練			
53	NPO 法人 立川マック	錦町 2-6-22 五常ビル 101	521-4976
54	リカバリーセンター 転	錦町 3-5-23-602	548-3561
55	すぺいろ	曙町 2-34-6 小杉ビル3 階	525-7579
56	Kaien 立川（カイエン立川）	柴崎町 3-10-5 大雅ビル2 階	050-2018-3218
57	ゆたかカレッジ立川キャンパス	曙町 1-17-1 石川ビル2 階	506-1347
宿泊型自立訓練			
58	立川通勤寮	柴崎町 4-11-15	528-3572

グループホーム			
59	すみれ寮（第1・第2）	若葉町 3-65-6	535-7103
60	コティ幸（Ⅰ・Ⅱ）	幸町 4-56-5	537-8935 537-8936
61	ファミリーホーム柴崎	柴崎町 5-9-24	521-3013
62	モアコート朝貝、 （第1・第2）	錦町 1-17-12 モアコート朝貝	529-2863
63	みずほ寮	錦町 1-17-11 モアコート貴 2 階	526-6312
64	曙寮	曙町 3-7 都営 1001～1003	522-8012
65	立川寮	錦町 1-17-11 モアコート貴 4 階	525-2342
66	ゆうゆう	錦町 1-22-10	522-6250
67	第二ゆうゆう	羽衣町 1-22-14 プルマージュ国立内	522-6250
68	一砂の家	砂川町 3-18-12	535-0952
69	グループホームいろりん	富士見町 6-62-20	521-3712
70	ルピナス砂川	砂川町 7-38-3	534-1866
71	ルピナス若葉	若葉町 3-39-1	569-7018
72	ぼーの	曙町 3-27-29	512-8816
73	第二ぼーの	曙町 3-17-13 小峰第5/ハイツ103	512-8816
74	一番町さつき寮	一番町 4-62-1	531-8609
75	ルピナス上砂	砂川町 8-7-1	534-9987
76	アムール上水	砂川町 6-37-6	534-9323
77	立川それいゆ（1・2）	羽衣町 2-12-29	595-8192
78	友セカンドⅠ～Ⅳ	一番町 6-12-6 A-1・2F/B-1・2F	506-8802
79	アートリング	（錦町）	526-8988
80	groupHome MeTHoD	（上砂町）	535-3616
81	スミカたちかわ（1・2）	（羽衣町）	050-1107-5024
82	ファースト西砂	西砂町 6-76-18	520-8700
83	ゆりのき	砂川町 8-31-15	537-8515
84	シンフォニー富士見	富士見町 2-33-7	595-9555
85	サニー砂川	上砂町 3-36-6 AOKI TOWN B 棟 2 号室 3 号室	307-3562
86	グループホーム地域未来塾	柴崎町 2-26-20-104	528-3572
87	はぐみホーム立川西	（富士見町）	070-3329-5626
88	ハレタ	（栄町）	080-7317-9090
89	グループホームmocoⅠ・Ⅱ	錦町 2-6-16	518-9620
90	まことホームにしき（ユニット 1・2）	錦町 6-28-15	595-7517
91	まるためホーム立川幸町	幸町 5-94-22	537-8685
92	花咲	羽衣町 1-2-11	334-5058
93	グループホームひまわり柏町	（柏町）	508-2850
94	ハウスウィン立川	（柏町）	537-9780
95	ニールテラーホーム立川	錦町 2-2-11 モンシャトーブランドール内	070-1036-9798
96	グループホームひまわり砂川町	（砂川町）	042-508-2850
97	カラット	（幸町）	080-7317-9090

98	クオーレけやきの杜グループホーム虹・銀河	若葉町 1-23-5	537-7522
99	まんまる立川	(曙町)	080-8741-8037
100	まんまるエルウィング	(錦町)	050-1808-4204
101	にじいろアパートメント立川 (I・II)	一番町 3-9-1	042-569-6683
102	オアーズ若葉町	若葉町 2-29-3	080-7241-8554
生活介護			
103	立川市社会福祉協議会生活介護支援事業所	富士見町 2-36-47	529-8638
104	立川こぶし福祉作業所 (チャレンジこぶし)	羽衣町 2-50-9	524-2482
105	こぶし福祉作業所 (福祉工房こぶし)	羽衣町 2-50-2	527-5198
106	コミュニティーモール風	西砂町 4-75-2	531-0761
107	すみれの家 新田工房	一番町 2-33-16	520-3166
108	しらゆり福祉作業所	柴崎町 3-11-9	525-0022
109	立川福祉作業所	柴崎町 3-13-11	527-2721
110	立川リハビリ	富士見町 7-33-3	521-1234
111	グループいもっこ	一番町 3-6-1	531-6798
112	生活介護事業所 絲 (いと)	栄町 3-2 ミカモビル 303・305	512-5192
113	いろりん	富士見町 4-8-5 シャトー立川2階	526-1279
114	武蔵立川学園	西砂町 4-75-4	531-0761
115	リカバリーセンター転	錦町 3-5-23-602	548-3561
116	ワークセンターまことクラブ	錦町 6-28-15	521-3988
117	立川療護園 はごろもの音	羽衣町 2-26-3	512-7401
118	l u l u そのに	砂川町 6-20-13	534-9790
基幹相談支援センター			
119	立川市基幹相談支援センター (立川市社会福祉協議会)	富士見町 2-36-47	503-1070
地域活動支援センター			
120	たあふく (立川市社会福祉協議会)	富士見町 2-36-47	503-9109
121	連 (れん)	高松町 1-17-20 粕谷ビル1階	548-0160
就労選択支援			
122	EXP 立川	錦町 2-1-26 Nビルディング 302	595-9670
就労移行支援			
123	立川福祉作業所	柴崎町 3-13-11	527-2721
124	ワークショップモア	錦町 1-17-11 モアコート貴 1 階	525-7754
125	チャレンジドジャパン立川センター	曙町 1-11-9 五光曙第二ビル 2 階	595-6891
126	立川マック	錦町 2-6-20 円理ビル 101・202	521-4976
127	EXP立川	錦町 2-1-26 Nビルディング 302	595-9670

128	ディーキャリア立川オフィス	曙町 2-22-20 立川センタービル 9 階	595-8163
129	ディーキャリア IT エキスパート立川オフィス	曙町 2-34-6 小杉ビル 6 階	506-1252
130	アビリティーズジャスコ立川センター	曙町 2-22-7 URBAN+1 階	512-9907
131	LITALICO ワークス立川	柴崎町 3-5-9 なとりビル 5F	521-6023
132	LITALICO ワークス立川北	曙町 1-21-1 いちご立川ビル 2 階	548-4280
133	K a i e n 立川	柴崎町 3-10-5 大雅ビル 2 階	050-2018-3832
134	Cocorport 立川駅前 Office	柴崎町 3-10-20 立川渡辺ビル 3 階	512-8346
135	ゆたかカレッジ立川キャンパス	柴崎町 2-3-17 第一東洋ビル 5 階	506-1947
136	ジョブサ立川校	錦町 2-2-3 今井ビル 3 階	518-9444
就労継続支援 A 型			
137	H a c h i s u	一番町 1-41-11	507-4470
138	立川おりおん	柴崎町 2-4-15 第二 SK ビル 4 階	595-7484
就労継続支援 B 型			
139	柿の木カンパニー	曙町 3-4-3 ウェルダン武藤ビル 3 階	523-2962
140	ワークステーション立川	富士見町 7-33-3	521-1234
141	立川こぶし福祉作業所 (チャレンジこぶし)	羽衣町 2-50-9	524-2482
142	ワークショップモア	錦町 1-17-11 モアコート 貴 1 階	525-7754
143	柏の葉	柏町 4-66-3	537-8547
144	ワークセンターまことくらぶ	錦町 6-28-15	521-3988
145	しらゆり福祉作業所	柴崎町 3-11-9	525-0022
146	立川福祉作業所	柴崎町 3-13-11	527-2721
147	グループいもっこ	一番町 3-6-1	531-6798
148	花音	栄町 4-14-9 サンシャインハイツ 101 号室	512-8411
149	立川けやき福祉作業所	栄町 4-23-13 シャトーレ石川 1 階 A	522-0155
150	たんぼぼ	富士見町 1-18-10 ワコーレ立川 1 階 1 号室	519-3159
151	富士見福祉作業所	富士見町 1-2-24	522-6950
152	栄福祉作業所	栄町 5-38-4	536-0549
153	キッチンさかえ	栄町 3-2	540-1033
154	アイル	高松町 3-29-15 浦野ハイツ 1 階 202	849-2771
155	柿の木カンパニー (でくるしこ)	曙町 3-4-3 ウェルダン武藤ビル 2 階 3 階	523-2962
156	WORK SPACE hinata	羽衣町 2-41-1 羽衣第一ビル 1 階	512-9763
157	わーくあっぷ立川	曙町 1-24-11 橋本ビル 2 階	595-8540
158	いすきあ立川	錦町 2-1-26 Nbuilding202	512-5979
159	たちかわーく	錦町 2-12-9 1 階	512-9315
160	スタジオてくてく立川	錦町 3-6-6 中村 LK ビル 5 階	506-0863

161	にじげん立川	柴崎町 2-1-8 第二中島ビル4階 402	525-3311
-----	--------	---------------------------	----------

障害者総合支援法指定障害福祉サービス事業者（立川市内）

令和8年4月1日現在

事業所名	所在地	電話番号
（株）しえん・らぼおる	富士見町 1-3-15 エスポワール 202	526-2832
在宅介護福祉センター ハイジ	富士見町 1-23-15	524-5350
三多摩訪問介護ステーション	富士見町 1-23-20 KHビル 1 階	548-3560
立川市社会福祉協議会 ホームヘルプサービス	富士見町 2-36-47 総合福祉センター2 階	540-0821
セントケア立川	柴崎町 2-7-6 さかえビル 3 階	540-1075
（有）ダイワケアサービス	富士見町 1-25-24 Nishiビル 3 階	525-7320
のぞみヘルパーセンター	錦町 4-9-24 グレースコート 203	537-8461
ケアリッツ立川	柴崎町 3-17-12 トーションハイツ立川柴崎町 1 階	595-7615
ケアリッツ武蔵砂川	砂川町 8-52-10 ヒラノプレイスⅡ 1 階	537-9225
ケアリッツ西武立川	一番町 2-33-14 山本ビル 2 階	506-8471
社会福祉法人三多摩福祉会 コスモス立川	錦町 1-16-14 斉藤ビル 101	523-6150
ケア・センターやわらぎ立川	錦町 2-6-23 小川ビル 1 階	523-3463
ヘルプ協会たちかわ	錦町 3-1-29 サンハイム立川 1 階	526-2898
ケアサービスすまいる	錦町 5-3-13	512-9088
アースサポート立川	柴崎町 2-2-10	548-7900
ベストライフ西国立訪問介護事業所	羽衣町 1-19-31	540-6932
一般社団法人介護グループふれあい 立川事業所	羽衣町 2-41-1 羽衣第 1 ビル 2 階	595-6620
ホームヘルプ事業 みんなの広場	曙町 2-32-3 立川三和ビル 401	540-3223
1' にここにサポート	曙町 2-34-6 小杉ビル 803	528-6530
ケアステーションにんじん・立川	高松町 2-27-27 TBK高松第1ビル 101	522-1537
つなぐライフ立川	高松町 3-21-3 矢嶋ビル 211	512-9713
NPO 法人グループこまくさ	砂川町 6-38-5 日神パレステージ玉川上水 102	537-3555
ケアサポート 七彩虹	上砂町 5-13-10	534-9916
アルムの丘ケアステーション	幸町 1-36-18	538-4733
ホームヘルプサービスソラスト立川	柏町 1-10-24 SBビル 1 階	538-4751
キャンデーヘルパーステーション	上砂町 3-11-28	537-9022
未来への道標 サポート北多摩	若葉町 2-26-52	537-7822
訪問介護ステーション 立川高松	高松町 3-9-1	548-0282
居宅介護事業所ゆんたく	羽衣町 3-15-18	519-3033
訪問介護ステーション立川	柏町 3-52-2	537-7125
ネコロボマン訪問介護立川高松店	高松町 3-14-5	506-1050
おうちがいちばんホームケア	曙町 3-38-9	848-1108

特別支援学級一覧

令和8年4月現在

特別支援学級（知的障害）

小学校

学 校 名	所 在 地	学 級 名
第一小学校	柴崎町 2-20-3	あおぞら学級
第五小学校	高松町 1-12-25	こだま学級
第九小学校	上砂町 2-18-1	くわのみ学級
第十小学校	柏町 1-31-1	すすかけ学級
松中小学校	一番町 5-8-5	まつのみ学級
新生小学校	富士見町 6-69-1	ひまわり学級
若葉台小学校	若葉町 1-13-1	たんぽぽ学級

中学校

学 校 名	所 在 地	学 級 名
立川第一中学校	柴崎町 1-3-4	I (アイ)組
立川第二中学校	曙町 3-29-46	1 (いち)組
立川第五中学校	上砂町 3-27-1	10 組

特別支援学級（自閉症・情緒障害）

小学校

学 校 名	所 在 地	学 級 名
第二小学校	曙町 3-23-1	さくら学級
第六小学校	羽衣町 2-29-22	はごろも学級
大山小学校	上砂町 1-5-33	にじいろ学級

中学校

学 校 名	所 在 地	学 級 名
立川第四中学校	幸町 5-49-1	A 組

通級指導学級（難聴・言語障害）

小学校

学 校 名	所 在 地	学 級 名
第七小学校	錦町 5-6-43	ことばの教室
第八小学校	幸町 2-1-1	きこえとことばの教室

※小学校の特別支援教室キラリ（情緒障害等）・中学校の特別支援教室プラス（情緒障害等）は全学校に設置しています。

事業項目 索引

あ

愛の手帳の交付申請手続.....	32
アピアランスケアの助成.....	139
アルコール相談.....	186

い

医科休日急患診療.....	139
胃がん・大腸がん・肺がん検診.....	133
胃がんリスク検査.....	134
育児支援ヘルパー事業.....	108
意思疎通支援事業〔障害者総合支援法〕.....	44
遺族基礎年金.....	171
一時預かり・定期利用保育事業.....	112
一部負担金の徴収猶予・減免（後期高齢者医療）.....	162
一部負担金の徴収猶予・減免（国保）.....	154
移動支援事業〔障害者総合支援法〕.....	44
いのち支える自殺総合対策事業.....	138
医療機関案内テレホンサービス.....	140
印刷機、拡大コピー機などの機材貸し出し.....	189

え

NHK放送受信料の減免.....	65
NPO法人設立相談・市民活動団体支援講座などの開催.....	189

お

親と子の健康相談.....	130
---------------	-----

か

介護保険サービス等利用費用負担軽減.....	8
介護保険で利用できるサービス.....	6
介護保険負担割合証.....	7
介護保険料の減免.....	4
介護保険料の口座振替.....	4
介護保険料の算定.....	1
介護保険料の納付.....	3
介護予防・日常生活支援総合事業.....	10
学童保育事業.....	100
家計改善事業.....	191
火葬事業.....	181
家族介護慰労金支給事業.....	15
家族心理相談.....	129
活動スペースの貸し出し.....	190
加入・脱退等の届出（国保）.....	146
寡婦年金.....	171

看護師養成事業（看護専門学校）.....	140
感染症の発生した患家等の消毒.....	140

き

基幹相談支援センター.....	45
義務教育就学児医療費の助成（医療証）.....	96
旧軍人・戦没者遺族等援護（国制度）.....	176
教育相談.....	110
教育費の援助（就学援助）.....	97
共同募金運動・歳末たすけあい運動.....	186
居住支援事業.....	24
居宅心身障害者（児）おむつ貸与等助成.....	56

く

グループホーム等の家賃助成.....	69
グループ旅行高齢者支援事業.....	25
車いす短期貸し出し事業.....	195
くるりんバス（立川市民バス）の運賃割引.....	64

け

計画相談支援・障害児相談支援.....	81
軽自動車税（種別割）の減免.....	66
敬老金の支給.....	27
結核・精神医療給付金（国保）.....	151
健康教育.....	137
健康相談.....	138
健康体操応援リーダー等派遣事業.....	11
健康ポイント事業.....	141
原子爆弾被爆者援護事務.....	180
原子爆弾被爆者見舞金.....	180

こ

高額医療・高額介護合算療養費（後期高齢者医療）.....	162
高額医療・高額介護合算療養費（国保）.....	154
高額医療合算介護サービス費.....	8
高額介護（介護予防）サービス費.....	7
高額介護サービス費の資金貸付.....	8
高額療養費（後期高齢者医療）.....	160
高額療養費（国保）.....	149
高額療養費貸付制度（国保）.....	151
高校生等医療費の助成（医療証）.....	96
交通災害共済会費助成事業.....	75
交通事故などによる傷病（後期高齢者医療）.....	161
交通事故などによる傷病（国保）.....	152
高齢者あんしん見守り支援事業.....	16
高齢者インフルエンザ予防接種.....	135
高齢者おむつ給付助成事業.....	18
高齢者火災予防機器給付助成事業.....	17

高齢者虐待防止・対応（権利擁護事業）	21
高齢者救急通報システム事業	16
高齢者車いす貸与事業	17
高齢者施設入浴サービス事業	25
高齢者集合住宅（シルバーピア）事業	23
高齢者住宅改修アドバイザー事業	22
高齢者自立支援住宅改修給付事業	22
高齢者自立支援日常生活用具給付事業	16
高齢者世帯等家具転倒防止器具取付事業	21
高齢者等位置情報確認サービス事業	18
高齢者等入浴券支給事業	19
高齢者等配食サービス事業	19
高齢者等見守りシール事業	19
高齢者等寝具乾燥消毒事業	18
高齢者のつどい事業	27
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種	137
高齢者訪問事業	27
高齢受給者証（マイナンバーカード未発行の方など）	147
国民年金制度	168
国民年金保険料	168
子育て支援啓発事業	105
子育てひろば	107
骨髄移植ドナー支援	141
骨密度測定	133
寿教室	27
子どもインフルエンザ予防接種	128
子ども家庭総合相談事業	105
子どもショートステイ事業	106
子ども総合相談受付	109
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	114
子ども等定期予防接種	127
子どもの学習支援事業	115

さ

在宅医療・介護相談窓口	195
在宅医療・介護相談窓口設置事業	14
在宅高齢者訪問理美容サービス事業	19
在宅心身障害者（児）等緊急一時保護事業	68
在宅レスパイト・就労等支援事業	83
支えあいサロン活動の推進	190
産後ケア事業	125
3歳児経過観察健康診査（心理）	129
39歳以下の健康診査	132
産前産後免除	169
産婦（産後）健康診査	126

し

市営駐車場の一時利用の減免	67
市営駐輪場の定期利用の減免	67
歯科休日応急診療	140
視覚障害者向けの広報活動	77
歯科健康教室（キラキラ☆歯育て）	131
自家発電装置費等の助成	82
子宮頸がん・乳がん検診	133
子宮頸がん予防ワクチン男性任意予防接種	128
児童育成手当（育成手当・障害手当）	94
児童館事業	99
児童虐待対応	106

自動通話録音機の無料貸出	17
児童手当	93
児童扶養手当	95
児童養護施設等への入所・相談	115
死亡一時金	171
市民後見人養成事業	194
市民農園	179
社会福祉協議会の主な事業	183
社会を明るくする運動	179
就学相談・転学相談	110
住居確保給付金事業	191
重層的支援体制整備事業	178
住宅改修	10
住宅改修支援事業	21
重度障害者大学等修学支援事業	45
重度心身障害者手当	33
重度身体障害者自動車改造費の助成	59
重度身体障害者巡回入浴サービス事業	57
重度身体障害者等救急通報システム事業	57
重度脳性麻ひ者等介護人派遣事業	58
受験生チャレンジ支援貸付事業	192
出産育児一時金	151
出産育児一時金貸付制度	152
手話通訳者の養成事業	77
小・中・高等学校等での福祉学習プログラム実施のコーディネーター	190
障害基礎年金	170
障害児福祉手当	34
障害者（児）日常生活用具の給付	55
障害者（児）補装具費に要する利用者負担金の助成及び軽減	56
障害者虐待防止センター	79
障害者虐待防止対応事業	194
障害者就労支援センター「はたらこ」	78
障害者職業訓練事業	77
障害者スポーツ大会	75
障害者総合支援法指定障害福祉サービス事業者（立川市内）	207
障害者総合支援法等に基づく福祉サービス	37
障害者手帳の交付	31
障害者の就労相談	78
障害者のための施設等	201
障害のある児童・生徒の就学	72
障害福祉サービス利用者負担の仕組み	41
障害福祉サービス利用の手続き	40
障害を理由とする差別に関する相談	79
小児精神障害者入院医療費助成制度	47
自立支援（育成）医療費助成	97
自立支援医療（更生医療）の給付	50
自立支援医療（精神通院）制度	47
私立幼稚園	98
私立幼稚園園児補助金	98
シルバー人材センター	25
シルバー大学への入学案内	27
新型コロナウイルス感染症ワクチン予防接種	135
新規申請、更新申請、変更申請	4
審査請求・権利擁護	43
心身障害児通園施設「立川市ドリーム学園」	70
心身障害者（児）認定短期入所事業	69
心身障害者（児）の相談・判定	78
心身障害者（児）用自動車運行事業（リフト付自動車の運行）	60
心身障害者医療費の助成	49

心身障害者休養ホーム事業	74
心身障害者自動車運転免許取得費の助成	59
心身障害者手当	33
心身障害者福祉手当	33
心身障害者扶養共済制度	36
心身障害者保養施設利用事業	74
新生児等聴覚検査	124
身体障害者相談事業	73
身体障害者手帳の交付申請手続	31
身体障害者入浴サービス事業	57
身体障害者福祉電話使用料の助成	56

す

すこやか相談	129
ストマ用具の保管	82

せ

生活困窮者自立支援事業	190
生活支援ショートステイ事業	24
生活支援体制整備事業	20
生活福祉資金貸付事業	191
生活保護	119
青春学級	76
成人歯科健康診査	135
精神障害者の家族相談	186
精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続	32
精神保健専門相談事業	48
制度の概要（国保）	145
制度の概要・加入の手続き（後期高齢者医療）	158
成年後見活用あんしん生活創造事業	193
潜在看護師再教育・就職支援事業	140
先天性代謝異常等検査申込書の交付	124
専門相談事業	194

そ

葬儀事業（指定管理者事業）	182
総合的な見守りシステム事業	179
総合発達相談事業	110
総合福祉センターの施設貸し出し・利用案内	185
葬祭費（後期高齢者医療）	161
葬祭費（国保）	152
相談支援事業〔障害者総合支援法〕	43
組織図	199

た

帯状疱疹ワクチン定期予防接種	136
帯状疱疹ワクチン任意予防接種（令和7年度終了）	136
タクシー・リフトタクシー・ガソリン費の助成事業	58
タクシー料金の割引	63
多胎児家庭支援（移動経費補助）	129
立川市・立川病院 こども救急室	141
立川市介護サービス事業者連絡会	13
立川市介護支援専門員研修会	5
立川市居宅介護支援事業者等連絡会	13

たちかわ入居支援福祉制度	
高齢福祉課・障害福祉課	23
社会福祉協議会	194
障害福祉課・高齢福祉課	68

ち

地域活動支援事業補助金交付事業	20
地域活動支援センター〔障害者総合支援法〕	44
地域支え合いネットワーク事業	13
地域生活支援拠点等事業	82
地域体操クラブ	11
地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）配置事業	177
地域包括支援センター事業	12
地域リハビリテーション活動支援事業	11
地区健康活動推進事業	139
知的障害児施設等への入所の相談	72
知的障害者相談事業	73
中国残留邦人支援事業	180
中等度難聴児補聴器購入費用助成事業	80

て

出前講座	194
------------	-----

と

東京都精神障害者都営交通乗車証の交付	63
東京都の医療費助成などの窓口業務	
子育て推進課	96
障害福祉課	50
東京都の肝がん・重度肝硬変医療費助成制度（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）	53
東京都母子及び父子・女性福祉資金の貸付	88
都営交通無料乗車券の交付	62
特定健康診査・後期高齢者健康診査	
健康推進課	142
特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	9
特定不妊治療医療費助成	131
特定保健指導（国保のみ）	166
特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室	71
特別支援学級一覧	208
特別支援教育費の援助（就学奨励）	71
特別児童扶養手当	95
特別障害給付金	170
特別障害者手当	34
図書館サービス事業	76

な

難病医療費助成制度	51
難病手当	34

に

日赤への協力	176
入院時食事療養費（後期高齢者医療）	161
入院時食事療養費（国保）	153
入院助産	88
乳児・1歳6か月児・3歳児精密健康診査	126

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	125
乳幼児医療費の助成（医療証）	96
乳幼児経過観察健康診査	127
乳幼児健康診査	126
乳幼児発達健康診査	127
人間ドック・脳ドック受診利用補助	166
妊産婦・乳幼児保健指導	123
認証保育所	111
認証保育所等利用者負担軽減補助	111
認知症アウトリーチチーム事業	14
認知症カフェにおける講師謝礼金補助金交付事業	15
認知症支援コーディネーター事業	15
認知症支援事業	15
認知症初期集中支援チーム事業	14
認知症地域支援推進員配置事業	14
認知症の方への支援	195
認知症予防教室	11
認定結果と利用限度額	5
認定審査会	5
認定調査、主治医意見書	4
妊婦インフルエンザ任意予防接種	128
妊婦健康診査	123
妊婦歯科健康診査	131
妊婦精密健康診査	124
妊婦等包括支援事業	125

ね

熱中症対策事業	139
---------	-----

の

納付猶予・学生納付特例	169
-------------	-----

は

バースデーサポート	129
発達支援啓発事業	110
歯と口の健康週間	132
パパママ学級	124
ハンディ水泳教室	75

ひ

B型・C型ウイルス肝炎治療 医療費助成制度	52
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	192
ひとり親家庭等医療費の助成（医療証）	87
ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣	87
病児保育室	113

ふ

ファミリー・サポート・センター	107
ファミリーフレンド事業	108
風しん対策事業	127
福祉会館の施設案内	26
福祉関係施設等一覧	200
福祉サービス総合支援事業	193
福祉のまちづくりの推進	177

福祉有償運送	178
福祉用具購入	10
福祉用具相談	16
物品寄付の受付	186
ふれあいの広場	75

へ

ベビーシッター利用支援事業	114
ベビくる面談（旧妊婦サポート面接）	123

ほ

保育園等	102
法外援護	119
法定免除〔国民年金〕	169
保険料の軽減（後期高齢者医療）	164
保険料の軽減・減免制度（国保）	156
保険料の算定（後期高齢者医療）	163
保険料の算定（国保）	155
保険料の申請免除	168
保険料の納付（後期高齢者医療）	165
保険料の納付（国保）	157
保護司	176
保護施設	119
母子・父子自立支援、女性相談	88
母子栄養食品の支給	123
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	89
母子健康手帳の交付	123
母子生活支援施設	89
補装具費の支給	54
補聴器購入費助成事業	26
ボランティア・市民活動団体に対する助成金	188
ボランティア・市民活動の相談（ボランティア・市民活動センターたちかわ）	187
ボランティアグループ・市民活動団体の登録制度	189
ボランティア体験や説明会などの開催	188
ボランティア保険・行事保険の加入受付・相談	188

み

未支給年金	171
未熟児等養育医療費助成	97
民営バス介護人用割引証の交付	63
民生委員・児童委員	175

ゆ

有料道路における障害者割引制度	61
-----------------	----

よ

養育支援訪問事業	108
養育費確保支援事業	87
養護老人ホームの入所	24
幼児歯科相談	131
40歳以上の健康診査（一般健康診査）	132

ら

ラフ&タフ体操教室 138

り

離乳食後期教室（カミカミ教室） 130
離乳食準備教室（らくらくゴックン） 130
療養の給付（後期高齢者医療） 158
療養の給付（国保） 147

療養費（後期高齢者医療） 159
療養費（国保） 148
緑内障検診 135

ろ

老人クラブ 26
老齢基礎年金 170

たちかわの福祉 令和8（2026）年度版
令和8（2026）年6月発行

発 行 立 川 市
〒190-8666
東京都立川市泉町1156番地の9
電話 042-523-2111（代表）
FAX 042-528-4356
企 画 編 集 福祉部福祉総務課

